

第3次江津市保健福祉総合計画

平成30年度～平成35年度

元気！勇気！感動！ごうっ
健康で安心して暮らせるまちづくり



平成30年3月
島根県 江津市

は じ め に

本市では、平成 24 年 3 月に「第 2 次江津市保健福祉総合計画」を策定し、当初から本市の将来像と定めた「健康で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、計画に基づき様々な保健福祉施策を総合的に推進してまいりました。

この間、少子高齢化がさらに進み、暮らしは変化し続け、地域の活力を維持するのが困難な時代へと向かってきました。国においては、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の実現とさらなる深化をめざすとともに、新たに「地域共生社会」という理念のもとで、子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる社会の実現を提唱しております。

このような社会を実現し、新たに生じる課題に適切に対応していくためには、公的サービスの充実・提供だけでは限界があることから、地域住民同士の支え合いや助け合いによる地域福祉の推進がこれまで以上に求められています。本市においては、市内全地区において地域コミュニティ組織を立ち上げ、住民が地域の課題に根差した活動を主体的に行うとともに、行政と協働して地域の暮らしを守る仕組みが動き出しております。

このような地域の主体的な活動を支援するため、引き続き「健康で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、「第 3 次江津市保健福祉総合計画」を策定いたしました。この計画は、「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者保健福祉計画」の 4 つの個別計画に、新たに「食育推進計画」を加えて構成され、様々なライフステージにおける本市の施策を示しております。今後は、本計画の基本理念を着実に推進し、すべての市民のみなさまが、一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で、自分らしく自立した生活を続けられるよう、各種施策を実施してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました各推進協議会の委員のみなさまやアンケート調査、関係団体調査、パブリックコメントなどでご協力いただきましたみなさまに対し深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

江津市長 山下 修

目 次

I 序 論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の踏まえるべき視点.....	3
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 各計画の対象者.....	5
第5節 計画の期間.....	6
第6節 策定体制.....	7
第7節 推進体制.....	10
第2章 本市の現状・実態.....	11
第1節 統計資料からみる現状.....	11
第2節 各種調査からみる現状.....	22
第3章 基本構想.....	48
第1節 将来像.....	48
第2節 人口の将来推計.....	48
第3節 ライフステージの設定と個別計画の体系.....	49
II 部門別計画.....	51
第1部 地域福祉計画.....	52
はじめに 地域福祉計画の基本方針.....	52
第1節 基本理念.....	52
第2節 基本目標.....	52
第3節 地域福祉計画の推進体制.....	53
第4節 地域福祉計画の体系図.....	54
第1章 地域福祉を担う人づくり.....	55
第1節 学校教育における福祉教育の推進.....	55
第2節 生涯学習による福祉教育の推進.....	56
第3節 ボランティアなど市民活動の育成・支援.....	57
第4節 福祉意識の醸成・啓発.....	59
第2章 地域づくりを展開するまちづくり.....	60
第1節 地域福祉活動の体制づくり.....	60
第2節 安心・安全を支える地域のネットワークづくり.....	63
第3章 地域福祉を支える公的支援体制づくり.....	65
第1節 相談体制・情報提供体制の充実.....	65
第2節 権利擁護の推進.....	67
第3節 虐待防止対策の推進.....	68

第4節	生活困窮者自立支援事業の推進	69
第5節	地域における就労支援	70
第6節	地域福祉に関する基盤整備	71
第4章	目標指標	73
第2部	健康増進計画	74
はじめに	健康増進計画の基本方針	74
第1節	基本理念	74
第2節	基本目標	74
第3節	健康増進計画の推進体制	75
第4節	健康増進計画の体系図	77
第1章	健康状態を知り、生活習慣の改善による自主的な健康づくり	78
第1節	自己の健康管理	78
第2節	栄養・食生活	81
第3節	歯科・口腔機能	83
第4節	運動習慣	85
第5節	喫煙・飲酒	87
第6節	心の健康	89
第7節	自死予防	91
第2章	地域ぐるみの健康づくり	92
第1節	地域の健康づくり組織の育成・支援	92
第3章	医療・保健・福祉の連携による健康づくり	95
第1節	異常の早期発見のための各種健（検）診体制とフォロー体制の整備	95
第4章	目標指標	98
第3部	食育推進計画	101
はじめに	食育推進計画の基本方針	101
第1節	基本理念	101
第2節	一人ひとりのめざすべき姿	102
第3節	基本方針	102
第4節	基本目標	102
第5節	食育推進計画の推進体制	104
第6節	食育推進計画の体系図	106
第7節	食育推進の施策展開	107
第1章	食で育む豊かな心	108
第2章	食でつくる健康なからだ	110
第3章	食で学び伝える郷土の味と食文化	112
第4章	食でつなぐ人と地域	114

第5章 目標指標	116
第4部 高齢者福祉計画	118
はじめに 高齢者福祉計画の基本方針	118
第1節 基本理念	118
第2節 基本目標	118
第3節 介護保険事業計画における将来像	119
第4節 高齢者福祉計画の推進体制	120
第5節 高齢者福祉計画の体系図	121
第1章 いきいきとした元気な高齢者づくり	122
第1節 健康づくりの推進	122
第2節 生きがいくつりと社会参加活動の推進	125
第2章 地域包括ケア体制の深化・推進	128
第1節 地域包括ケア体制の強化	128
第2節 認知症対策の推進	133
第3節 家族介護支援の推進	135
第3章 生活者視点の支援の仕組みづくり	136
第1節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	136
第2節 地域特性に応じたサービス提供体制づくり	138
第4章 数値目標一覧	141
第5部 障がい者保健福祉計画	143
はじめに 障がい者保健福祉計画の基本方針	143
第1節 基本理念	143
第2節 基本目標	143
第3節 障がい者保健福祉計画の推進体制	144
第4節 障がい者保健福祉計画の体系図	145
第1章 障がい者の自立支援体制づくり	146
第1節 保育・教育の推進	146
第2節 障がい者の雇用・就労の促進	146
第2章 誰もが尊重しあえる共生社会づくり	148
第1節 障がい者に対する理解を深める啓発・広報	148
第2節 コミュニケーションの向上	149
第3章 障がい者を支えるサービス提供体制づくり	150
第1節 保健・医療の推進	150
第2節 障がい者の生活支援	151
第3節 障がい福祉サービスなどの基盤整備	152
第4章 成果目標及び活動指標	158

第1節 成果目標	158
第2節 障がい福祉サービスなどの見込量（活動指標）	162
Ⅲ 資料編	175
1 江津市保健福祉総合推進協議会設置要綱	176
2 江津市保健福祉総合推進協議会委員	178
3 用語解説	179

I 序 論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

少子高齢化の進行や、家族形態の変化により、市民ニーズや地域の課題は多様化、複雑化しており、国における社会福祉に関する制度や方向性も変化を続けています。

本市では、すべての対象者に共通する「地域福祉の視点」と「健康づくりの視点」について、一貫性のある市の方針を定め保健福祉施策に取り組むため、平成18年度（2006年度）に「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害者保健福祉計画」の4計画を一体的なものとして、「江津市保健福祉総合計画」を策定し、平成23年度（2011年度）には見直しによる「第2次江津市保健福祉総合計画」の策定を行い、保健福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

この度、平成29年度（2017年度）で現行計画の計画期間が終了することから、これまでの本市の取り組みや現在の社会状況などを踏まえるとともに、これまで単独計画として策定していた「食育推進計画」を加えた5計画を包括した「第3次江津市保健福祉総合計画」を策定することとします。

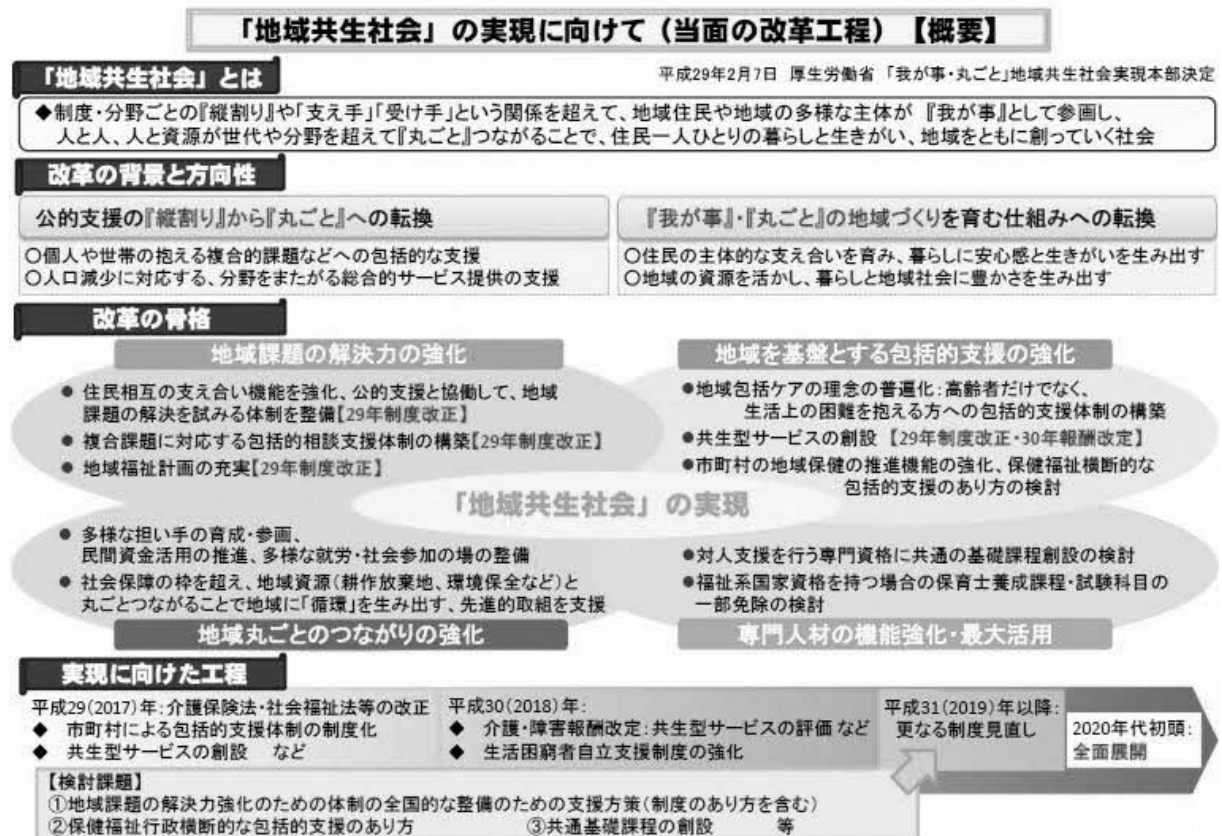


第2節 計画の踏まえるべき視点

1. 地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。本市においても国の動向を踏まえ、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

■「地域共生社会」の実現に向けた改革工程



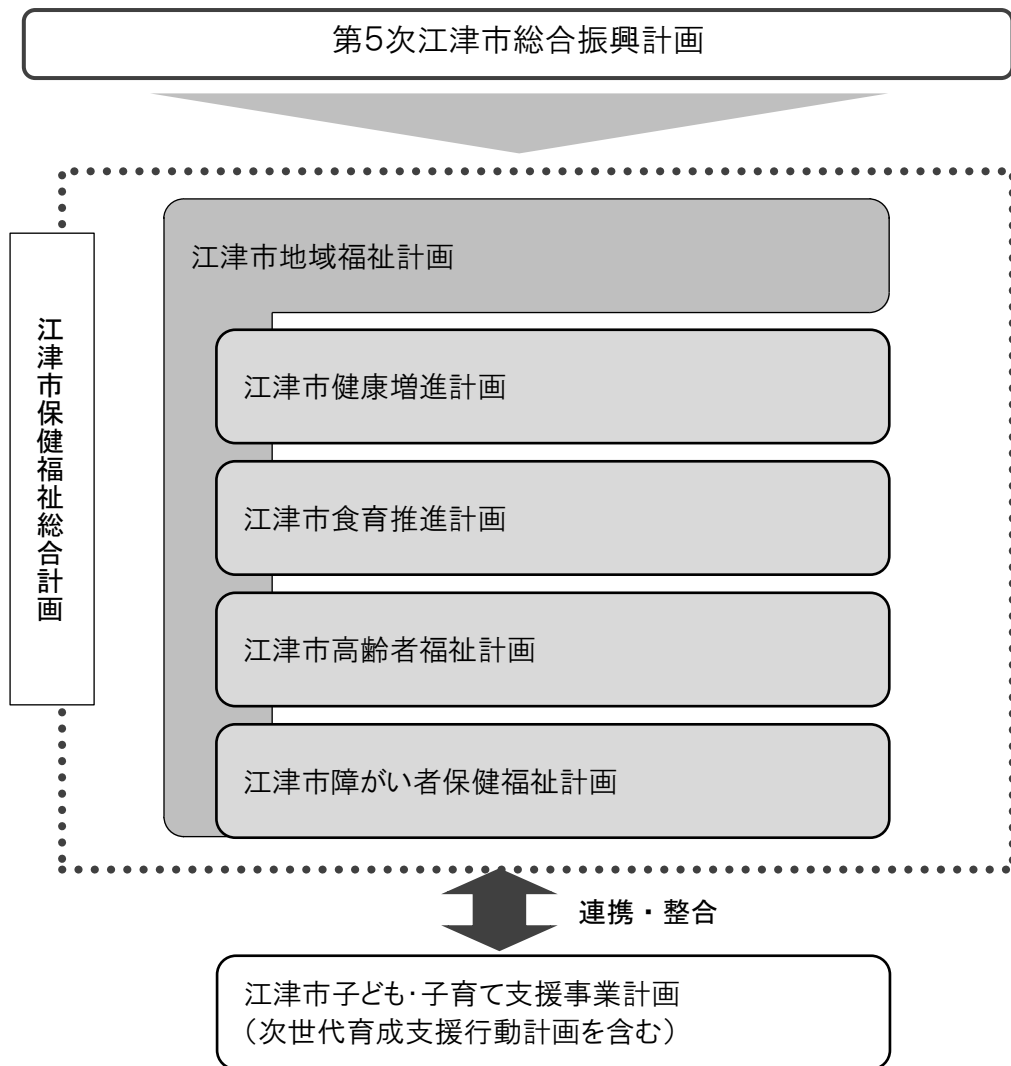
出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

第3節 計画の位置づけ

本計画は、本市の保健福祉施策にかかる各法制度に基づく5つの計画を総括した理念と方向性のもとに一体的に策定するものです。それぞれの法的根拠は以下の通りです。

個別計画名	法的根拠
地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。 福祉サービスの適切な利用推進、社会福祉を目的とする事業、地域福祉活動への市民参加、行政との協働などの方向性を定めます。 また、本計画は高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉、その他の福祉関連計画の上位計画として位置づけられ、各計画との整合を図りながら横断的につなぐものとし、関係各課・団体・機関などとの連携・協働のもと総合的に推進する計画です。
健康増進計画	健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」です。 高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく「特定健康診査等実施計画」と整合を図ります。 各世代に応じた健康づくりの目標を設定し、市民一人ひとりの健康づくりを通して平均寿命及び健康寿命の延伸をめざす計画です。
食育推進計画	食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」です。 市内の関係機関・団体の食育推進の共通指針として位置づけ、相互連携により、すべての市民が食育を実践できるひとづくり、環境づくりに取り組み、本市の食育がさらに推進することをめざす計画です。
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」です。 浜田地区広域行政組合が介護保険法第117条に基づいて策定する「介護保険事業計画」と一体のものとして作成します。 高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、健康でいきいきと暮らせるまちの実現をめざす計画です。
障がい者 保健福祉計画	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。 ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者・児の状況を踏まえ、社会状況の変化や複雑多様化するニーズに的確に対応していくための障がい者に対する総合的な計画です。

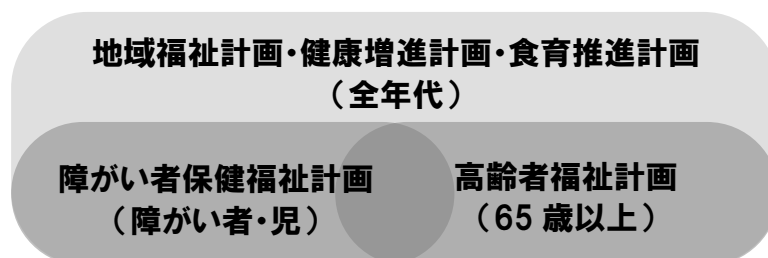
■各計画の関連イメージについて



※江津市子ども・子育て支援事業計画は平成 27 年(2015 年)3月に単独計画として策定しており、本計画とも連携・整合を図るものとします。

第4節 各計画の対象者

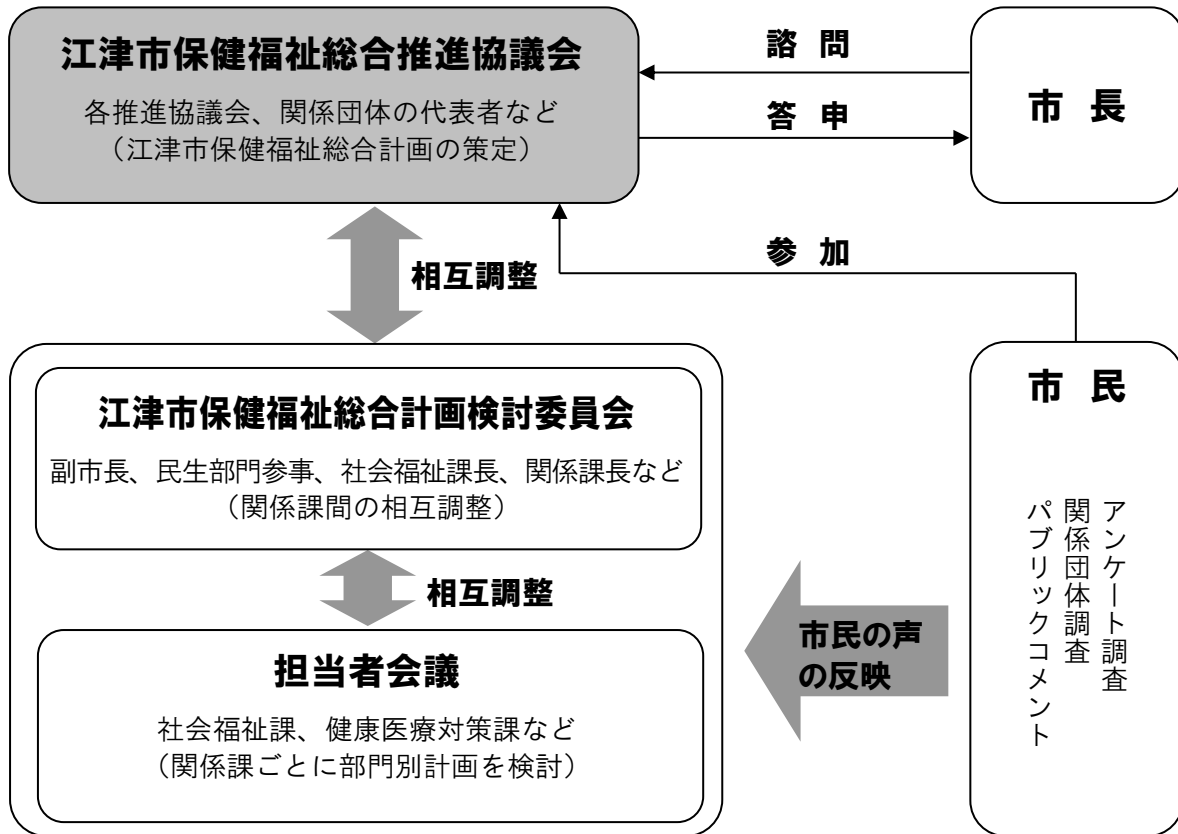
地域福祉計画・健康増進計画・食育推進計画は全年代の住民、高齢者福祉計画は 65 歳以上の住民、障がい者保健福祉計画は、障がい者・児を計画の対象とします。



第6節 策定体制

1. 協議体制

第3次江津市保健福祉総合計画は、多様な主体の連携により策定するため、以下の図のような組織体制で検討します。



2. 各種調査の実施

(1) アンケート調査

第3次江津市保健福祉総合計画の策定にあたり、市民のニーズや生活の状況などを把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	未成年者用（13歳～19歳）
対応する部門別計画	地域福祉計画、健康増進計画、食育推進計画
調査対象者	平成29年（2017年）6月現在、市内在住の中学生以上の未成年者
調査数	500名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成29年（2017年）6月14日～6月27日
調査内容	健康状態や生活習慣、まちづくりに関することなど
回収結果	208名（回収率41.6%）

調査票の種類	若年・壮年者用（20歳～64歳）
対応する部門別計画	地域福祉計画、健康増進計画、食育推進計画
調査対象者	平成29年（2017年）6月現在、市内在住の20歳以上65歳未満の方
調査数	1,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成29年（2017年）6月14日～6月27日
調査内容	健康状態や生活習慣、地域の状況、まちづくりに関することなど
回収結果	377名（回収率37.7%）

調査票の種類	高齢者用（65歳以上）
対応する部門別計画	地域福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、高齢者福祉計画
調査対象者	平成29年（2017年）6月現在、市内在住の65歳以上の方
調査数	1,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成29年（2017年）6月14日～6月27日
調査内容	介護予防や今後の暮らしについて、健康状態や生活習慣に関することなど
回収結果	597名（回収率59.7%）

調査票の種類	身体・知的障がい者用
対応する部門別計画	障がい者保健福祉計画
調査対象者	平成29年（2017年）6月現在、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳所持者
調査数	850名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成29年（2017年）6月14日～6月27日
調査内容	心身の状況や障がい福祉サービスの利用状況・利用意向、就労意向や介護者の状況に関する事など
回収結果	438名（回収率51.5%）

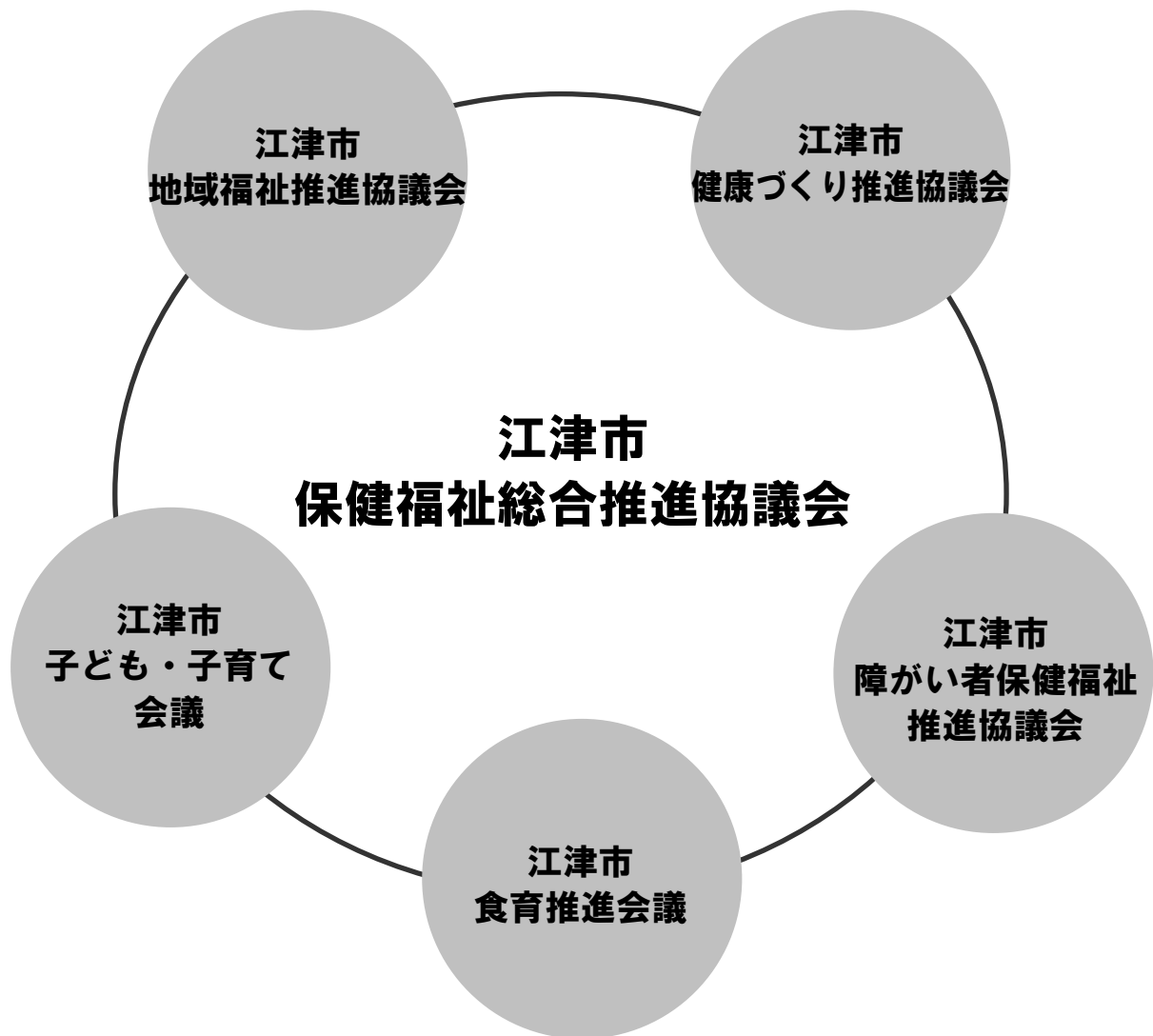
調査票の種類	精神障がい者用
対応する部門別計画	障がい者保健福祉計画
調査対象者	平成29年（2017年）6月現在、市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及び通院医療費公費負担制度申請者
調査数	350名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	平成29年（2017年）6月14日～6月27日
調査内容	心身の状況や障がい福祉サービスの利用状況・利用意向、就労意向や介護者の状況に関する事など
回収結果	139名（回収率39.7%）

（2）関係団体調査

第3次江津市保健福祉総合計画の策定にあたり、地域福祉に関する支援団体などの活動状況や課題を把握するための調査を実施しました。

第7節 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本的に各部門別計画において、それぞれ構成される推進協議会などが計画の評価・進行管理を担っていきませんが、総合的に保健福祉施策を推進するため、江津市保健福祉総合推進協議会において課題や取り組み内容の共有化を図り、計画を円滑かつ計画的に推進します。



第2章 本市の現状・実態

第1節 統計資料からみる現状

- 本計画書におけるグラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

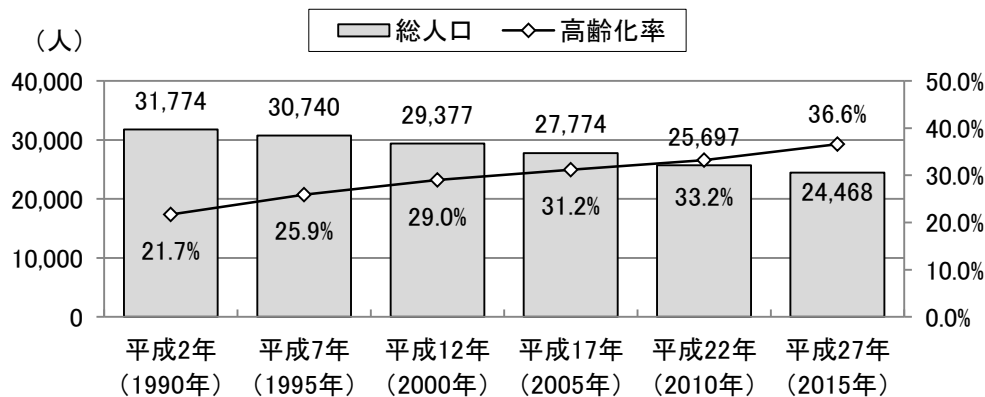
1. 人口の状況

(1) 総人口推移と高齢化率の推移

本市の総人口は平成2年（1990年）以来、減少傾向が続いており、平成27年（2015年）には24,468人と、約7,300人の減少となっています。

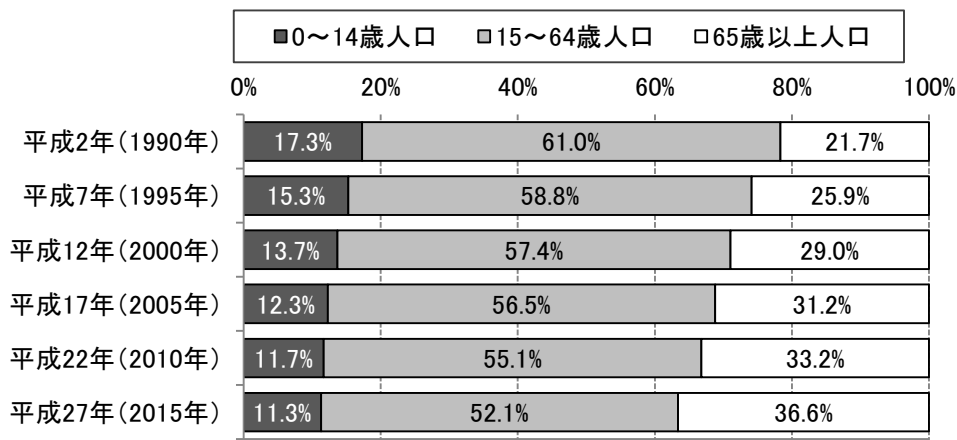
一方、年齢3区分別人口比率をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少に対し、高齢者人口（65歳以上）については上昇しており、平成27年（2015年）には36.6%と3人に1人が高齢者という状況となっています。

■総人口と高齢化率の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移

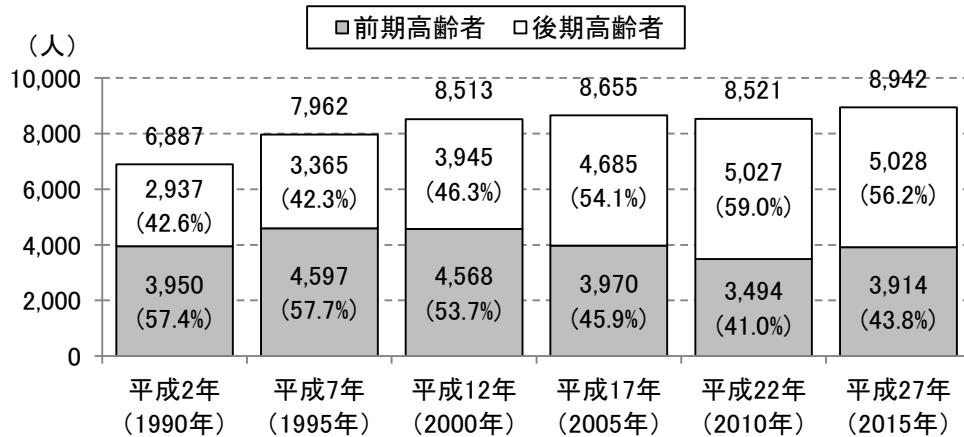


資料：国勢調査

(2) 前期高齢者・後期高齢者人口の推移

本市の高齢者数について、前期高齢者（65～74 歳）・後期高齢者（75 歳以上）別で見ると、平成 12 年（2000 年）以降、前期高齢者が減少していましたが、平成 27 年（2015 年）では増加に転じており、後期高齢者とともに増加となっています。

■前期高齢者・後期高齢者数の推移



資料：国勢調査

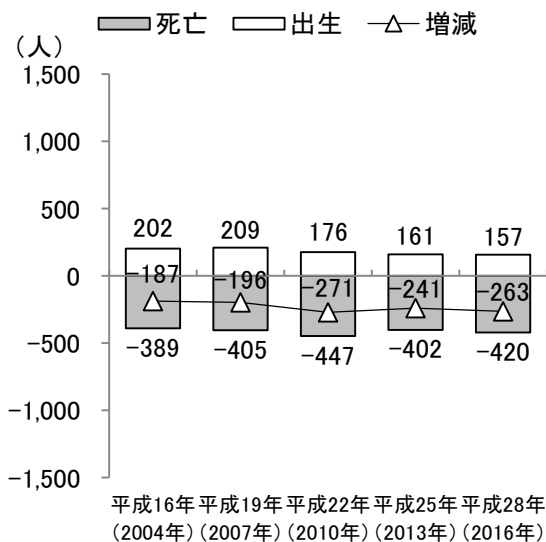
(3) 自然動態・社会動態の推移

本市の自然動態、社会動態（人口の移動に関する状況）について、自然減（出生よりも死亡が多い）、社会減（転入よりも転出が多い）の推移が続いています。

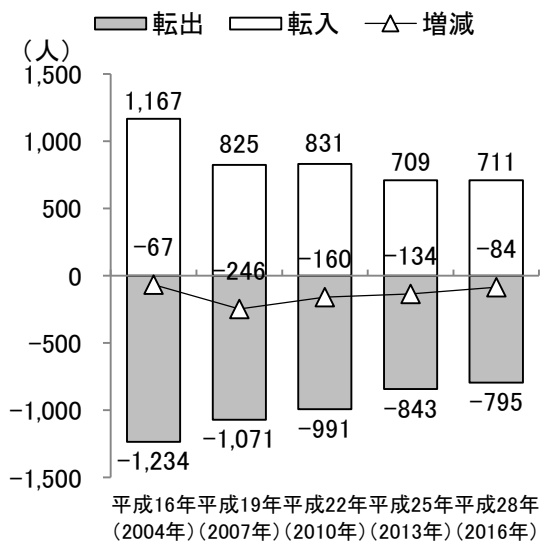
自然動態では、死亡数は概ね 400 人強で推移している一方、出生数は減少傾向で推移しています。

社会動態では、平成 19 年（2007 年）以降の転出数が転入数と比べて大きく減少していることから、社会減の人数も減少しています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



資料：島根県人口移動調査

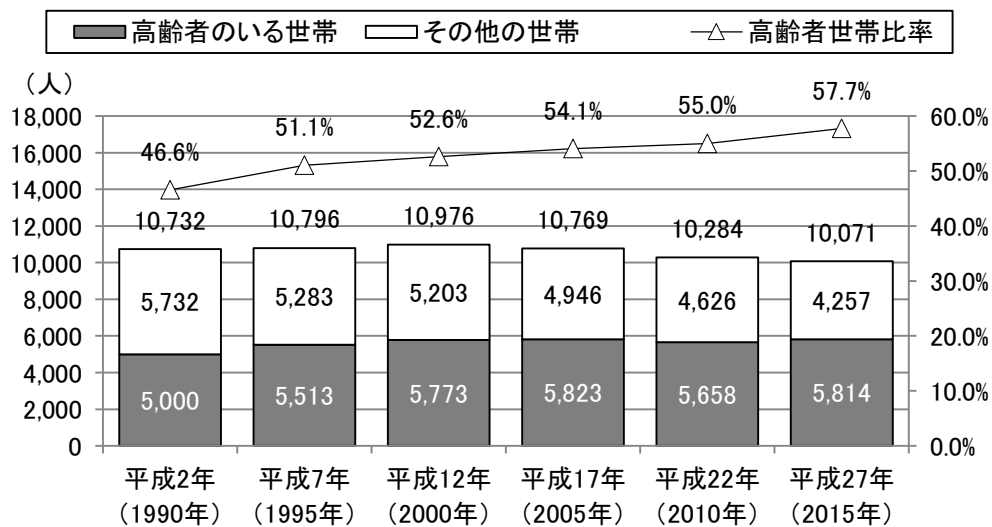
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数の状況について、一般世帯総数は平成12年（2000年）をピークに減少傾向となっている一方、高齢者のいる世帯は増加しており、平成27年（2015年）では、一般世帯の6割近くを占めています。

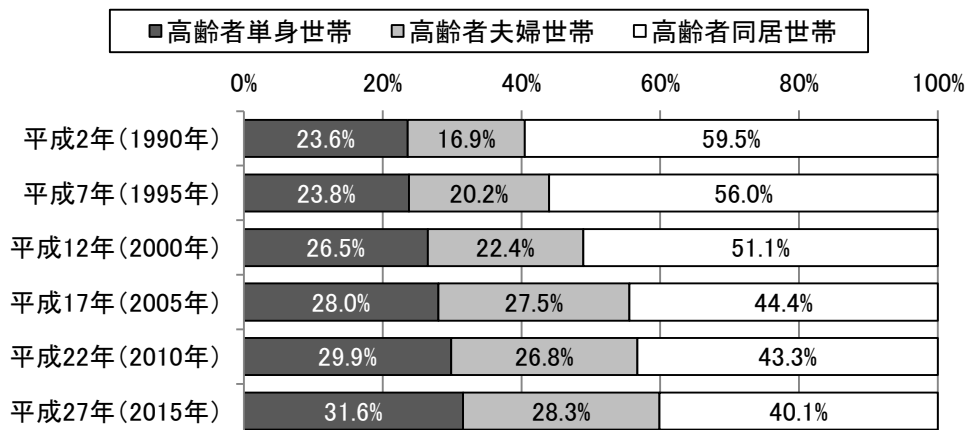
高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、平成27年（2015年）では、半数以上となっています。

■総世帯と高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の内訳



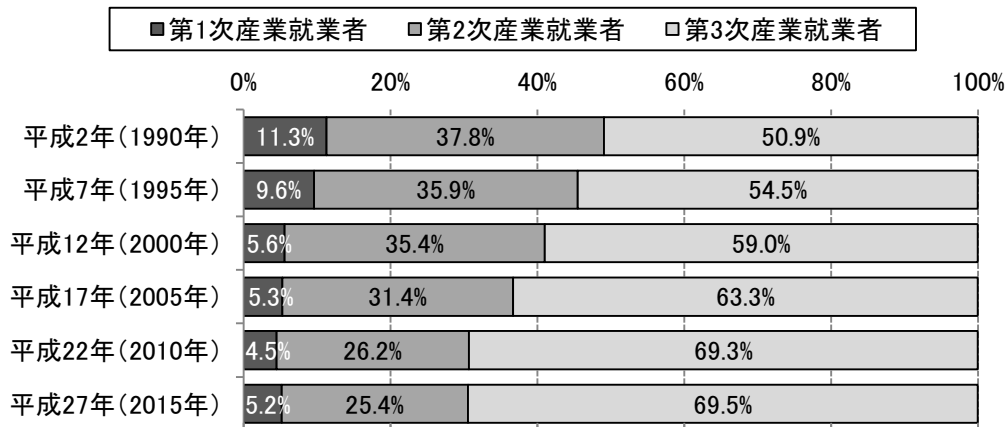
資料：国勢調査

3. 産業・就業などの状況

(1) 産業構造の推移

本市の産業構造については、第3次産業就業者の割合が増加し、第1次産業、第2次産業就業者の割合は減少しています。第1次産業では平成27年（2015年）で割合が若干増加しています。

■産業構造の推移

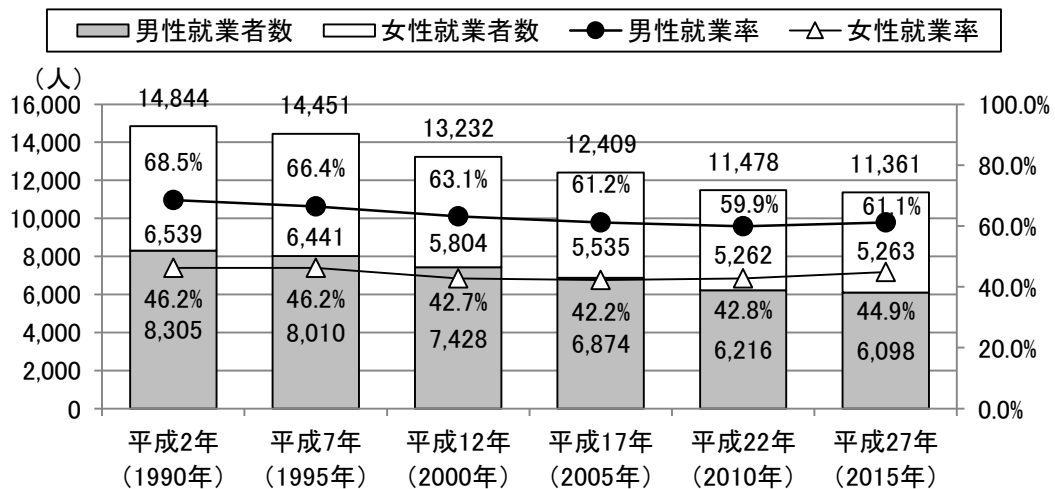


資料：国勢調査

(2) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、高齢化を背景に減少傾向となっていますが、15歳以上人口に占める就業率は平成22年（2010年）から平成27年（2015年）で増加がみられます。

■就業者数・就業率の推移（15歳以上）



資料：国勢調査

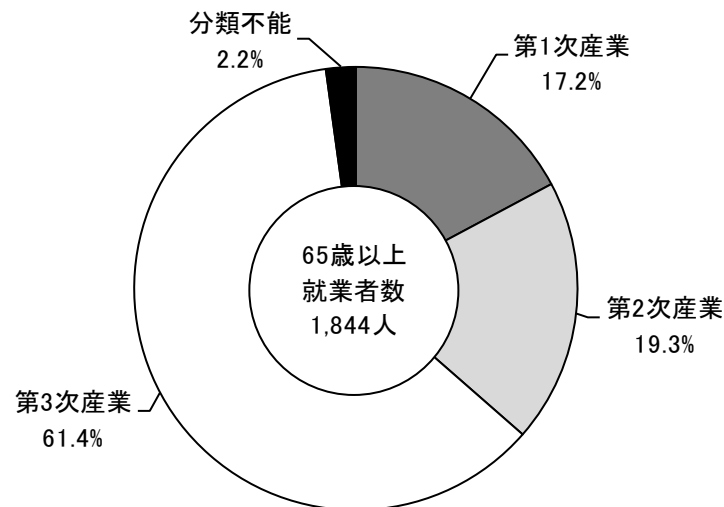
(3) 高齢者の就業状況

本市の高齢者の就業状況をみると、65 歳以上の就業者は 1,844 人で、高齢者人口の 20.6%が就業している状況にあります。また、就業している高齢者が全就業者に占める割合は 16.2%となっています。

65 歳以上の就業者の産業構造は、第1次産業が 17.2%、第2次産業が 19.3%、第3次産業が 61.4%となっています。

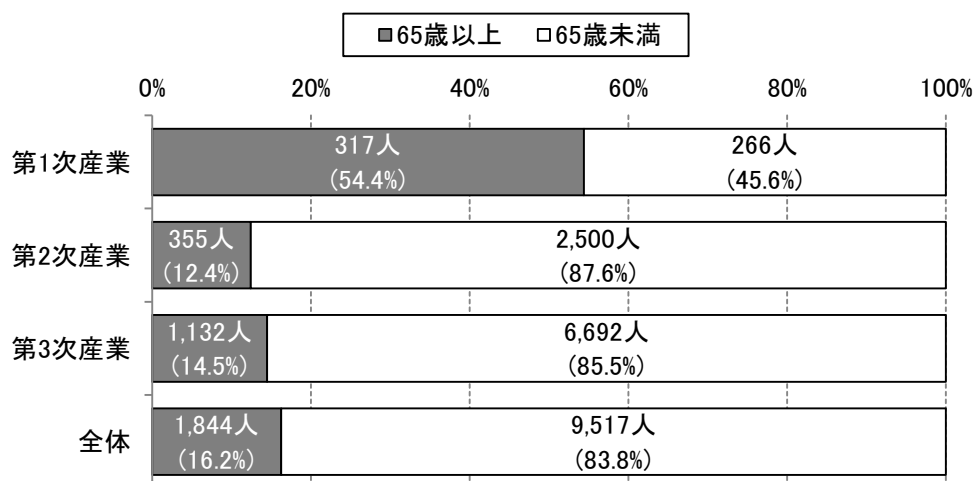
産業人口に占める高齢者の割合をみると、第1次産業では 54.4%が高齢者となっています。

■産業構造（65 歳以上）



資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年））

■産業人口に占める高齢者の割合



資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年））

4. 市民の健康実態

(1) 平均寿命の推移

本市の平均寿命をみると、平成 25 年（2013 年）では男女ともに県と比べると約 1 歳短い状況ですが、男性は過去 5 年間でみると 1.3 歳、過去 10 年間では 2.5 歳延びています。また、女性においても延びていますが、ほぼ横ばいとなっています。

■平均寿命の推移

	平成 15 年（2003 年）		平成 20 年（2008 年）		平成 25 年（2013 年）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
江津市	76.7	85.9	77.9	85.6	79.2	86.0
浜田圏域	76.9	85.7	79.1	86.3	80.1	86.3
島根県	78.3	86.2	79.6	86.9	80.1	87.0

資料：島根県保健統計書（標記年を中心とした 5 年間平均）

(2) 65 歳の平均自立期間（健康寿命）※の推移

本市の 65 歳の平均自立期間をみると、平成 25 年（2013 年）では男女ともに県と比べると短い状況ですが、浜田圏域でみると女性において若干長くなっています。10 年間でみると男性は 1 歳延びていますが、女性は横ばいとなっています。

■65 歳の平均自立期間（健康寿命）の推移

	平成 15 年（2003 年）		平成 20 年（2008 年）		平成 25 年（2013 年）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
江津市	15.6	20.2	16.5	20.1	16.6	20.2
浜田圏域	15.9	20.1	16.6	20.0	16.7	19.9
島根県	16.5	20.5	17.2	20.8	17.5	20.9

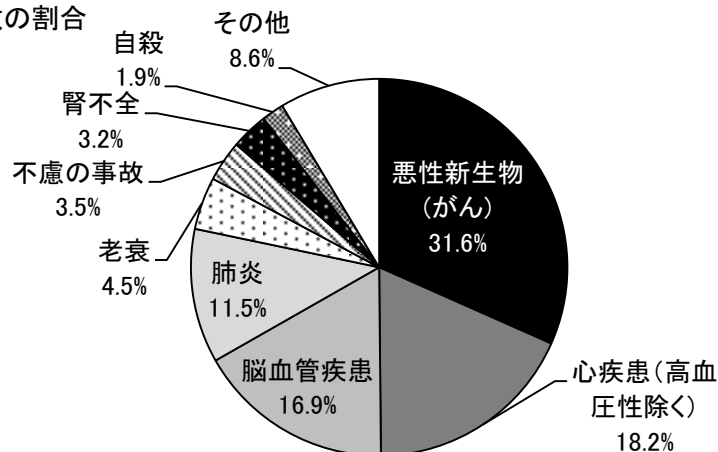
資料：島根県保健統計書（標記年を中心とした 5 年間平均）

※65 歳の平均自立期間：65 歳の人があと何年自立した生活が期待できるかを示したもの
介護認定データ（要介護 2～5）、生命表をもとに平均自立期間を算出しています。

(3) 死因別死亡者数の割合

本市の選択死因別割合をみると、悪性新生物（がん）が 31.6%と最も高く、心疾患（高血圧性除く）が 18.2%、脳血管疾患が 16.9%となっています。

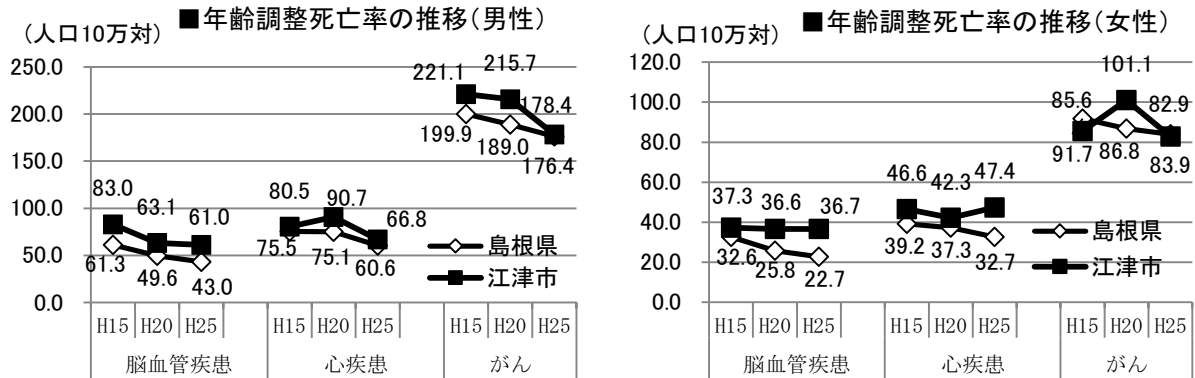
■死因別死亡者数の割合



資料：厚生労働省「人口動態統計（平成 27 年（2015 年））」

(4) 年齢調整死亡率※の状況

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率でみると、男性は脳血管疾患及び心疾患において県死亡率より高くなっていますが、悪性新生物（がん）においては県平均並みになっています。女性については、悪性新生物（がん）が県死亡率とほぼ同じ状況ですが、脳血管疾患及び心疾患による死亡率が県死亡率より高くなっており、その開きも大きくなっています。



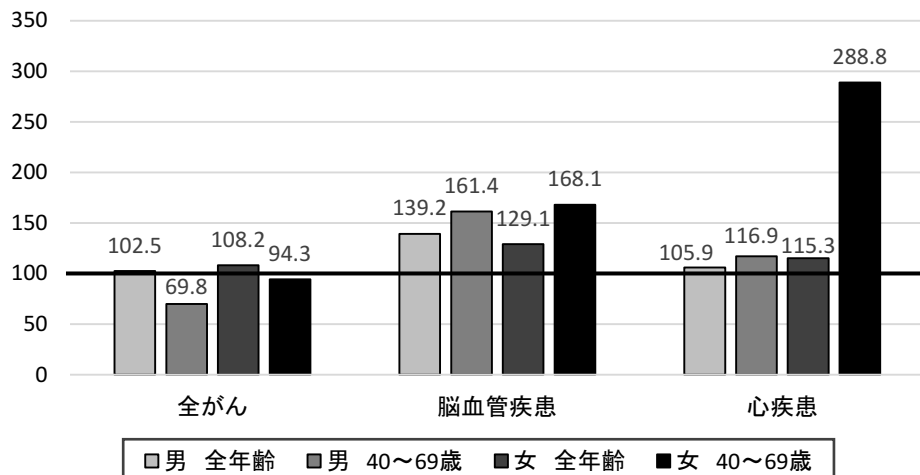
資料: 島根県健康指標マクロ(標記年を中心とした5年間平均)

※年齢調整死亡率: 年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率
単位は人口 10 万対

(5) 標準化死亡比 (SMR) ※の状況

県と比較して死亡率の高い疾患は男女とも脳血管疾患が高く、特に 40～69 歳の壮年期では顕著となっています。また、心疾患は 40～69 歳の女性が特に高くなっています。

■標準化死亡比 (県を 100 とした比較)



資料: 島根県健康指標マクロ

(平成 25 年(2013 年)を中間年とする5年間平均【平成 23 年(2011 年)～平成 27 年(2015 年)】)

※標準化死亡比とは、標準とする集団(今回は島根県)に比べ、どの程度死亡が多いかを示す値

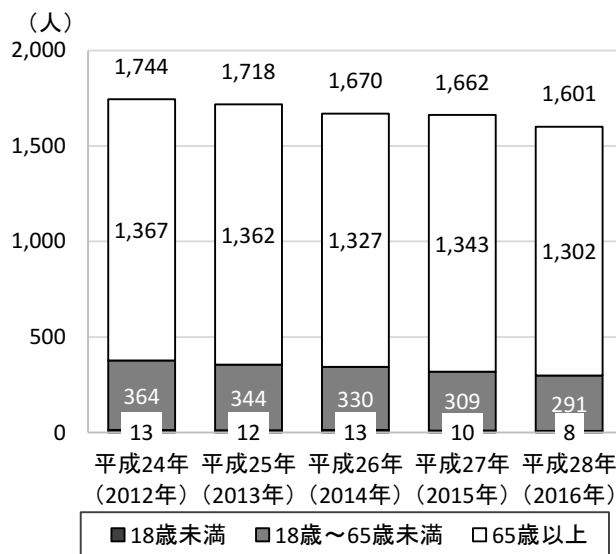
5. 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

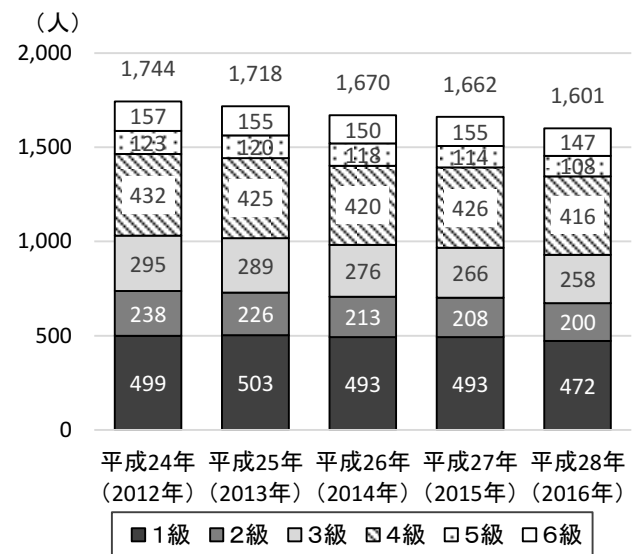
本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成28年（2016年）では1,601人となっています。手帳所持者のうち65歳以上は約8割を占めています。

障がいの等級別にみると、どの等級においても減少傾向で推移しています。障がいの種類別においても、減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

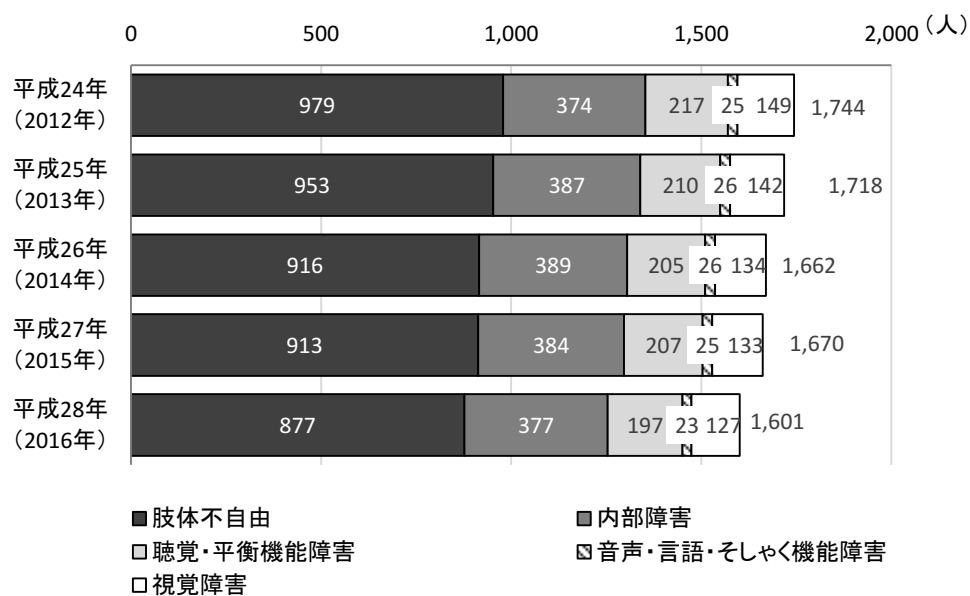


■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：島根県立心と体の相談センター（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者数（種類別）の推移

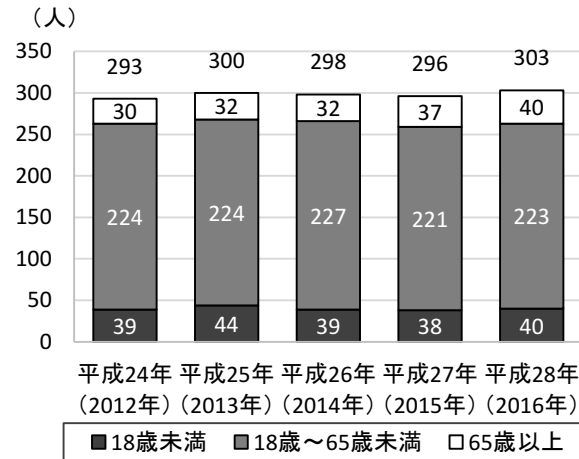


資料：島根県立心と体の相談センター（各年3月31日現在）

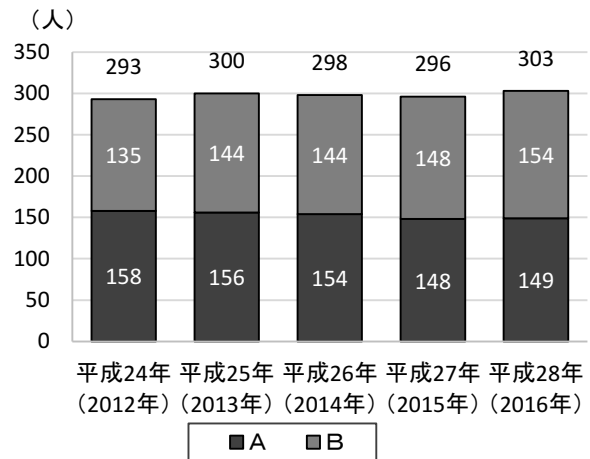
(2) 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は 300 人前後で推移しています。障がいの等級別にみると、「B」が微増で推移しています。

■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



■療育手帳所持者数（等級別）の推移

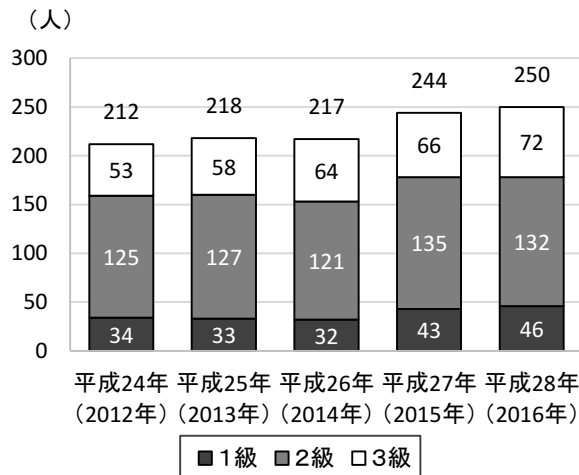


資料：島根県立心と体の相談センター（各年3月31日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。平成28年（2016年）は250人となっており、平成24年（2012年）の212人よりも38人増加しています。等級別にみても、どの等級も増加で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：島根県立心と体の相談センター（各年3月31日現在）

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数などの推移

単位：人

区 分	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	549	550	559	567	602

資料：島根県立心と体の相談センター（各年3月31日現在）

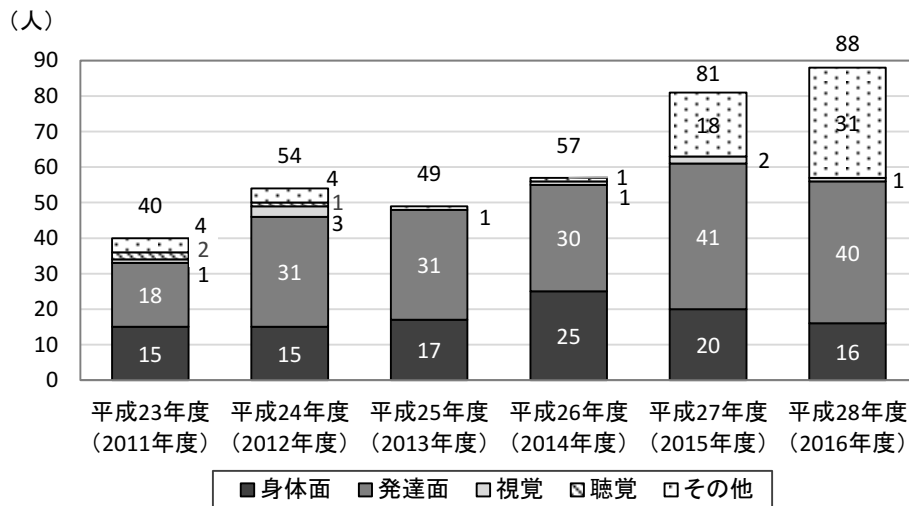
(4) 発達障がいのある人の状況

障害者手帳のように正確な統計はありませんが、平成 24 年（2012 年）に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値 6.5%と報告されています。

本市では、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の 3 歳児健康診査受診者累計 496 人に対し、22.4%にあたる 111 人が発達面において「要フォロー者」となっており、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）の 3 年間 16.4%と比べて、発達の支援が必要な子どもが増加しています。

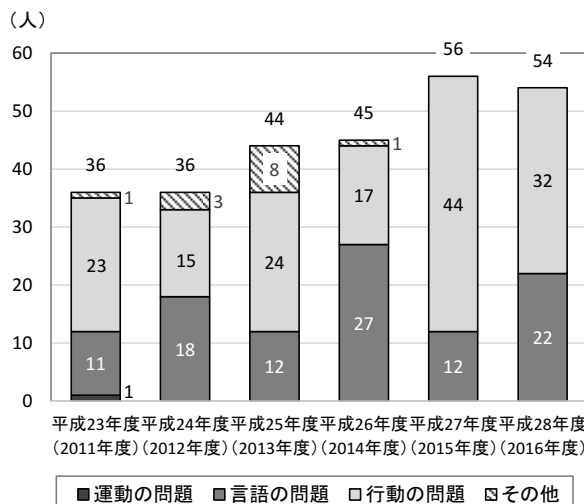
また、発達クリニックに紹介された子どもの問題内容をみると、平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）では「行動の問題」が最も多く 60%を占めており、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）の 3 年間と比べると、53.4%から 60%へと増加しています。

■3 歳児健診における要フォロー者の内訳

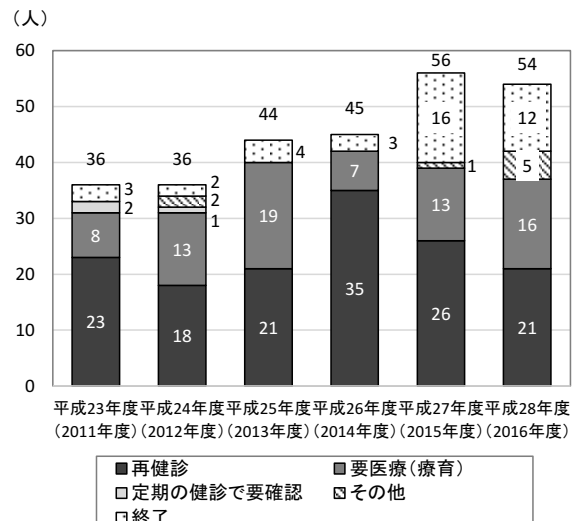


※平成 26 年度(2014 年度)から尿検査を含んでいる。

■発達クリニックに紹介された子どもの問題内容



■発達クリニックの健診結果



(5) 高次脳機能障がいのある人の状況

島根県障がい福祉課の資料によると、平成29年(2017年)3月31日現在、7圏域の相談支援拠点において把握している高次脳機能障がい者・児の人数は733人となっています。そのうち、男性が約74%、女性が約25%を占めています。年齢別にみると、0～19歳が1.7%、20～39歳が15.4%、40～59歳が35.2%、60歳以上が45.3%となっています。

(6) 難病患者の状況

難病(特定疾患、指定難病、小児慢性特定疾病)については、医療費の公費負担制度により負担軽減を図っています。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病医療費等助成の対象疾病(国の指定難病)は、平成29年(2017年)4月1日から24疾病が追加され、パーチェット病や多発性硬化症をはじめとする330疾病となっています。

小児慢性特定疾病は、子どもの慢性疾病のうち、小児がんなどの特定の疾病をさしており、平成29年(2017年)4月1日には14疾患群(722疾病)が対象となっています。

本市では、平成28年(2016年)には指定難病の受給者が233人、小児慢性特定疾病の受給者は11人となっています。

■特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病治療研究事業の承認状況

単位:人

区 分	特定医療費(指定難病)	小児慢性特定疾病
平成23年(2011年)	204	25
平成24年(2012年)	205	20
平成25年(2013年)	210	18
平成26年(2014年)	210	18
平成27年(2015年)	232	14
平成28年(2016年)	233	11

資料: 浜田保健所(各年3月31日現在)

第2節 各種調査からみる現状

1. アンケート調査結果からの考察

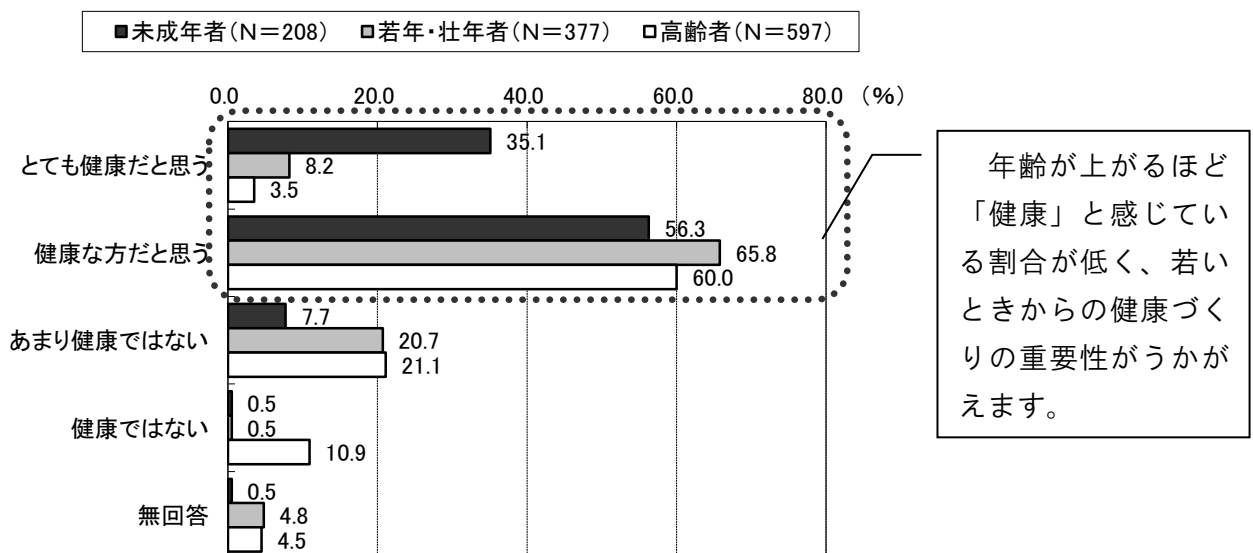
- 本計画書における「N」、「SA」、「MA」は、それぞれ以下をさします。
「N」 = サンプル数のこと
「SA」 = 単数回答のこと（Single Answer の略）
「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）
- 本計画書におけるグラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

（1）健康状態について

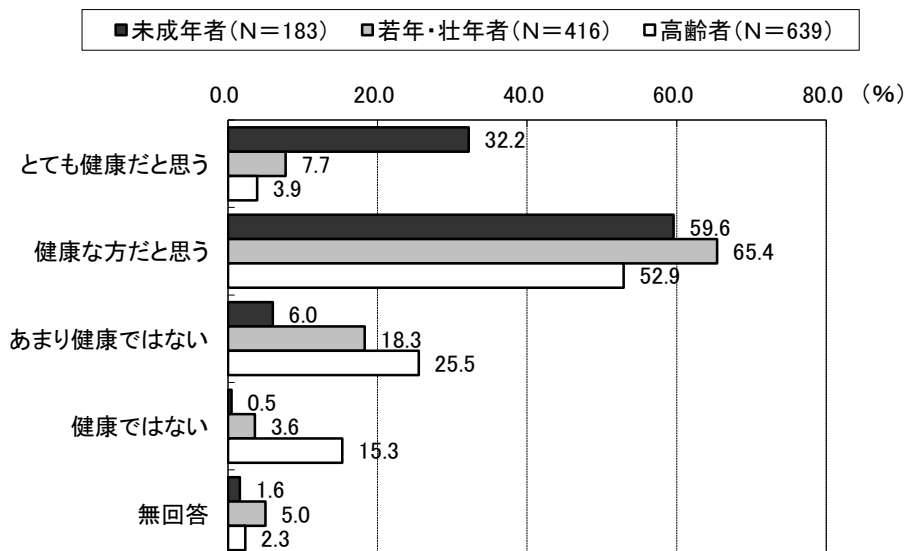
①自分で普段健康だと感じていますか（未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査）

普段の健康状態について、「健康」だと感じている割合は、未成年者では9割以上となっています。一方で、若年・壮年者では7割半ば、高齢者では約6割となっています。

前回調査と比べると、高齢者において「健康」だと感じている割合が高くなっています。

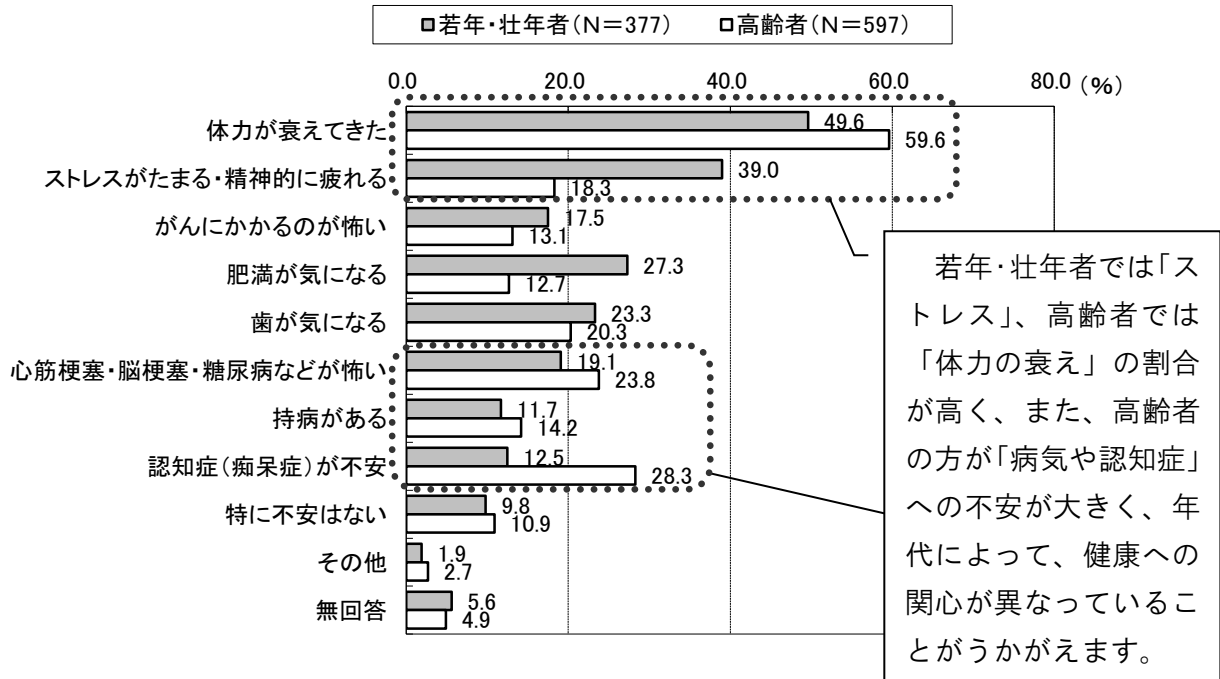


【参考：平成23年(2011年)調査】



②健康に関して、何か不安をお持ちですか（若年・壮年者調査、高齢者調査）

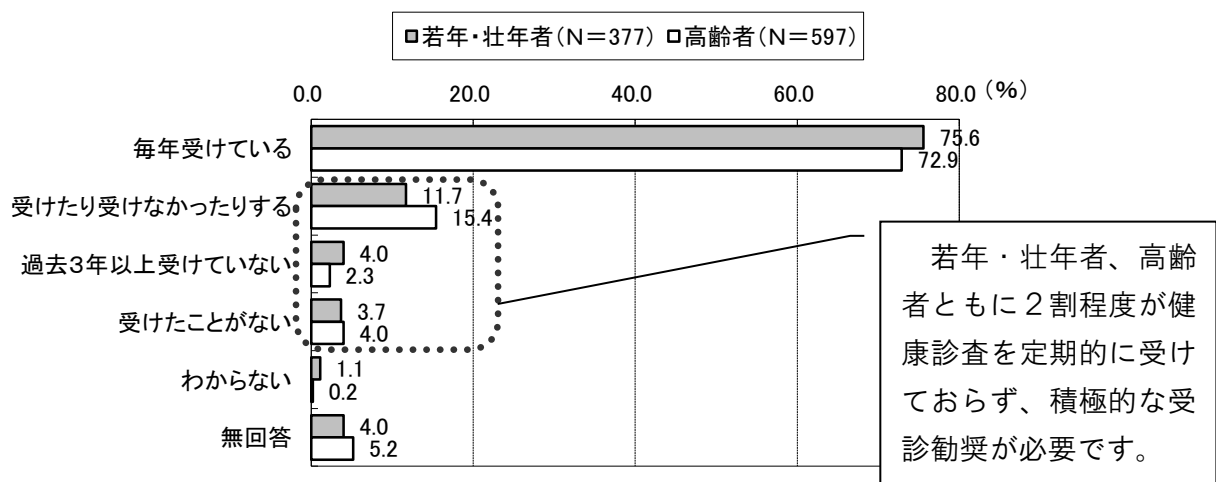
健康への不安について、若年・壮年者、高齢者ともに「体力が衰えてきた」が最も高くなっていますが、若年・壮年者では「ストレス」が、高齢者では「病気や認知症」に対する不安の割合が高くなっています。



(2) 健康診査の受診について

①あなたは定期的に、健康診査を受けていますか（若年・壮年者調査、高齢者調査）

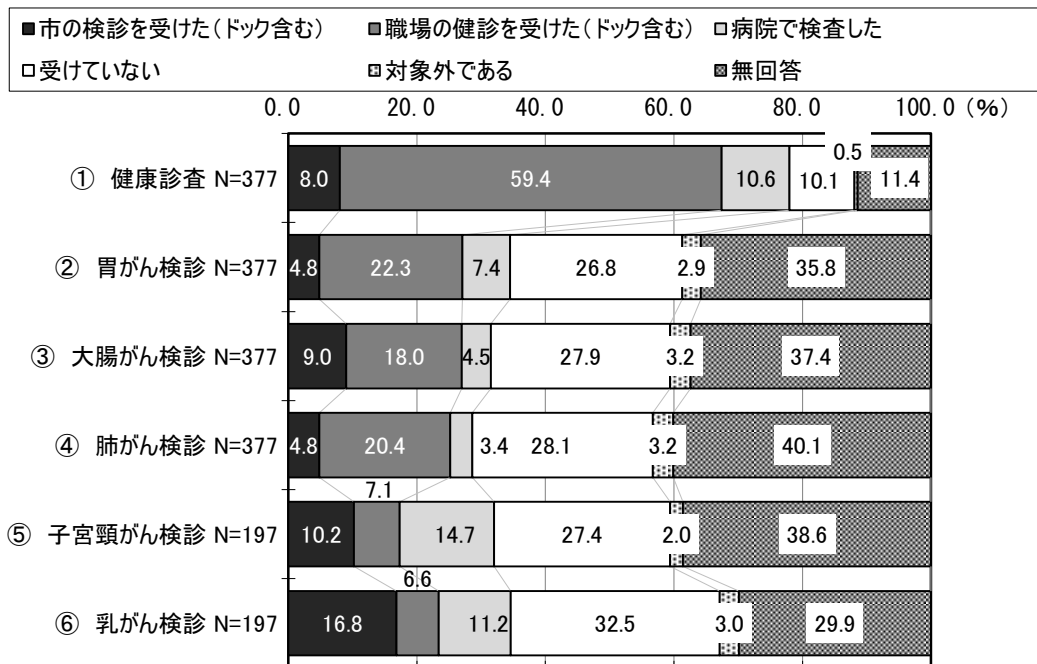
定期的な健康診査の受診状況について、若年・壮年者、高齢者ともに7割以上が「毎年受けている」となっています。



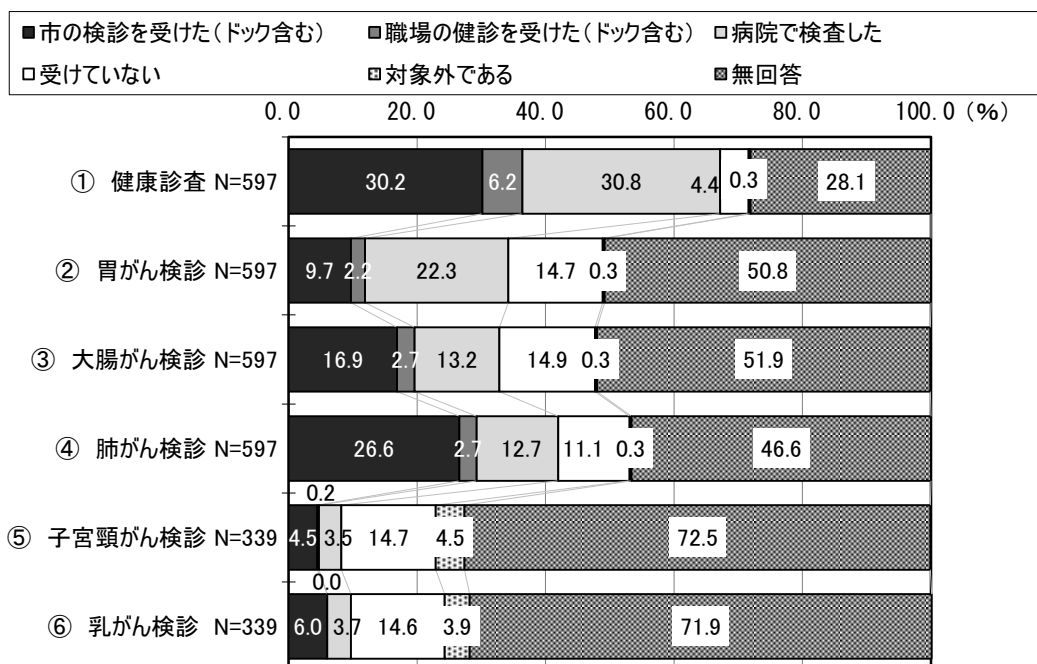
②過去1年間に受けた検診について（若年・壮年者調査、高齢者調査）

過去1年間の検診の受診状況について、若年・壮年者の「受けていない」では「乳がん検診」で3割以上となっています。高齢者では、「肺がん検診」における「市の検診を受けた」の割合が他の検診に比べ高くなっています。

【若年・壮年者】



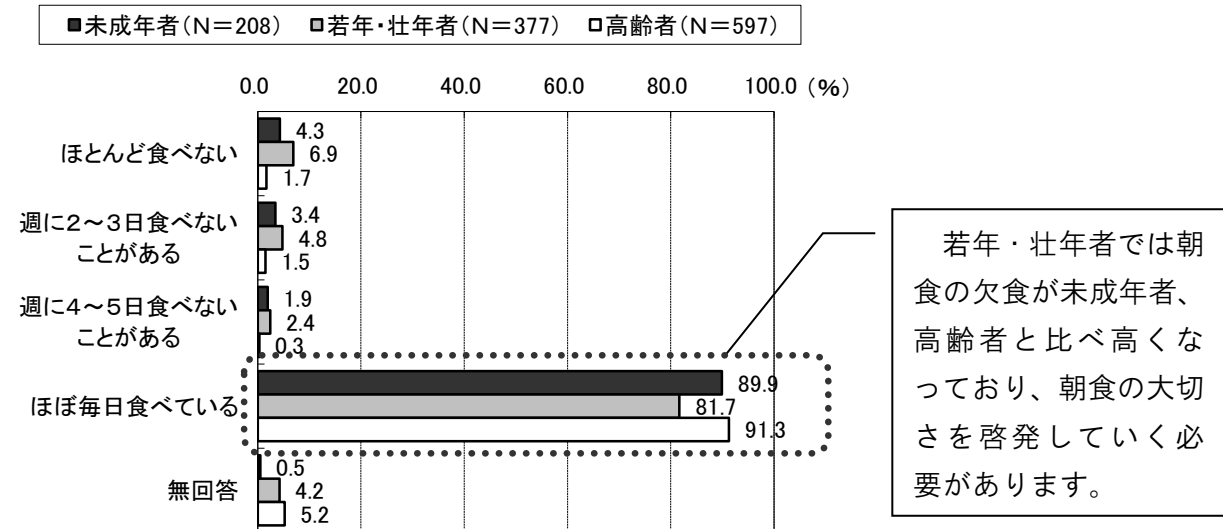
【高齢者】



(3) 生活習慣について

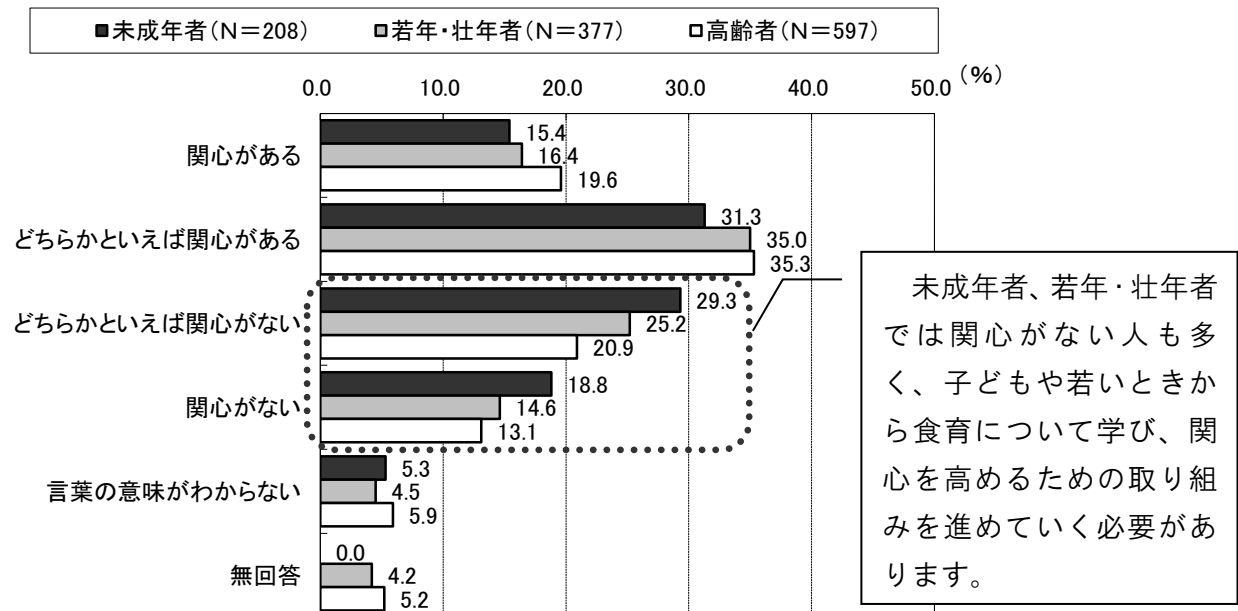
①朝食を食べていますか（未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査）

朝食の状況について、未成年者、高齢者は「ほぼ毎日食べている」の割合が約9割となっている一方で、若年・壮年者では約8割となっています。



②「食育」に関心がありますか（未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査）

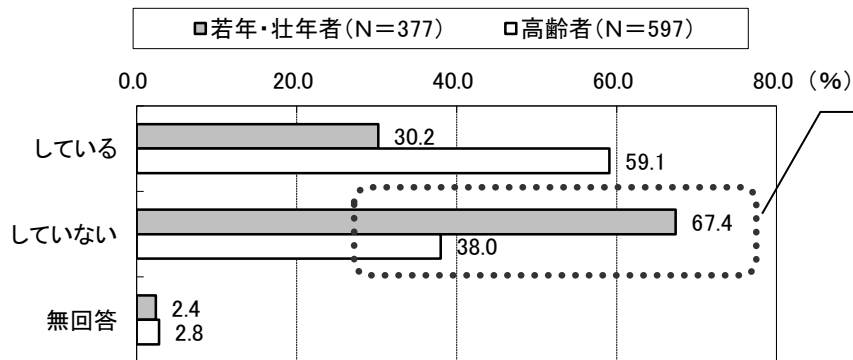
食育の関心について、年齢が上がるにつれて、食育への関心が高まっています。



③日常生活の中で、健康のために定期的に体を動かすなどの運動をしていますか (若年・壮年者調査、高齢者調査)

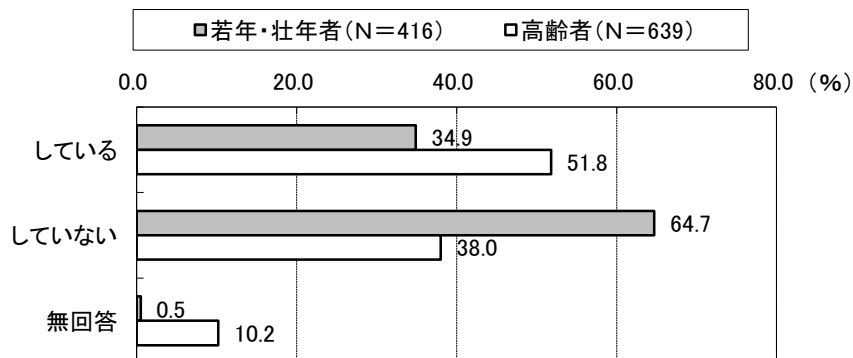
定期的な運動の有無について、若年・壮年者では「していない」が6割を超えています
が、高齢者では「している」が約6割となっています。

前回調査と比べると、若年・壮年者の「している」の割合が低くなっていますが、高齢
者の割合は高くなっています。



若年・壮年者では「運動をしていない」割合が6割を超えており、子育てや仕事でゆとりがないことが要因と考えられ、若い世代への意識づくりと気軽に運動できる環境づくりが求められます。

【参考：平成 23 年(2011 年)調査】

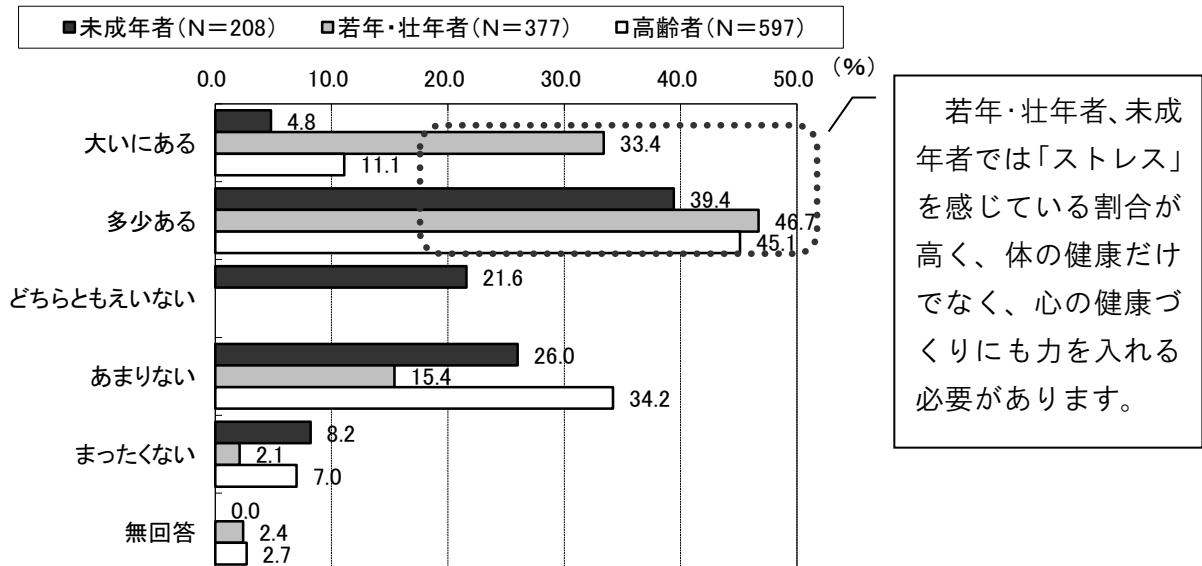


④あなたは最近1か月にストレスを感じたことがありますか

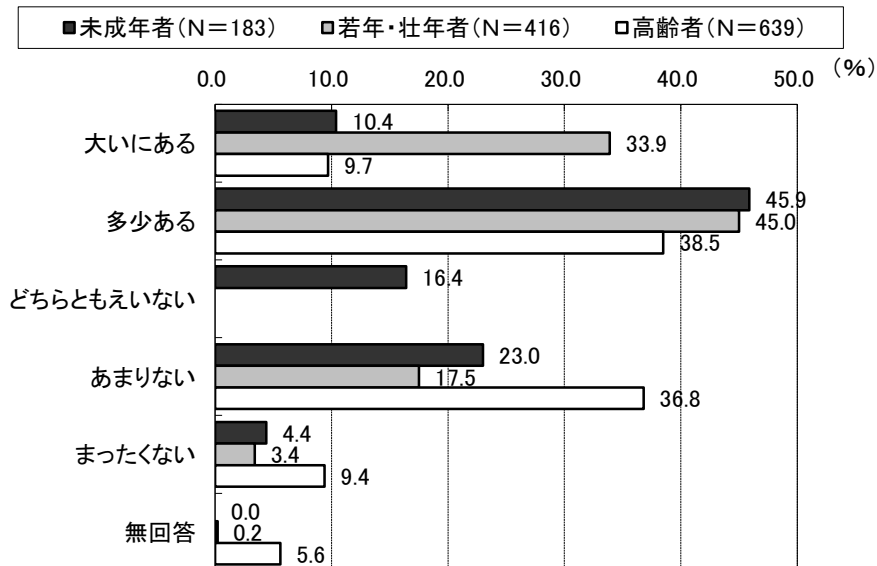
(未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

ストレスの有無について、特に若年・壮年者で「大いにある」割合が3割以上と高くなっています。未成年者でも、「大いにある」、「多少ある」を合わせると4割半ばとなっています。

前回調査と比べると、未成年者の「大いにある」、「多少ある」を合わせた割合が低くなっている一方で高齢者は高くなっています。



【参考：平成23年(2011年)調査】



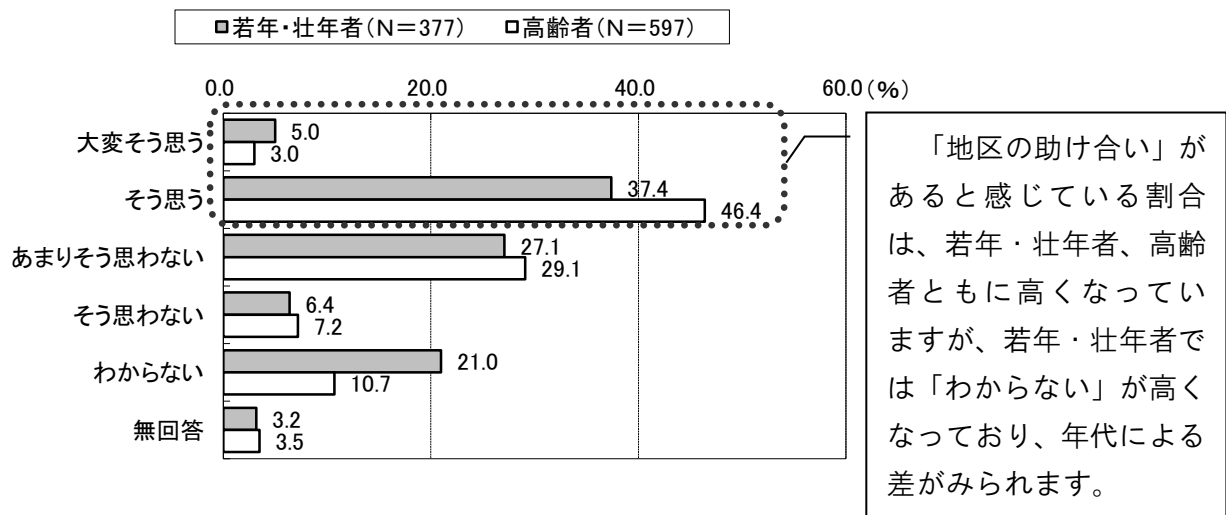
(4) 地域の関係性・地域活動などについて

①あなたの住んでいる地区は、お互いに助け合っていると思いますか

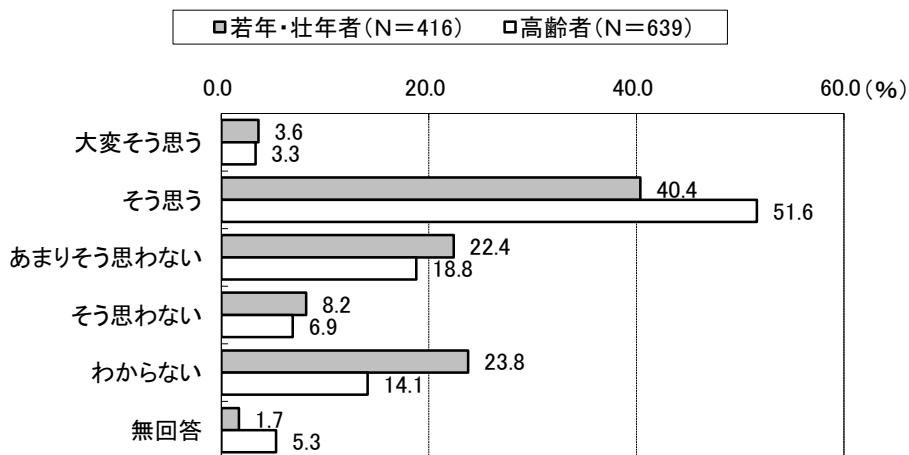
(若年・壮年者調査、高齢者調査)

住んでいる地区は助け合っていると思うかについて、高齢者の「そう思う」の割合が高くなっています。

前回調査と比べると、高齢者の「あまりそう思わない」の割合が高くなっています。



【参考：平成 23 年(2011 年)調査】

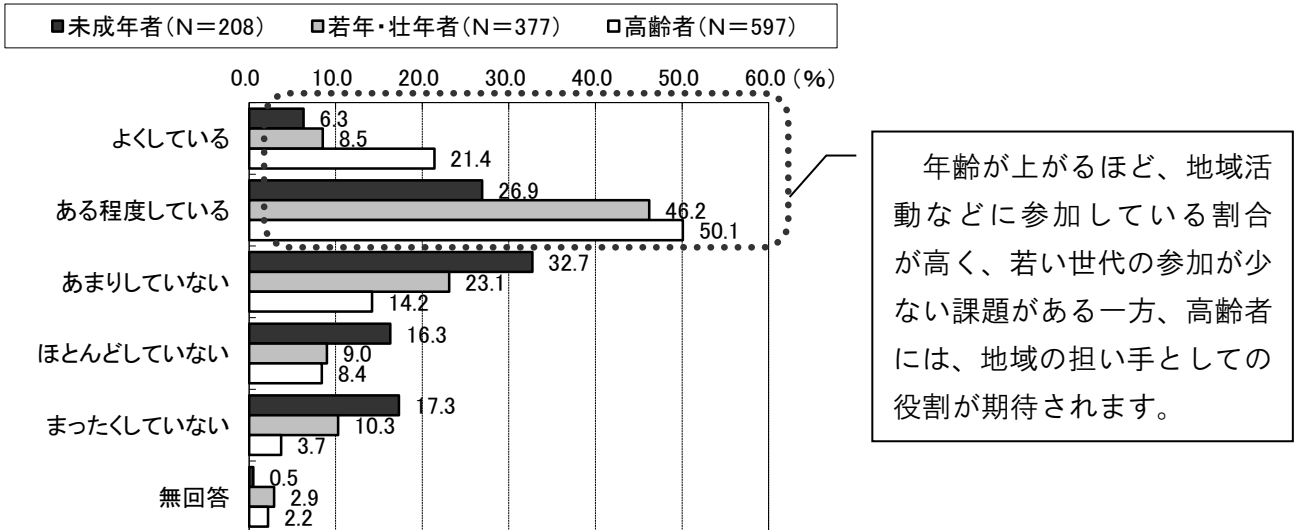


②あなたは地区の行事や活動などに参加・協力していますか

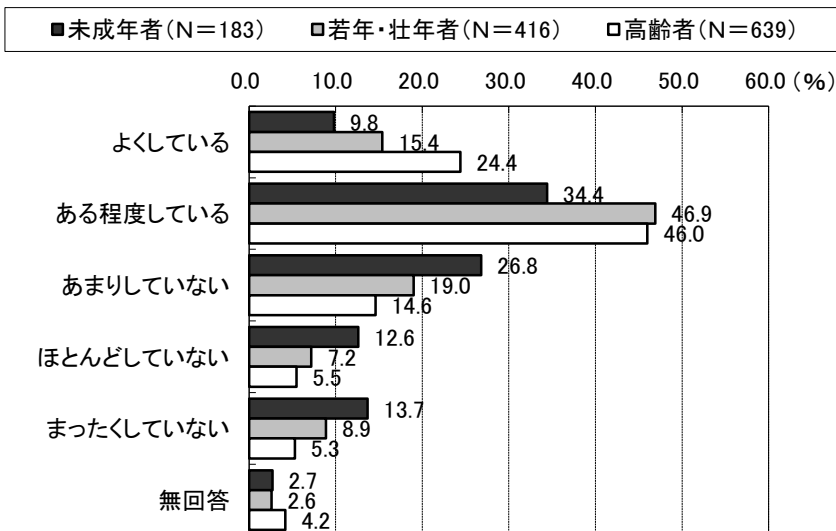
(未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

地区の行事などへの参加状況について、年齢が上がるほど参加している割合が高くなっており、高齢者では「よくしている」、「ある程度している」の合計が7割程度となっています。

前回調査と比べると、未成年者、若年・壮年者において「よくしている」、「ある程度している」の合計が低くなっています。



【参考：平成23年(2011年)調査】

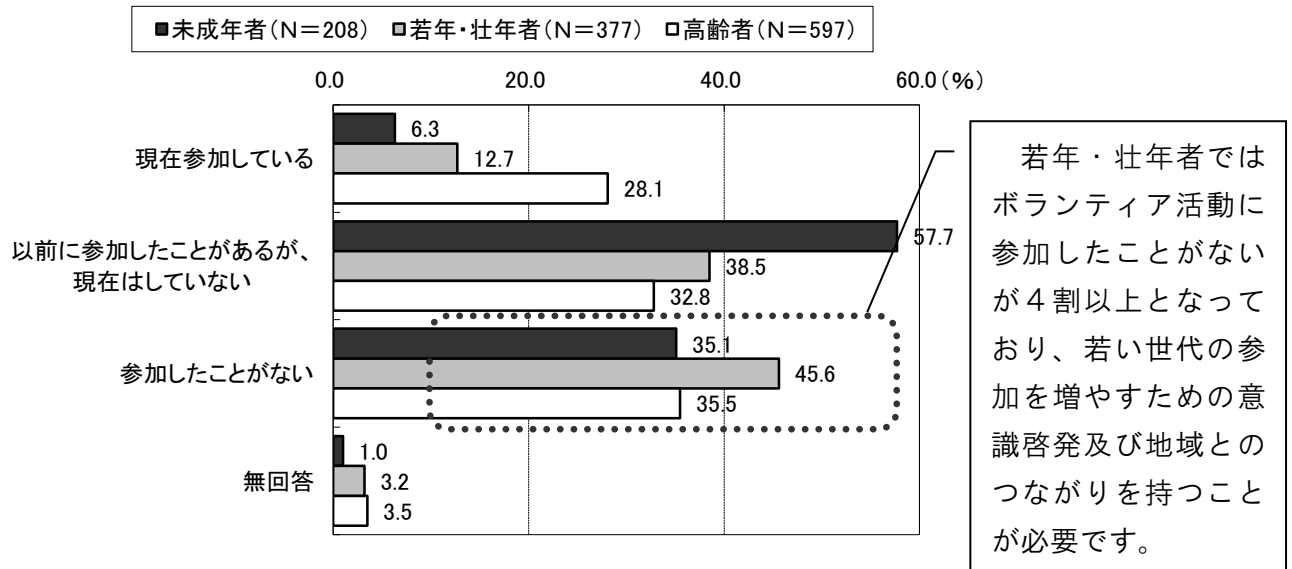


③あなたは、今までボランティア活動に参加したことがありますか

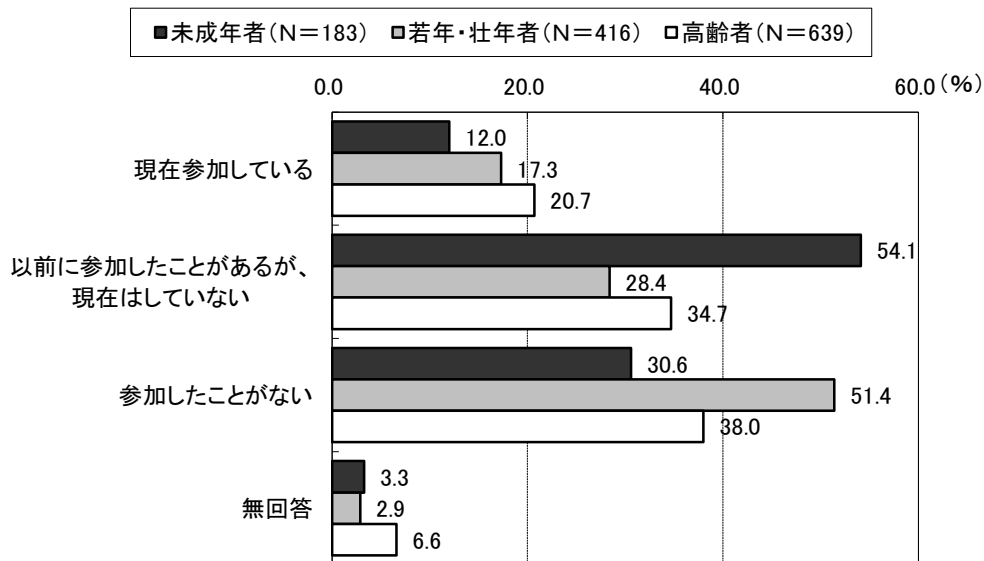
(未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

ボランティア活動への参加経験について、高齢者では「現在参加している」が約3割となっています。

前回調査と比べると、高齢者では「現在参加している」の割合が高くなっている一方で、未成年者、若年・壮年者は低くなっています。



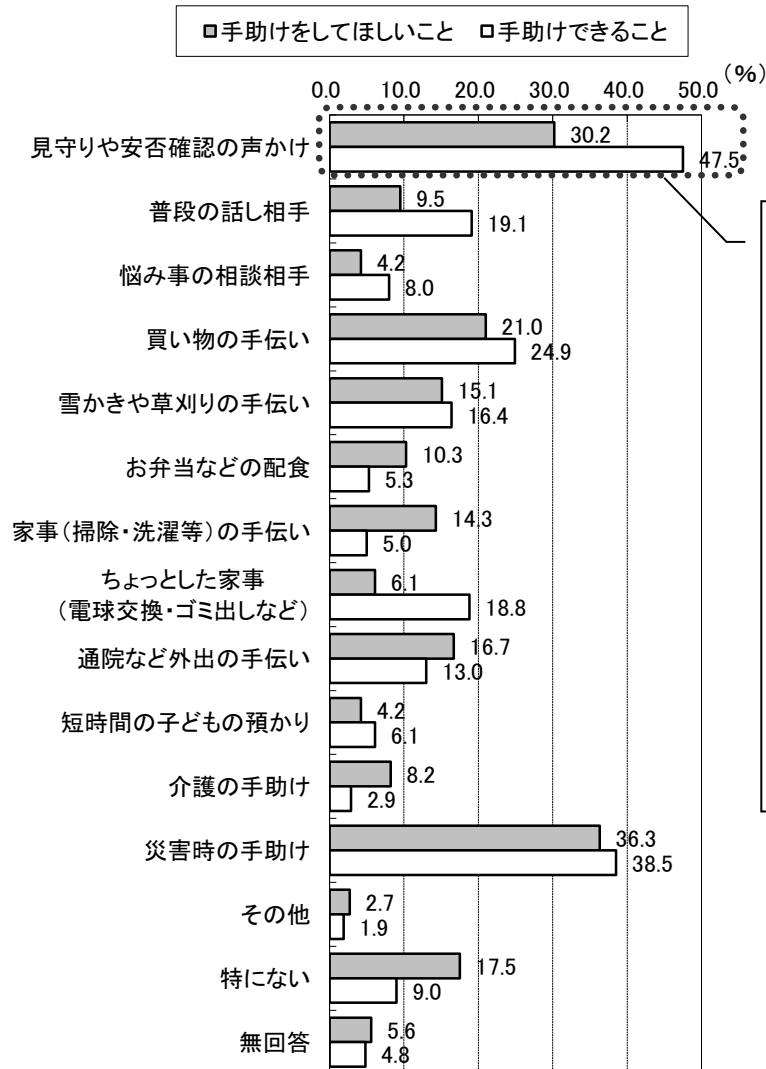
【参考：平成23年(2011年)調査】



④地域で手助けをしてほしいこと・手助けできること（若年・壮年者調査）

手助けをしてほしいこと、手助けできること両方において、ともに「災害時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」の割合が高くなっています。

(N=377)



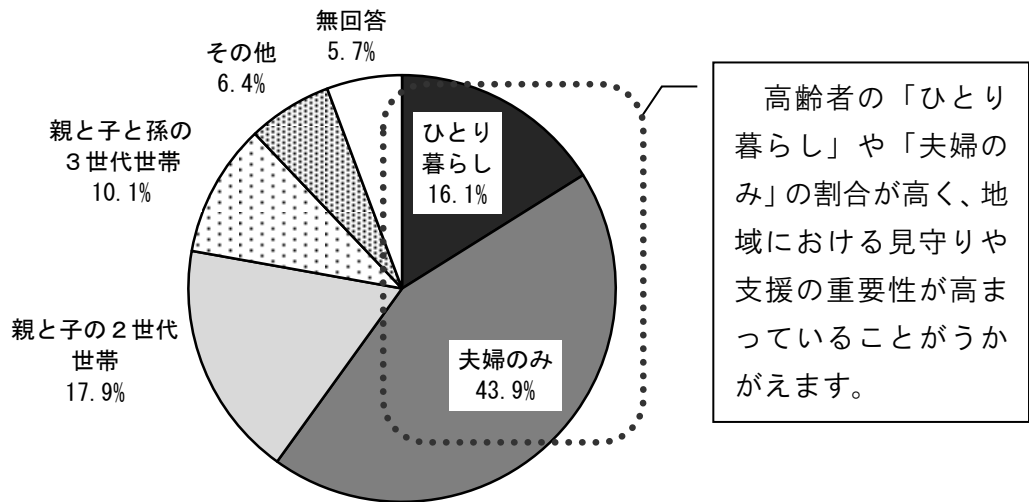
手助けをしてほしいこと、手助けできること両方において、ともに「災害時の手助け」や「見守りや安否確認の声かけ」が多くあげられており、身近な地域での支援としての意識づくりと助け合える体制を整えていく必要があります。

(5) 高齢者の生活支援などについて

①あなたは誰と暮らしていますか（高齢者調査）

高齢者の同居者について、「夫婦のみ」が43.9%で最も高く、次いで「親と子の2世代世帯」が17.9%、「ひとり暮らし」が16.1%が続いています。

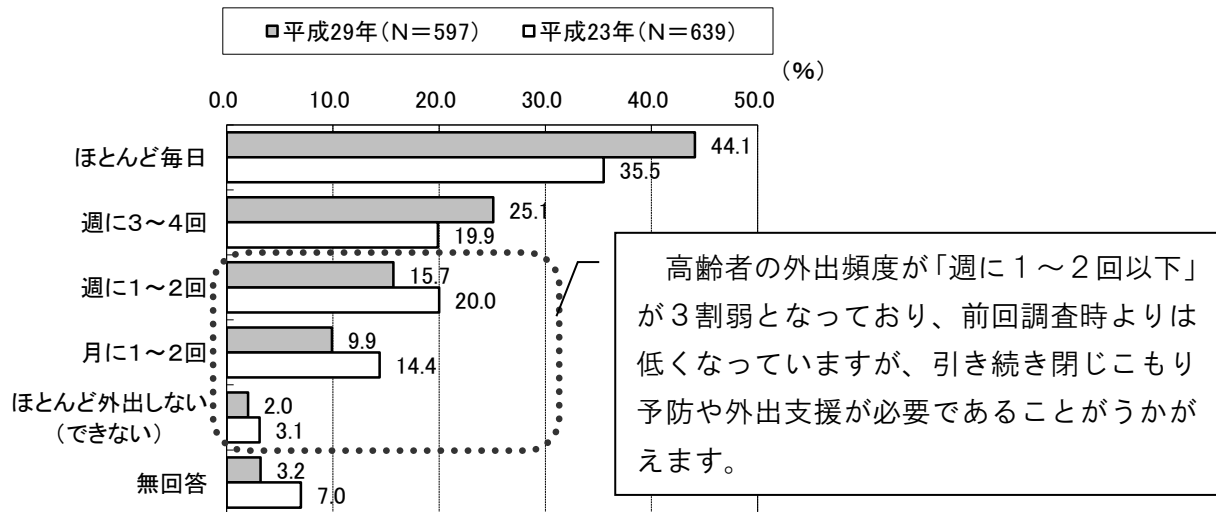
(SA) N=597



②あなたが買い物、散歩、通院などで外出する頻度はどれくらいですか（高齢者調査）

外出する頻度について、「ほとんど毎日」が44.1%と高くなっています。次いで「週に3～4回」が25.1%、「週に1～2回」が15.7%が続いています。

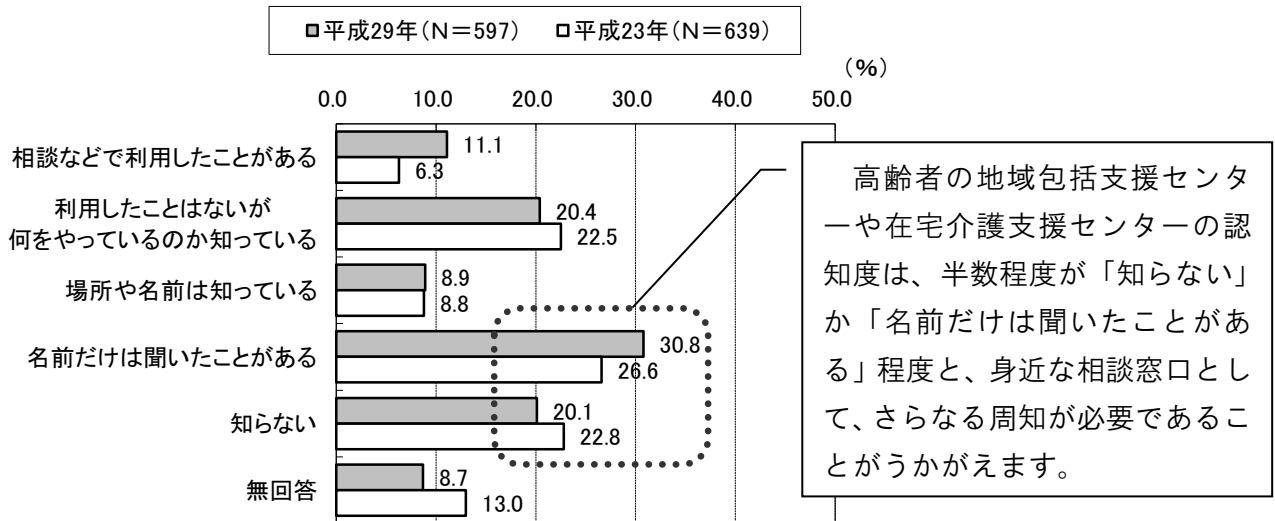
前回調査と比べると、「ほとんど毎日」、「週に3～4回」の割合が高くなっています。



③あなたは、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや在宅介護支援センターを知っていますか（高齢者調査）

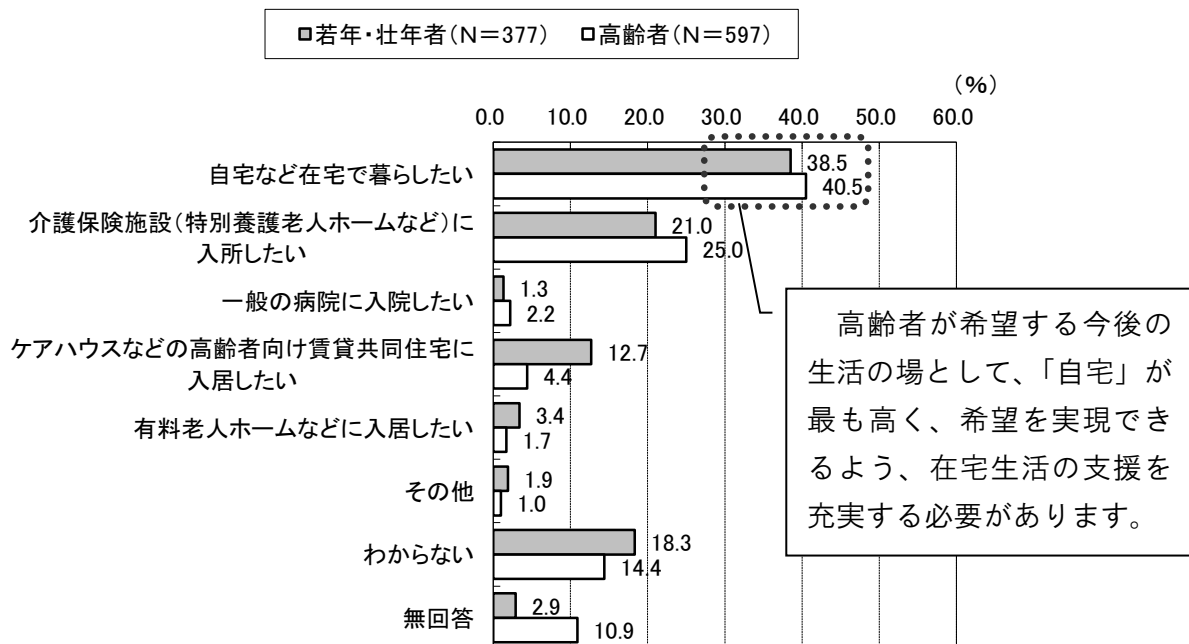
地域包括支援センターや在宅介護支援センターの認知度について、「名前だけは聞いたことがある」が30.8%で最も高くなっています。次いで「利用したことはないが何をやっているのか知っている」が20.4%、「知らない」が20.1%が続いています。

前回調査と比べると、「相談などで利用したことがある」、「名前だけは聞いたことがある」の割合が高くなっています。



④あなたは身の回りのことが自分でできなくなったときに、どのようにして暮らしていきたいと考えていますか（若年・壮年者調査 高齢者調査）

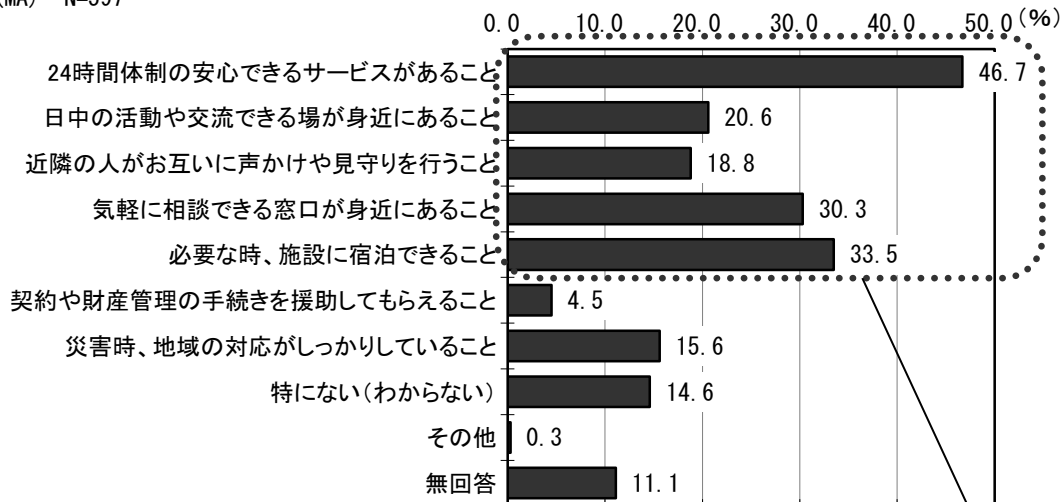
身の回りのことが自分でできなくなったら、どのようにして暮らしていきたいかについて、若年・壮年者、高齢者ともに「自宅など在宅で暮らしたい」が最も高くなっています。次いで「介護保険施設（特別養護老人ホームなど）に入所したい」が続いています。



⑤あなたはどうような支援があれば、自宅での生活を続けていけるとおもいますか（高齢者調査）

どのような支援があれば自宅での生活が続けられると思うかについて、「24 時間体制の安心できるサービスがあること」が 46.7%で最も高くなっています。次いで「必要な時、施設に宿泊できること」が 33.5%、「気軽に相談できる窓口が身近にあること」が 30.3%で続いています。

(MA) N=597

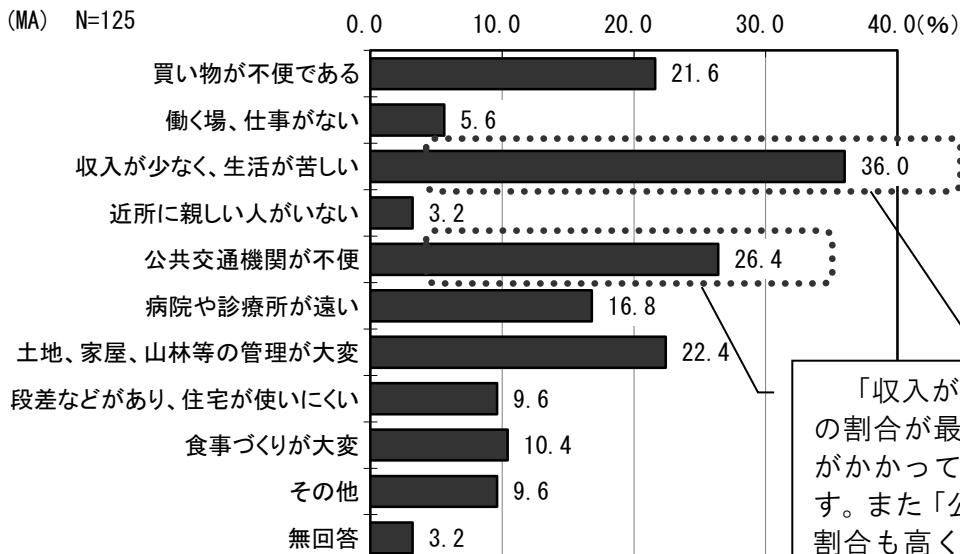


在宅生活を続けるために必要な支援として、「24 時間安心の体制」や「必要な時に施設に宿泊できること」、「気軽に相談できる窓口が身近にあること」などの割合が高く、介護保険サービスなどの充実や相談体制の充実が求められていることがうかがえます。

⑥「困っていることがある」と答えた方におたずねします。それは何ですか（高齢者調査）

生活するうえで困っている内容について、「収入が少なく、生活が苦しい」が 36.0%で最も高くなっています。次いで「公共交通機関が不便」が 26.4%、「土地、家屋、山林等の管理が大変」が 22.4%で続いています。

(MA) N=125



「収入が少なく、生活が苦しい」の割合が最も高く、経済的な負担がかかっていることが考えられます。また「公共交通機関が不便」の割合も高く、地域住民のニーズを把握しながら交通手段の確保に向けて検討する必要があります。

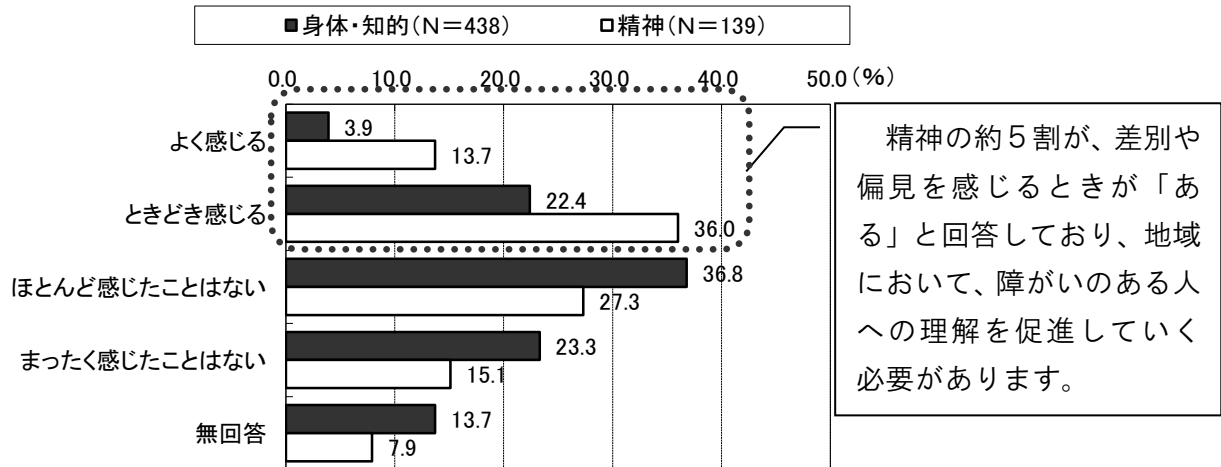
(6) 障がい者の支援などについて

①あなたは日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか

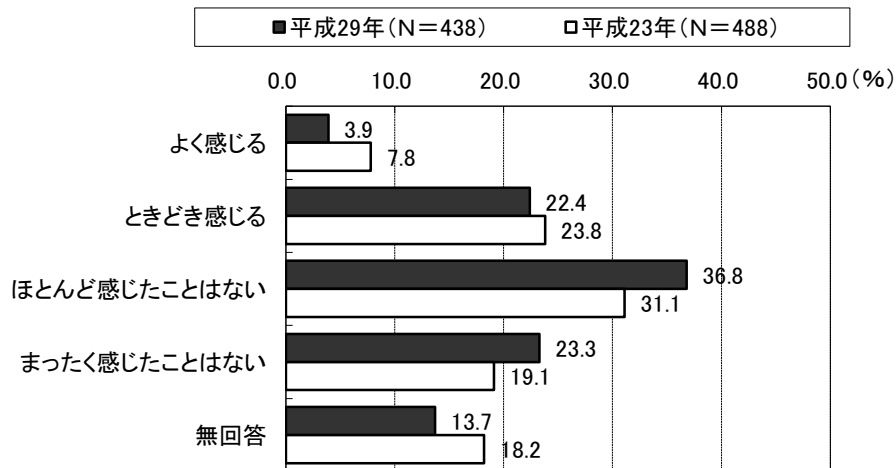
(身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

日常生活で差別などを感じる時があるかについて、身体・知的では「よく感じる」、「ときどき感じる」を合わせた割合が2割半ばに対し、精神では約5割となっています。

身体・知的において前回調査と比べると、「ほとんど感じたことはない」、「まったく感じたことはない」を合わせた割合が高くなっています。

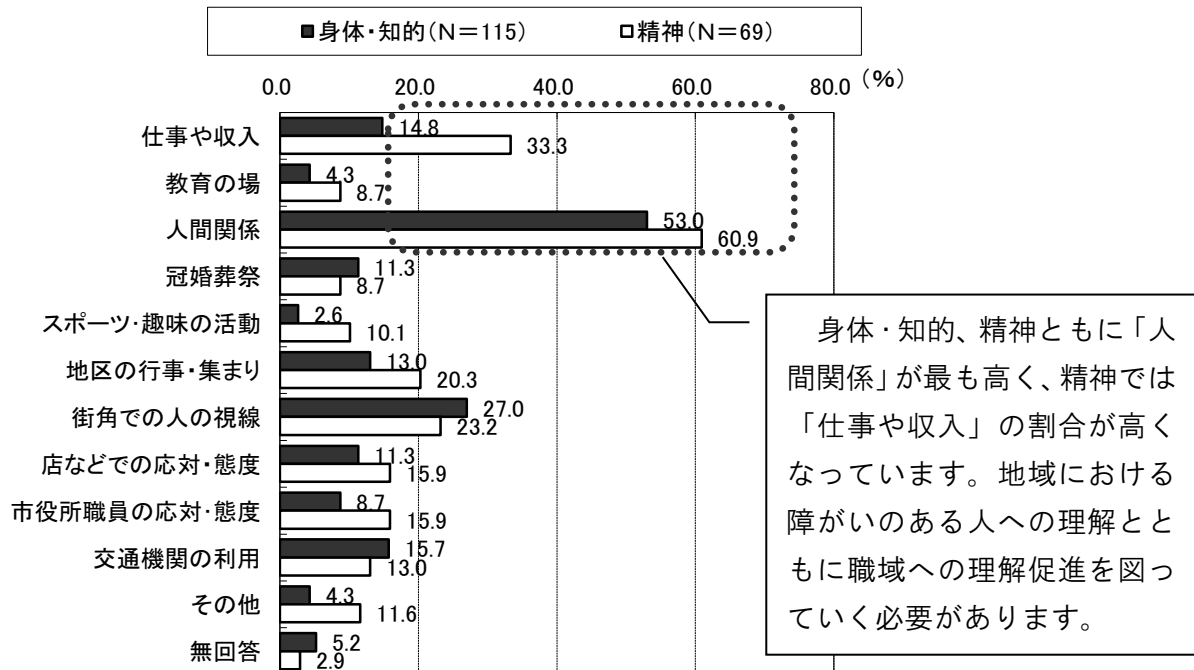


【身体・知的 前回調査との比較】



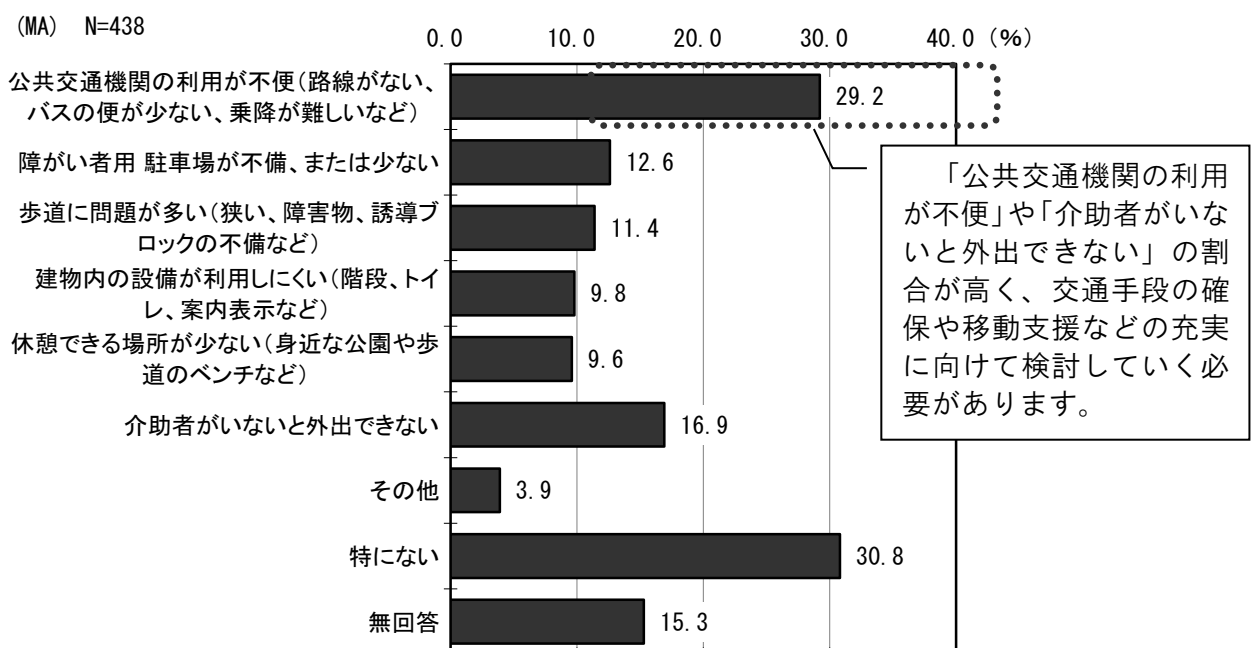
②「差別や偏見、疎外感を感じている」方におうかがいします。どのようなときにそれを感じましたか（身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査）

差別や偏見、疎外感を感じるときについて、身体・知的、精神ともに「人間関係」が最も高くなっています。次いで身体・知的では「街角での人の視線」、精神では「仕事や収入」となっています。



③あなたが外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか（身体・知的障がい者調査）

外出で不便に感じたり困ることについて、「特にない」が 30.8%で最も高くなっています。次いで「公共交通機関の利用が不便」が 29.2%、「介助者がいないと外出できない」が 16.9%で続いています。

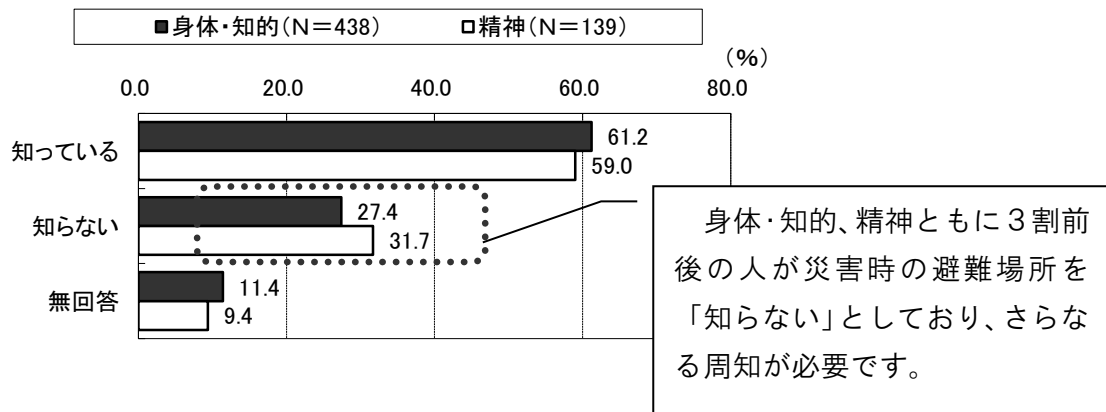


④地震などの災害が起こったときの避難場所を知っていますか

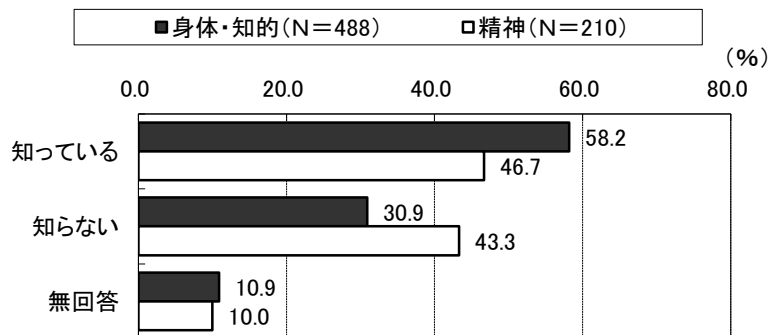
(身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

災害時の避難場所について、「知らない」割合は、身体・知的、精神ともに3割前後となっています。

前回調査と比べると、精神の「知っている」の割合が高くなっています。

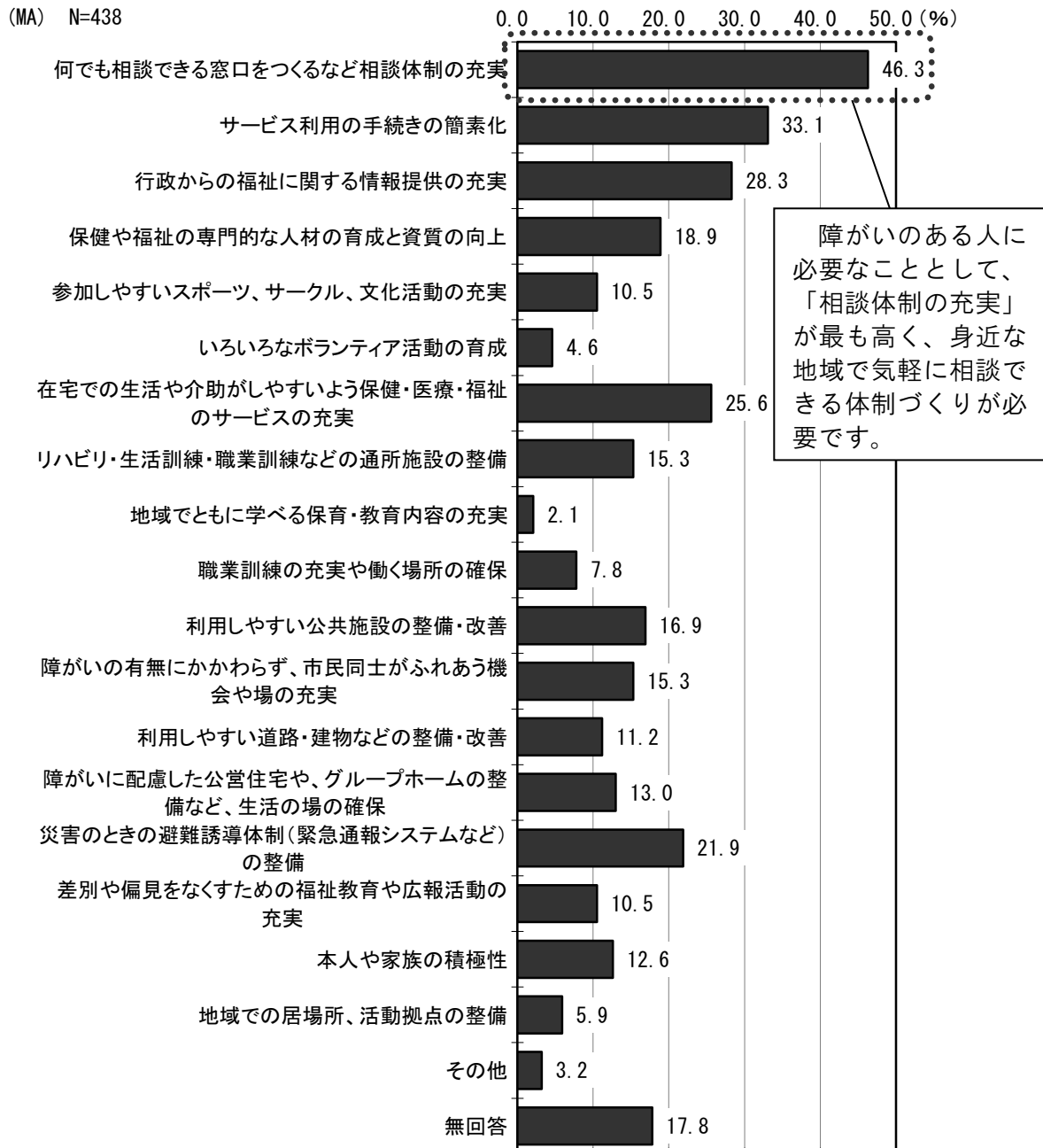


【参考:平成23年(2011年)調査】



⑤障がいのある人にとって住み良いまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか（身体・知的障がい者調査）

障がいのある人にとって住み良いまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が46.3%で最も高くなっています。次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が33.1%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が28.3%で続いています。



2. 関係団体調査結果からの考察

(1) 少子高齢化・過疎化など、地域の人口構造に関わる課題

- 高齢化・過疎化により、三世帯同居世帯は少なくなり、子どもと同居していない世帯がほとんどで、老老介護がみられます。また、地域によっては子どもがほとんどいない地域も出てきています。
- 地域関係の希薄化が進んでいます。特にマンションやアパートなどで隣近所を知らない人も多い状況です。

(2) 地域の支え合いに関わる課題

- 本市では地域コミュニティ交流センターを地域福祉活動の拠点としており、地域によっては、連帯感も生まれ活性化につながっているところもあります。取り組み事例も紹介しながら市内全域に広げていく必要があります。

(3) 移動手段の確保に関わる課題

- 買い物や通院、地域行事への参加など、車を持っていないと生活しづらいのが現状です。
- 買い物については、移動販売を行っている地域もあります。一方で続かなかった地域もあり、地域の要望を聞いてそれに即した仕組みをつくっていく必要があります。
- 地域の特性に応じたきめ細かな移動支援を確保することが必要です。

(4) 生活困窮に関わる課題

- 生活困窮者は増えています。支援が必要な人に適切な支援ができるよう生活困窮者の把握に努めるとともに、支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 自立支援制度の周知がまだ不十分であることから引き続き、周知・啓発を図っていく必要があります。

(5) 地域活動・ボランティア活動に関わる課題

- 地域活動やボランティア活動において若い世代の参加がほとんどない状況です。子どものボランティア活動を社会福祉協議会が引き受けており、ボランティア活動においても広がりが出てきています。今後は、子どもと大人の交流が図れるボランティア活動を検討していく必要があります。
- ボランティア活動はあまり増えていない状況です。また、社会福祉協議会がボランティアセンターとして行っていることも認知度が低いのが課題となっています。
- 災害の発生もあり、ボランティア意識は高まっています。一方で、特に災害ボランティアについては、活動が終わり、閉鎖するとそこで終わってしまうこともあります。様々な分野に特化したボランティア活動を広げていく必要があります。

- 地域によっては活動の後継者になり得る人はたくさんいますが、仕事を持っているため、なかなか参加できない現状があります。また、行事などの支援はしてくれますが、地域活動のリーダーなど率先して行っていく立場にはなりたがらない人が多い状況です。
- 高齢者向けのボランティア活動は人が集まりやすい現状がありますが、障がい者向けは特定の人になるなど集まる人が少なくなっています。障がい者に対する理解・周知がまだまだ進んでいないため、周知の方法を行政がバックアップする必要があります。

(6) 障がい者施策などに関わる課題

- 各種団体において会員数が減少しており、会の存続自体も危機的状況です。特別支援学校などと連携を図りながら、会員の確保に向けて取り組む必要があります。
- 活動団体の活動内容などが周知できていないといった声があがっています。内容を知ってもらうためには広報啓発が重要であり、周知を図っていく必要があります。
- 福祉サービスについて、難しい専門用語もあり、制度について説明する側もそのまま話すので障がい者やその家族が理解できていないこともあります。本人に理解できるようにわかりやすく情報を提供する必要があります。
- 障がい者の保護者が様々な窓口に行くたびに担当する人に子どもの相談をしなければならず、幼少期から大人になるまで一貫して障がい児の状況などを伝えられる仕組みが必要となっています。
- 障がい者の保護者が元気なうちに自分が倒れたときのことを考える必要があります。倒れてすぐに自宅からグループホームに移ることは障がい者にとってかなりのストレスになるといった声もあがっています。

3. 第2次計画の検証

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画において設定した目標指標に対し、「学校における福祉教育の充実」、「ボランティア養成講座の開催」、「ボランティア登録の『団体数』」では、目標を達成しています。

一方で、「ボランティア登録『人数』」、「ボランティア・NPO活動の拠点確保」、「ふれあいサロンの拡充」、「相談体制の充実」、「情報提供体制の充実」では、目標値に達しておらず、引き続き充実を図っていく必要があります。

施策の実施状況としては、社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域の活動団体との連携・協働を図りながら取り組みを進めており、着実に地域福祉を推進しています。

また、すべての公民館を地域コミュニティ交流センターとして移行し、地域住民の総意による独自の地域活動や事業に取り組むことができる施設として機能強化を図っています。

今後、さらなる少子高齢化、人口減少が進むことが予測される中、ソフト面では若い世代を中心に地域福祉活動への参加者の裾野を広げること、権利擁護などニーズの増加が予測される制度やサービスの充実を図ること、生活困窮者自立支援などの体制づくりが必要であり、ハード面では相談体制の充実や防災対策など、安心、安全を確保する取り組みが求められています。

■目標指標の達成状況

指 標		前回計画策定時 平成 22 年度 (2010 年度)	現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率
学校における福祉教育の 充実	実施校数	全校（小中学校）	全校（小中学校）	全校（小中学校）	100.0%
ボランティア養成講座の 開催	講座数	4 講座/年	4 講座/年	4 講座/年	100.0%
	受講者数	120 人/年	120 人/年	120 人/年	100.0%
ボランティア登録	登録数(人数)	1,606 人/年	1,446 人/年	2,000 人/年	72.3%
	登録数(団体)	62 団体	66 団体	65 団体	101.5%
ボランティア・NPO 活動 の拠点確保	か所	1 か所	1 か所	2 か所	50.0%
ふれあいサロンの拡充	利用者数	9,417 人/年	10,252 人/年	14,000 人/年	73.2%
相談体制の充実	総合相談 窓口設置数	1 か所	1 か所	2 か所	50.0%
情報提供体制の充実	広報紙等 掲載回数	6 回/年	6 回/年	12 回/年	50.0%
	ホームページ 更新回数	3.7 回/月	3.7 回/月	4 回/月	92.5%

(2) 健康増進計画

健康増進計画において設定した目標指標に対し、男性の「平均寿命」、「健康寿命」は達成できましたが、女性は未達成でした。

年齢調整死亡率は脳血管疾患については、達成できませんでしたが、心疾患、がん、自死による年齢調整死亡率は達成しました。しかし、年齢別、性別で細かくみると壮年期の脳血管疾患や女性の心疾患など課題も発見されました。また、特定健康診査受診率は開始当初から変動はなく横ばい状態で、目標値とはかなりかけ離れています。メタボリックシンドローム該当・予備群者の割合は目標値よりも高く、循環器疾患の年齢調整死亡率とも合わせ、循環器疾患対策に取り組むことは最優先課題です。

各種がん検診については、乳がん検診と大腸がん検診はよくなっていますが、その他のがん検診は目標値に程遠い状況となっています。今後は国の方針もみながら、年齢層やがんの種類によりターゲットを絞った関わりを検討する必要があります。

生活習慣改善目標は、達成率が改善していない項目については、引き続き市民の意識啓発及び行動変容となるよう、充実を図っていくことが必要です。

施策の実施状況としては、各種健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けた取り組みなど、地域における健康づくりを推進しています。また、青壮年期における健康づくりを進めるため、職域保健部会を中心に啓発活動を行っています。さらに、各地区健康づくり推進会や食生活改善推進協議会などの団体活動も盛んに行われており、地域に根ざした健康づくりが進んでいます。

アンケート調査結果や生活習慣改善目標の進捗からみても、特に子育て・働き盛り世代における運動習慣が少ないことや壮年期、高齢期における多量飲酒や喫煙などの項目が目標値に遠い状況にあります。これらの項目の目標達成が図られるよう、取り組みを充実させていくことが必要です。

目標指標の達成状況

◎：目標値を達成

○：目標値は達成していないが改善傾向

×：未達成

■ 目標指標の達成状況

指 標		前回計画策定時 平成 22 年度 (2010 年度)	現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率	
平均寿命	男性寿命	76.7 歳	79.2 歳	78.3 歳(県並み)	101.1%	◎
	女性寿命	85.9 歳	86.0 歳	86.2 歳(県並み)	99.8%	○
健康寿命	男性寿命	15.6 歳	16.6 歳	16.6 歳(県並み)	100.0%	◎
	女性寿命	20.3 歳	20.2 歳	20.5 歳(県並み)	98.5%	×
心疾患年齢調整死亡率		61.7	57.1	55.0(県並み)	96.3%	○
脳血管疾患(脳卒中)年齢調整死亡率		47.3	48.9	37.1(県並み)	75.9%	×
がん年齢調整死亡率		146.0	130.7	133.1(県並み)	101.8%	◎
自殺年齢調整死亡率			18.6	23.4	79.5%	◎
メタボリックシンドローム該当・予備群者の割合(40～74 歳)		0.8%減少	31.5%	20.0%	63.5%	×
特定健康診査受診率(40 歳以上、国保被保険者)		43.9%	43.1%	65%	66.3%	×
胃がん検診受診率(40 歳以上)		3.4%	3.0%	15%	20.0%	×

指 標		前回計画策定時 平成 22 年度 (2010 年度)	現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率	
肺がん検診受診率(40 歳以上)		17.7%	15.8%	20%	79.0%	×
大腸がん検診受診率(40 歳以上)		6.5%	10.0%	20%	50.0%	×
子宮頸がん検診受診率(20 歳以上)		6.6%	4.7%	15%	31.3%	×
乳がん検診受診率(40 歳以上)		10.6%	17.0%	15%	113.3%	◎
毎日朝食を食べている人 を増やす	幼児	93.0%	90.4%	100%	90.4%	×
	小学生	95.1%	96.5%	100%	96.5%	○
	20～39 歳	76.4%	81.3%	85%	95.6%	○
	40～64 歳	91.3%	86.1%	95%	90.6%	×
	65 歳以上	93.6%	91.3%	100%	91.3%	×
自分の歯が 20 本以上あ る人を増やす	20～39 歳	92.7%	88.9%	100%	88.9%	×
	40～64 歳	63.1%	67.4%	70%	96.3%	○
	65 歳以上	26.3%	27.0%	40%	67.5%	×
年1回歯科健診を受けて いる人を増やす	20～39 歳	8.2%	18.3%	20%	91.5%	○
	40～64 歳	11.5%	30.4%	20%	152.0%	◎
	65 歳以上	14.6%	—	20%	—	—
健康のために定期的に 運動している人を増やす	20～39 歳	31.8%	29.3%	50%	58.6%	×
	40～64 歳	36.2%	32.1%	50%	64.2%	×
	65 歳以上	51.8%	59.2%	70%	84.6%	○
普段、自分で健康状態は 良いと思っている人を増 やす	20～39 歳	84.5%	82.2%	90%	91.3%	×
	40～64 歳	72.5%	76.2%	80%	95.3%	○
	65 歳以上	56.8%	63.5%	70%	90.7%	○
困ったときに相談する人 を増やす	13～18 歳	78.1%	77.4%	100%	77.4%	×
睡眠で十分休養がとれて いる人を増やす	20～39 歳	83.6%	74.4%	90%	82.7%	×
	40～64 歳	78.0%	77.1%	90%	85.7%	×
	65 歳以上	87.6%	82.3%	95%	86.6%	×
喫煙している人を減らす	20～39 歳	19.1%	13.5%	15%	111.1%	◎
	40～64 歳	18.1%	19.8%	15%	75.8%	×
	65 歳以上	7.2%	8.9%	5%	56.2%	×
アルコールの多量(適量 を超える)飲酒を減らす	20～39 歳	37.3%	30.5%	30%	98.4%	○
	40～64 歳	22.0%	37.2%	20%	53.8%	×
	65 歳以上	19.6%	19.6%	10%	51.0%	×

※対象としている幼児・小学生の現況値においては、平成 25 年度(2013 年度)子ども・子育てニーズ調査より把握しています。

(3) 食育推進計画

食育推進計画において設定した目標指標に対し、「農業体験や調理体験に取り組んでいる保育所・幼稚園」、「食育に関する情報発信」や「行事食・郷土料理の継承に取り組んでいる保育所・幼稚園」、「江津市産の食材を積極的に取り入れる」では、目標を達成しています。

一方で、小中学校における農業体験や調理体験、食育に関する情報発信、行事食・郷土料理の継承への取り組み状況は未実施の学校もあり、全校実施に向けて引き続き、学校との連携を図っていく必要があります。また、毎食野菜を食べることやよくかんで食べるなど食習慣に関する項目も目標値に達成しておらず、正しい食習慣や栄養バランスなどについても引き続き、啓発していく必要があります。

施策の実施状況としては、「ごうつ食育の日」の啓発や、各種健康教育の実施を通じて食生活や栄養に関して学べる機会を提供しています。また、出前講座などで行事食や郷土料理の調理実習なども行っており、郷土料理の普及や地産地消の推進に努めています。さらに、食育推進会議や事業所との連携を通じて、関係団体や職域にも食育が広がるよう取り組んでいます。

アンケート調査結果においても若い世代や働き盛り世代の食生活に課題がみられることから、食育に無関心な層へ関係機関や職域などとも連携を図りながらアプローチしていく必要があります。

目標指標の達成状況

- ◎：目標値を達成
- ：目標値は達成していないが改善傾向
- ×：未達成
- －：計画策定時と対象変更のため判定不可

■目標指標の達成状況

指 標		前回計画策定時 平成 22 年度 (2010 年度)	現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率	
毎日、家族（大人）と一緒に食事をする	1歳6か月児	80.3%	85.1%	95%	89.6%	○
	3歳児		90.3%	95%	95.1%	○
高齢者の会食の場を提供する※月1回以上	各地区	全地区	17/23 地区	全地区	73.9%	×
農業体験に取り組んでいる	保育所幼稚園	※食育に関する 体験活動として 全園全校	14/14 園中	全園児	100.0%	◎
	小学校		1/7 校中	全児童	－	－
	中学校		1/7 校中	全生徒	－	－
調理体験に取り組んでいる※家庭科除く	保育所幼稚園		14/14 園中	全園児	100.0%	◎
	小学校		2/7 校中	全児童	－	－
	中学校		0/4 校中	全生徒	－	－
「弁当の日」に取り組んでいる	関係機関・団体	－	1 機関・団体	3 機関・団体	33.3%	×

指 標		前回計画策定時 平成 22 年度 (2010 年度)	現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率	
朝ごはんを毎日食べる(欠食者の割合)	1歳6か月児	1.5%	4.2%	0%	悪化	×
	3歳児	17.1%	5.4%	0%	改善	○
	20～39歳	23.6%	18.8%	15%以下	79.8%	○
自分自身で食事を作ることができる	13～19歳	55.7%	63.0%	95%	66.3%	○
	20～39歳	82.9%	86.3%	95%	90.8%	○
毎食、野菜料理を食べている	20～39歳	68.3%	20.3%	80%	25.4%	×
	40～64歳	78.9%	31.2%	80%	39.0%	×
よくかんで食べている	20歳以上	—	44.4%	80%	55.5%	—
食品購入時に栄養成分表示を活用している	20～39歳	26.4%	6.7%	50%	13.4%	×
	40～64歳		4.1%	50%	8.2%	×
毎月、食育に関する情報を発信している ※給食・食育だより除く	保育所幼稚園	全園	14/14園中	全園児	100.0%	◎
	小学校	全校	6/7校中	全児童	—	—
	中学校	全校	0/4校中	全生徒	—	—
行事食や郷土料理の継承に取り組んでいる※学校給食除く	保育所幼稚園	全園	14/14園中	全園児	100.0%	◎
	小学校	全校	0/7校中	全児童	—	—
	中学校	全校	1/4校中	全生徒	—	—
	食生活改善推進員	年14回	年4回	年20回	20.0%	×
江津市産の食材を使用する(食品数ベース)	学校給食	25.3%	32.9%	30%	109.7%	◎
江津市産の食材を積極的に取り入れる	20～39歳	49.0%	60.9%	60%	101.5%	◎
	40～64歳		70.0%	60%	116.7%	◎
	65歳以上	55.7%	75.8%	60%	126.3%	◎
健康的な食生活ができる環境を整える	ヘルシーサポート店	—	2店舗	未設定	—	—

※対象としている小学生の現況値においては、平成 25 年度(2013 年度)「子ども・子育て支援ニーズ調査」より把握しています。13 歳以上については、平成 29 年度(2017 年度)「江津市保健福祉総合計画アンケート調査」より把握しています。

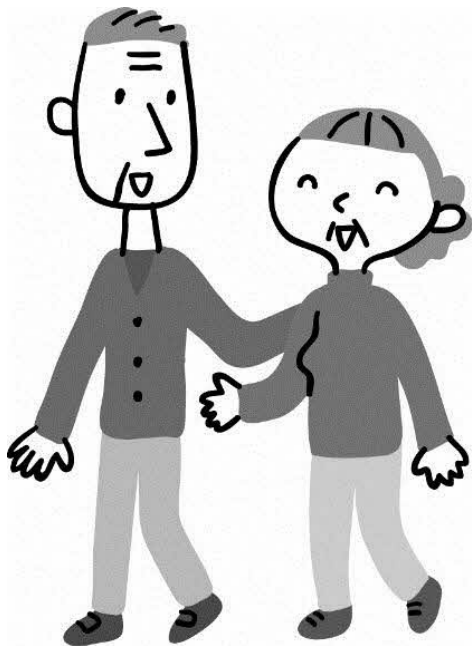
（４）高齢者福祉計画

施策の実施状況としては、いきいき百歳体操の普及に努め、身近な地域での介護予防が図られるよう支援しています。

地域包括ケア体制については、地域包括支援センターにおいて、各種相談や相談への対応などを行っており、市民にも地域の相談窓口として定着しつつあります。

在宅医療・介護連携においては、担当課と済生会江津総合病院地域連携室や介護サービス事業所などが連携し、退院時のルールづくりを進めています。また、情報共有も図っており、国が示した在宅医療・介護連携推進事業を踏まえ、取り組みを進めています。認知症対策については、認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェの開催など、介護者を対象とした相談や支援を行っています。さらに、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの活用など認知症者を支援するための体制づくりを進めています。

今後はさらなる高齢化により、介護保険などの公的サービスだけでは対応しきれない状況も予測されるため、より一層、介護予防や見守り活動など地域に根ざした支援を促進していくことが重要となります。



(5) 障がい者保健福祉計画

障がい者保健福祉計画において設定した成果目標に対し、「福祉施設から一般就労への移行」以外は目標値を下回っています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、入所者の高齢化や重度化もあり、地域生活への移行が難しい状況です。地域生活支援拠点の整備については、どのような機能を持たせるかを含め、引き続き検討する必要があります。

施策の実施状況としては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業などを実施し、障がい者やその家族の生活支援、就労支援に努めています。相談支援事業においては、平成28年（2016年）に基幹相談支援センターをパレットごうつ内に移設し、誰もが気軽に相談できる場としています。また、障がい者や障がい児の計画相談については、サービスを利用する人すべてに相談支援事業所が対応する体制ができています。障がい児通所支援などにおいては、放課後等デイサービスを実施する事業所も増えてきています。また、保育所等訪問支援においては、保育所などに専門のスタッフが訪問し、対応の仕方を助言することで現場との連携が図られています。

今後もノーマライゼーションのまちを実現するために、障がい福祉サービスなどの公的サービスの提供はもちろん、ユニバーサルデザインによるまちづくりや市民の障がいに対する理解を深めるため、「あいサポート運動」の取り組みなど、市民とともに取り組んでいく必要があります。

■目標指標（成果目標）の達成状況

指 標		現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 29 年度 (2017 年度)	達成率
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	地域生活移行者数	0 人	8 人	0.0%
	削減見込数	0 人	2 人	0.0%
地域生活支援拠点の整備	か所	0 か所	1 か所	0.0%
福祉施設から一般就労への移行者数	一般就労 移行者数	4 人	4 人	100.0%
就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援 事業利用者数	2 人	5 人	40.0%
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	—	0.0%	100.0%	0.0%

第3章 基本構想

第1節 将来像

人口減少や少子高齢化などにより、本市における地域の暮らしは変化し続けており、今後支える側が減少し、支えられる側が増加していくことが見込まれることから、健康に暮らすこと、安心が確保されることをめざし、第2次計画から引き続き、次のように設定します。

元気！勇気！感動！こうつ
健康で安心して暮らせるまちづくり

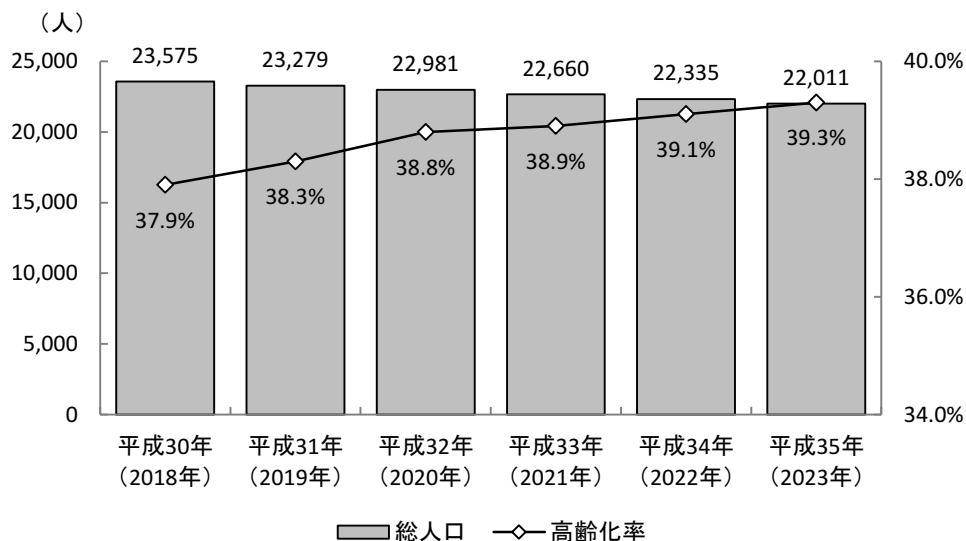
第2節 人口の将来推計

本市の将来人口を推計すると、平成35年（2023年）では平成30年（2018年）から比べ、約1,500人の減少が予測されます。

一方、高齢化率は上昇を続け、平成35年（2023年）では39.3%となることが予測されます。

こうした状況を含め、地域の実情を踏まえながら、今後の本市における保健福祉施策の展開について検討していくことが必要です。

■将来人口の推計



※平成24年(2012年)から平成29年(2017年)の住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により推計しています。浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画の数値との整合を図ります。

第3節 ライフステージの設定と個別計画の体系

本計画では、一貫性のある保健福祉施策を展開していくため、各個別計画における施策の対象をライフステージごとに設定します。

また、それぞれの計画における施策の体系に共通項として、自助、共助・互助、公助に分けて施策項目を設定することで、施策の関連や連携を図りやすいものとします。

■ライフステージの設定

ライフステージ	年齢区分	対象者像
子ども世代	概ね 0 歳～18 歳	乳幼児期から小・中・高校生の児童・生徒
子育て世代	概ね 19 歳～39 歳	子育て・仕事をしている世代
働き盛り世代	概ね 40 歳～64 歳	
シニア世代	概ね 65 歳以上	仕事を終えた世代

■各個別計画における共通項の設定

個別計画	自助	共助・互助	公助
地域福祉計画	地域福祉を担う人づくり	地域づくりを展開するまちづくり	地域福祉を支える公的支援体制づくり
健康増進計画	健康状態を知り、生活習慣の改善による自主的な健康づくり	地域ぐるみの健康づくり	医療・保健・福祉の連携による健康づくり
食育推進計画	健康的な食生活の実践	地域の食を支えるネットワークづくり	健康的な食環境づくり
高齢者福祉計画	いきいきとした元気な高齢者づくり	地域包括ケア体制の深化・推進	生活者視点の支援の仕組みづくり
障がい者保健福祉計画	障がい者の自立支援体制づくり	誰もが尊重しあえる共生社会づくり	障がい者を支えるサービス提供体制づくり



Ⅱ 部門別計画

第1部 地域福祉計画

はじめに 地域福祉計画の基本方針

第1節 基本理念

少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域そのものを維持していくことが困難な状況が懸念される中、地域のあり方も新たな形を生み出していかなければなりません。

そのため、住民や団体組織、行政が協働し、地域のあり方を考え、未来を創ることができるまちをめざして、下記を基本理念とします。

**元気！勇気！感動！ごうつ
未来を創るイキイキ協働体**

第2節 基本目標

1. 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めるためには、制度や仕組みはもちろん、実際に支え合い、助け合いの主体となる人づくりが最も重要です。

子どもから大人まで、幅広い層に対して、地域福祉に関する知識や、意識を周知・啓発することで、高齢者福祉、障がい者福祉など、対象を限定したものだけでなく、地域社会を取り巻く活動なども含めた協働体の担い手づくりを行います。

2. 地域づくりを展開するまちづくり

地域では、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などの課題を抱えており、新たな関係性の構築が必要となっています。

地域福祉を担う人材が、自分の持っている能力を発揮して活躍することができるよう、地域における活動団体やネットワークの構築など、市全体で地域づくりを展開するためのまちづくりを行います。

3. 地域福祉を支える公的支援体制づくり

市民や地域が地域福祉を推進するために必要となる条件整備や、活動や取り組みを促進するための支援など、行政が主体的に行う支援体制づくりを図ります。

第3節 地域福祉計画の推進体制

1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、保健・医療の分野との連携や生涯学習などの視点を加えた総合的な推進体制の整備を進めます。

具体的な評価・進行管理機関として、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域関係者を構成員とした江津市地域福祉推進協議会が、その役割を果たしていきます。

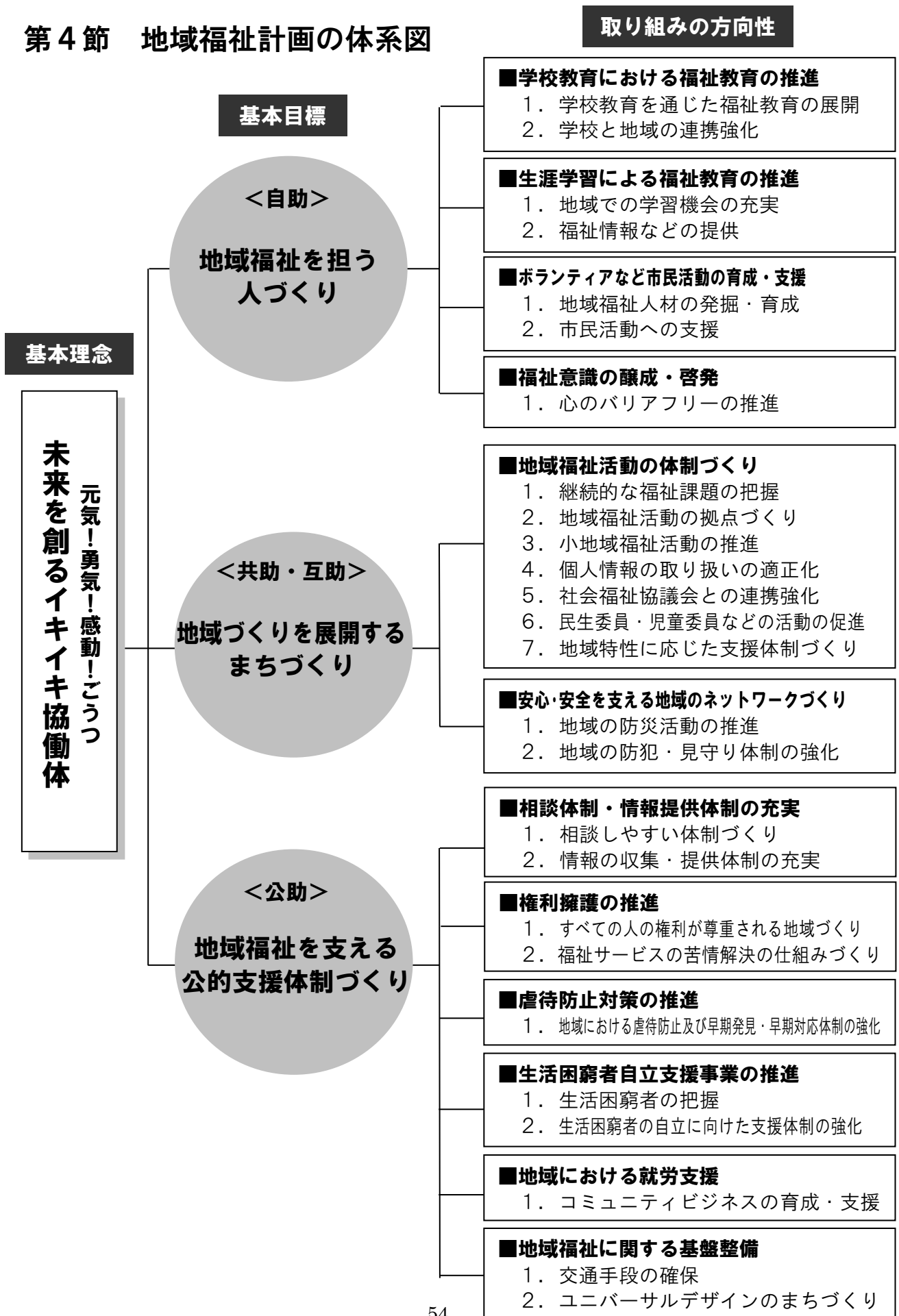
2. 市民と行政の連携と協働

本計画の目標を実現するため、行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア団体、企業など、市民の参画が重要となります。

市民の一人ひとりが自発的に地域の助け合いの一翼を担えるよう、きっかけづくりから具体的な活動までのコーディネート機能を強化し、市民と行政の取り組みが相乗効果によって地域福祉の向上を図っていける環境づくりに取り組みます。

また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者の地域福祉への協力を促進し、計画の着実な推進に努めるとともに、苦情の解決や権利擁護体制を充実し、利用者本位の福祉サービスを推進します。

第4節 地域福祉計画の体系図



第1章 地域福祉を担う人づくり

第1節 学校教育における福祉教育の推進

現状と課題

本市では学校教育の現場において、総合的な学習の時間を活用し、すべての小中学校で福祉に関する教育が行われており、子どもたちと地域との交流も行われています。

アンケート調査結果をみると、ボランティアの参加経験がある未成年者は6割強と過半数を占めているものの、前回調査時から若干の減少がみられ、若い年代からのボランティア参加を促すための意識啓発や地域交流の取り組みが求められます。

地域福祉を担うのは、人であり、子どもの頃から福祉に関する知識や意識を育むことが、地域の未来を創ることにつながるため、今後も積極的な福祉教育を行っていくことが必要です。

1. 学校教育を通じた福祉教育の展開

施策項目	取り組み	ライフステージ
地域特性に応じた福祉教育の推進	○総合的な学習の時間を活用し、社会福祉協議会、地域コミュニティ、自治会、ボランティア、福祉施設などと連携を図りながら、校区内の地域特性に応じた各学校での多様な福祉教育を推進します。 ○福祉を支える人材育成の取り組みを促進します。	子ども世代
福祉教育の向上に向けた連携強化	○学校教育における福祉教育の向上のため、社会福祉協議会との連携のもと、各学校において福祉教育に関する意見交換、情報交換などの場づくりに取り組みます。	子ども世代
福祉教育用教材の提供	○福祉教育用の教材として、市の福祉に関するデータや地域特性、各種相談窓口、福祉教育活動メニューなど、学校が必要とする情報の提供を行います。	子ども世代

市民の行動目標

子どもの頃から福祉について学び、助け合い、支え合いの心を育もう

2. 学校と地域の連携強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
福祉教育推進ネットワークの強化	○ボランティアや社会福祉協議会との連携による福祉教育推進ネットワークの強化を図り、効果的な福祉教育の推進を図ります。	子ども 世代
障がい者理解の促進	○特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒との交流などを通じ、障がいのある人に対する理解を深めます。	子ども 世代

市民の行動目標

学校を通じ、地域とのつながりや福祉への理解を深め、様々な交流を持つ

第2節 生涯学習による福祉教育の推進

現状と課題

高齢化の進行により、多くの市民にとって福祉が身近な課題となっている一方、近所付き合いの希薄化など、個人の意識面での変化も生じています。

本市では地域や学校などから依頼に応じて出前講座を開催しており、アンケート調査結果では地区の行事や活動への参加が若年・壮年者調査で5割強、高齢者調査で7割強と半数以上を占めています。しかしながら、前回調査時から若干の減少がみられます。

市民の誰もが福祉に関心を持ち、地域における助け合い、支え合いの担い手となることができるよう、学習活動の場をさらに充実することが必要です。

1. 地域での学習機会の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
福祉に関する学習活動の充実	○地域における福祉教育を推進するため、市民の関心の高いメニューの開発や実施方法の検討など、出前講座の充実を図ります。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代
ふるさと学習を通じた福祉活動の促進	○小地域におけるふるさと学習の参加者などが福祉に関心を持ち、地域において能力を発揮することができるよう活動を促進するとともに、福祉に関する内容の充実を働きかけます。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代

市民の行動目標

地域活動などのあらゆる機会を通じて、福祉について学び正しい理解を持つ

2. 福祉情報などの提供

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉に関する情報の提供	○ボランティアや地域福祉活動に関する情報について、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどの多様な媒体を活用した情報提供や、福祉関係者の会議の場などでの情報共有に取り組みます。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代

市民の行動目標

積極的に地域福祉に関する情報を収集し、理解を深めよう

第3節 ボランティアなど市民活動の育成・支援

現状と課題

高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、市民が安心して生活を営んでいくうえでは、行政が提供する公共サービスだけでなく、人・地域の困りごとに対してちょっとした相談や手助け、公的な支援への紹介を行う人や団体の活動が活発に行われることが大切です。

アンケート調査結果からは、ボランティア活動の参加経験者は若年・壮年者調査で約5割、高齢者調査で約6割と過半数を占めているものの、特に若い世代では仕事や家事などにより参加する時間的な余裕がない状況がみられます。

こうした状況の中で、本市ではボランティアセンターの取り組みや、ボランティアバンクによる将来の地域福祉の担い手となる中高生を中心に、福祉施設イベントの手伝い、公共施設の清掃活動などに取り組んでいます。こうした取り組みで地域の未来を支える新たな担い手が育っていますが、今後も人口減少・少子高齢化社会を支えるため、より一層の担い手づくりを行う必要があります。

1. 地域福祉人材の発掘・育成

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ボランティアの養成	○社会福祉協議会との連携により、誰もが気軽に参加できるボランティア養成講座を開催します。 ○小中学校との連携・協力、高校生などの参加により、子どもや若者の青少年ボランティアの育成を強化します。 ○定年退職後に積極的に社会参加できるよう、意識啓発に努めます。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ボランティア登録の促進	○ボランティア登録をする意義やメリットについて周知、啓発を図るとともにインターネットなどを活用した登録しやすい環境整備を推進します。	全世代
高齢者の人材活用	○江津和光園大学ふれあい教室などの機会を活用し、ボランティアに関する知識や能力を身につけたり、地域活動への参加を促進します。 ○新規受講者の増加に向けてふれあい教室などの内容の充実や周知、参加促進を図ります。	シニア 世代
企業によるボランティアの働きかけ	○地域の企業においても、地域、環境、教育、文化、安全のまちづくりなどへの協力を要請していくとともに、出前講座などを通じた情報提供を行います。 ○商工会議所などとの連携のもと、新たな協力依頼先の企業などの情報収集と協力の働きかけを行います。	子育て世代 働き盛り 世代

市民の行動目標

地域福祉の担い手としてボランティアなどの活動に積極的に参加しよう

2. 市民活動への支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ボランティアなどの活動支援	○ボランティア、NPO活動に関する情報や地域活動を市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどを通じて発信するとともに、ボランティアセンターやボランティアバンクを中心とした組織間の協働のネットワークづくりを強化します。	全世代
ボランティア組織の充実	○社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・ボランティアバンクによる一体的なボランティアコーディネート推進を図ります。 ○ボランティアセンターについて周知・啓発を図り、ボランティア組織の登録、ボランティア人材の登録などを促進し、活動の活性化を図ります。	全世代

市民の行動目標

ボランティア組織の活動活性化の担い手になろう

第4節 福祉意識の醸成・啓発

現状と課題

市民の誰もが生活の中で抱える困りごとなどについて、他人事ではなく「我が事」として捉え、助け合い、支え合いの意識を持つことが共生社会を実現していくうえで大切です。

アンケート調査結果から、身体・知的障がい者において差別や偏見があると感じている割合は2割強と前回調査時と比べて低く、理解が進んでいると考えられる一方、精神障がい者においては約5割が感じている状況がみられ、障がいによって理解に差がみられます。

誰もが互いの個性や人格を尊重し合い、福祉への関心を深めることができるよう、様々な立場の人が交流し、ふれあう機会を創出することが必要です。

1. 心のバリアフリーの推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域における 交流事業の推進	○ふれあい事業や伝統文化の伝承活動など、子どもや高齢者、障がい者などの様々な交流や体験活動を通じて、相互理解、人権意識の啓発を図ります。 ○特別支援学校や障がい者施設、高齢者施設などと地域との連携と交流を促進します。	全世代
障がいや認知症 に関する情報提供	○障がい当事者や専門家を講師とした講習会の開催、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページを活用した正しい理解につながる情報提供を促進します。	全世代
認知症サポーター の育成・活動支援	○認知症に関する正しい知識を持ち、適切な支援を行うことができる「認知症サポーター」養成講座の受講を促進し、サポーターの育成に努めます。	全世代
あいサポート運動 の推進	○障がいのある人への必要な配慮などを理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」の普及・推進を図ります。 ○社会福祉協議会との連携のもと、あいサポート研修を地域や職場などにおいて実施します。	全世代

市民の行動目標

様々な交流を通じて、高齢者や障がいのある人などの暮らしや困りごとについて、自分のこととして捉えられる共生の気持ちを持つ

第2章 地域づくりを展開するまちづくり

第1節 地域福祉活動の体制づくり

現状と課題

本市には様々な福祉活動の団体・組織があり、それぞれが目的を持って活動しています。行政を含め、組織・団体間で必要な情報を共有し、連携して取り組みを進めることで、効果的できめ細かな地域福祉活動につなげることが可能であり、引き続き連携強化に努めることが重要です。

アンケート調査結果では、社会福祉のあり方として、「行政と地域住民が協力しあいながら行われるべき」が、若年・壮年者調査、高齢者調査とも4割台で最も高くなっています。本市は多様な地域特性を持っており、それぞれの地域課題に応じた取り組みを行政と地域が協働により実施できるよう、仕組みづくりや必要な支援を進めることが重要です。

1. 継続的な福祉課題の把握

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
計画の進捗管理を通じた課題把握	○本計画の見直し時や、各種計画の策定時に市民意識調査を実施し、地域における福祉課題の把握を行うとともに、地域福祉推進協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況を把握します。 ○自治会など各種団体における会議などの場においてあがられた意見を収集し、福祉課題の把握を行います。	全世代

市民の行動目標

アンケート調査に協力したり、計画の内容を理解するなど、市の取り組みに興味を持とう

2. 地域福祉活動の拠点づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
総合的な福祉機能を持つ施設や地域コミュニティ交流センターの活用	○「パレットごうつ」を総合的な福祉機能を持つ施設として活用するとともに、地域コミュニティ交流センターを地域福祉活動の拠点として活用します。	全世代

市民の行動目標

地域福祉活動の拠点を積極的に活用しよう

3. 小地域福祉活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
小地域福祉活動の 充実	○社会福祉協議会の小地域福祉活動への支援を行い、各支会におけるまちづくり活動の充実を促進します。 ○各自治会区における自主的な地域福祉活動を側面から支援します。 ○ひとり暮らし高齢者などへの定期訪問、安否確認、声かけ運動など、小地域福祉活動を促進するとともに、活動を継続できる仕組みを検討・構築します。 ○隣近所の付き合いや地域の行事への参加など、絆づくり、協力体制づくりを促進します。	全世代
サロン活動の推進	○高齢者や子どもをはじめ地域の人々が寄り合い、交流を深めるふれあいサロン・子育てサロン活動の活性化と地域の実情に応じた展開を図ります。	全世代

市民の行動目標

様々な活動に参加して、交流を深めたり、地域を良くする担い手になろう

4. 個人情報の取り扱いの適正化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉活動のための個人情報の取り扱いに関する啓発	○個人情報保護の取り組みが、地域福祉活動を妨げることがないように、正しい情報や適切な学習機会を提供し、個人情報の取り扱いに関する要旨を周知し、共通理解のもとで地域福祉活動が行えるよう、啓発を図ります。	全世代

市民の行動目標

個人情報の取り扱いについて正しい理解を持とう

5. 社会福祉協議会との連携強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉活動計画の取り組みと広報活動の支援	○社会福祉協議会との連携により、本計画と連動した「地域福祉活動計画」の取り組みを推進します。 ○社会福祉協議会の活動内容や事業についての広報活動を支援します。	全世代
社会福祉協議会との連携強化	○地域福祉を推進するために必要な取り組みや課題について、必要に応じて連携しながら推進します。	全世代

市民の行動目標

社会福祉協議会の活動内容の理解を深めよう

6. 民生委員・児童委員などの活動の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
広報、研修活動の充実	○民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に周知するとともに、各種研修の紹介や研修活動の充実により活動を支援します。	全世代
地域の情報の共有	○民生委員・児童委員などと、地域の情報が共有できるよう、連携体制の充実を図ります。	全世代

市民の行動目標

民生委員・児童委員の活動内容の理解を深め、日ごろからの関係づくりをしよう

7. 地域特性に応じた支援体制づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域特性の把握	○高齢化の進行している地域や交通不便地域など、特に支援を必要とする地域の状況を把握し、適切な支援につなげます。 ○地域課題の解決に向けた助け合いのモデルをつくるため、必要な支援を行います。	全世代

市民の行動目標

地域の課題を知り、できることから協力しよう

第2節 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

現状と課題

近年、大雨や土砂災害など自然災害の多発、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加など、地域生活における安心・安全を守るための助け合い、支え合いの必要性が改めて注目されています。アンケート調査結果によると若年・壮年者調査では、日常生活で不自由になったときに地域に求める手助けとして、「災害時の手助け」が36.3%で最も高くなっており、災害時に助け合いを促す仕組みづくりが重要であることがうかがえます。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症者、障がい者や子どもに対する地域における防犯体制や見守り体制についても、引き続き強化が求められます。

1. 地域の防災活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
防災活動の推進	○自治会や近隣住民による自主防災組織の設立を支援するほか、活動内容の把握と活動強化を図ります。	全世代
避難行動要支援者へのフォロー体制の確立	○避難行動要支援者登録制度により消防、警察など関係機関と情報を共有し、地域の自主防災組織との連携を推進します。	全世代
災害時ボランティアの受け入れ体制の整備	○災害対策本部を中心として、災害時のボランティア受け入れに関するコーディネート機能を持った社会福祉協議会の災害救援ボランティアセンターなどとの連携を図りながら、災害時のボランティアの受け入れ窓口や適切なコーディネート体制を整備します。 ○コーディネーターなどの人材育成や活動資機材の確保など、災害ボランティアセンターの運営を支援します。	全世代

市民の行動目標

地域の中で災害時に支援を必要とする人について、日ごろから気かけよう

2. 地域の防犯・見守り体制の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域の防犯活動の推進	○警察などとの連携を強化するとともに、地域住民などによる児童・生徒の登下校時の見守り活動を支援します。 ○民生児童委員協議会や社会福祉協議会、警察などの関係機関が連携を図り、特殊詐欺や悪質商法の被害防止活動に取り組みます。	全世代
地域の見守り体制の強化	○ひとり暮らし高齢者や障がい者など地域の中で見守りを必要とする人や世帯について、民生委員・児童委員などとの連携により、見守り体制の強化を図ります。 ○徘徊高齢者等 SOS ネットワークにより、行方不明になった高齢者などの早期発見・保護につなげます。	全世代

市民の行動目標

地域の安全のため、見守りや声かけをしよう



第3章 地域福祉を支える公的支援体制づくり

第1節 相談体制・情報提供体制の充実

現状と課題

医療・保健・福祉や生活全般に関する相談内容は多岐に渡っており、相談する場所についても市役所相談窓口のほか、地域包括支援センター、子育てサポートセンターなどがそれぞれ連携しながら対応しています。また、ふれあい福祉センターにおいて法律相談や一般相談、福祉相談を通じて随時相談を受け付ける体制を整えています。

アンケート調査結果から、地域包括支援センターについて、高齢者のうち相談などで利用された人は前回調査時より増えています。知っている割合は3割程度と認知度はまだまだ低い状況にあります。

相談窓口においては、分野ごとの相談窓口は設置されていますが、総合的な相談ができるワンストップ相談サービスの実施には至っていない状況となっており、実施に向けた人材育成を進めながら、どこに相談にいても、解決につなげることができる相談体制の充実を図ることが必要です。

市の広報紙をはじめ、各種パンフレット、ホームページなどを活用して、医療・保健・福祉の情報提供を図っていますが、各種制度が複雑で制度改正も多く、サービス内容や利用方法について、十分な理解が進んでいないのが現状です。

医療・保健・福祉に関連する各窓口やインターネットなどを活用して、誰もが必要な情報を手にすることができる体制づくりが必要です。

1. 相談しやすい体制づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域での相談窓口 の充実	○社会福祉協議会のふれあい福祉センターで実施している総合相談のさらなる充実を図ります。 ○民生委員・児童委員など、地域の中で気軽に相談できる人を育成・支援するとともに、民生委員・児童委員以外の人材の育成・支援のあり方を検討します。 ○不登校や引きこもりの人の自立を支援するための相談窓口の整備を図ります。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
基幹窓口での相談 支援体制の充実	○高齢者福祉は地域包括支援センター、子育て支援は子育てサポートセンター、障がい者の身近な相談は相談支援事業者を指定し、それぞれ総合的な相談を行います。 ○地域包括支援センターなどの認知度を上げ、気軽に相談できるよう、パンフレットなどで周知に努めます。 ○ワンストップ相談サービスの実施に向けた体制づくりを検討します。 ○専門的な相談の前段階でも市役所などの窓口で気軽に相談できる環境づくりを行います。	全世代

2. 情報の収集・提供体制の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
医療・保健・福祉の 情報提供の推進	○医療・保健・福祉に関する情報について、関係機関との協力により、適切な方法での提供に努めます。	全世代
インターネットを 活用した情報提供 の促進	○ホームページなどを活用し、福祉に関する情報の提供を図ります。 ○市民が情報収集しやすくするためのインターネット環境の整備を働きかけます。	全世代
情報提供のユニバーサルデザインの 推進	○高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの人など、誰もが情報を容易に取得できる環境の整備を図ります。 ○誰もが必要とする情報を得られるよう、文字拡大に対応したホームページの改良や、音声、点字による広報紙などの作成を継続して実施します。	全世代

市民の行動目標

困ったときに地域の中で気軽に相談できる場を持つ
福祉に関する情報から正しい知識を学ぼう

第2節 権利擁護の推進

現状と課題

高齢者や障がいのある人の中には、認知症や障がいなどの理由により、希望するサービスを自分で選択できない人や財産を管理できない人が多くなっており、サービス利用や財産管理を支援する仕組みとして日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進が必要となっています。

本市においては、社会福祉協議会において権利擁護委員会の設置や職員体制の強化など権利擁護の推進体制の強化を図っています。今後は、後見支援制度の導入や市民後見人の養成に向けて検討を行っていく必要があります。

1. すべての人の権利が尊重される地域づくり

施策項目	取り組み	ライフステージ
権利擁護の普及・啓発	○誰もが人権を侵害されることのないよう、尊厳のある安心した生活が維持できるように権利擁護の普及・啓発を推進します。	全世代
権利擁護のための制度利用の促進と充実	○日常生活に不安のある人や判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利擁護を目的とする、日常生活自立支援事業の充実や体制強化と、成年後見制度の利用促進のための支援や法人後見、市民後見人の養成などの体制整備を図ります。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代
福祉サービスの利用支援	○認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人のために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発や利用支援をすることで、適切な福祉サービスの利用につなげます。	全世代

市民の行動目標

あらゆる人の権利が守られる地域づくりをしよう

2. 福祉サービスの苦情解決の仕組みづくり

施策項目	取り組み	ライフステージ
苦情相談窓口の利用促進	○福祉サービス事業者の窓口をはじめ、行政機関の窓口に気軽に相談できるよう啓発し、苦情相談や問題解決の仕組みについて、情報提供を推進します。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
サービスの第三者 評価制度の導入	○サービス利用者や事業者に協力を働きかけながら、サービスの第三者評価制度の導入を促進します。また、サービス利用者に評価内容を広く周知します。	全世代

市民の行動目標

サービスを改善するために適切な窓口に相談しよう

第3節 虐待防止対策の推進

現状と課題

近年、介護疲れや子育ての悩み、男女間のトラブルなど子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）が問題となっています。本市においては、高齢者虐待については地域包括支援センター、児童虐待やDVなどについては子育て支援課、障がいのある人への虐待については障がい者虐待防止センターにおいて、相談窓口を設置し対応しています。今後も市民一人ひとりの人権や尊厳を守るために、虐待の防止及び早期発見・早期対応の体制を強化していく必要があります。

また、支援を要する人は、自分の悩みや不安などを打ち明けることができず、自分の中に抱え込んでしまうことも考えられます。地域で身近に相談できる民生委員・児童委員や学校、事業所などの関係機関、団体と連携を図りながら、虐待に関する実態把握に努めていく必要があります。

1. 地域における虐待防止及び早期発見・早期対応体制の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
虐待に関する相談 窓口体制の強化	○高齢者虐待については地域包括支援センター、児童虐待やDVについては、子育て支援課、障がい者への虐待は障がい者虐待防止センターにおいて、相談支援を行う相談窓口を設置しています。今後も児童、高齢者、障がい者の虐待防止のための支援体制やネットワークの強化を図るとともに、相談内容に応じて関係機関と連携をとりながら相談体制の充実を図ります。	全世代

市民の行動目標

虐待を受けたり、発見したらすぐに身近な相談窓口相談しよう

第4節 生活困窮者自立支援事業の推進

現状と課題

近年、社会的孤立を背景に生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策も課題としてあがってきています。アンケート調査結果では、経済面で生活に困っている人へのサポートとして、「自立支援制度の周知」と「相談体制の整備」が上位意見としてあげられています。

本市では平成27年（2015年）4月より社会福祉協議会において生活支援相談センターを設置し、生活困窮者からの相談や自立に向けた支援を行っています。年々ニーズは増えており、今後も生活困窮者に寄り添い、相談や自立に向けた支援を行うとともに、制度や相談窓口について市民に広く周知していく必要があります。

1. 生活困窮者の把握

施策項目	取り組み	ライフステージ
生活困窮者の情報の把握	○生活支援相談センターやワークステーション江津などと連携し、生活保護や生活困窮者などに関する情報の把握に努めます。 ○行政機関で把握が困難な情報については、学校や民生委員・児童委員などとも連携を図りながら情報の収集に努めます。	全世代

2. 生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化

施策項目	取り組み	ライフステージ
生活困窮者自立相談支援事業	○生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、生活困窮者に対し、自立した生活が送れるよう相談者に寄り添って支援を行います。	全世代
生活困窮者住居確保給付金	○経済的に困窮したことにより、住居の確保ができない生活困窮者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居や就労機会の確保に向けた支援を行います。	全世代
家計相談支援事業	○生活困窮者に対して家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんなどを行い、自立できるよう支援します。	全世代
緊急一時食糧支援事業（フードバンク事業）	○市民や関係機関・団体などから提供された食料をフードバンクとして備蓄し、生活困窮者に対し一時的に食料を提供することで、自立と生活再建を図ります。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活困窮者日用品等提供事業	○生活困窮者に対し、日用品、衣料品、寝具などを提供し、自立生活を支援します。	全世代
入居債務保証支援事業	○賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、社会福祉協議会が、家主または不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えます。	全世代

市民の行動目標

制度のことを知り、みんなと共有を図ろう

第5節 地域における就労支援

現状と課題

現在、本市の社会経済状況では就労の場が少なく、高齢者や障がいのある人の就労の機会を確保することは困難となっています。

こうした状況の中、働く意欲のある人が、その適性と能力に応じて就労の機会が得られるよう、関係機関の連携のもと、コミュニティビジネスなどの展開が必要です。

1. コミュニティビジネスの育成・支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
コミュニティビジネスによる雇用の場づくり	○地域資源を活用したコミュニティビジネスの促進を図ります。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代
生産活動、地域活動支援事業の推進	○共同募金などの民間資金を活用し、中高年齢者が培ってきた知識、経験、技術を活かした生産、加工サービスなどの提供を行う生きがいつくり事業の支援を行います。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代

市民の行動目標

地域づくりに関する仕事に興味を持とう

第6節 地域福祉に関する基盤整備

現状と課題

少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者などが自立した生活を営むことができる環境づくりが急務となっています。特に移動支援やユニバーサルデザインによるまちづくりなど、誰もが安心して外出することができる環境を確保することが必要です。

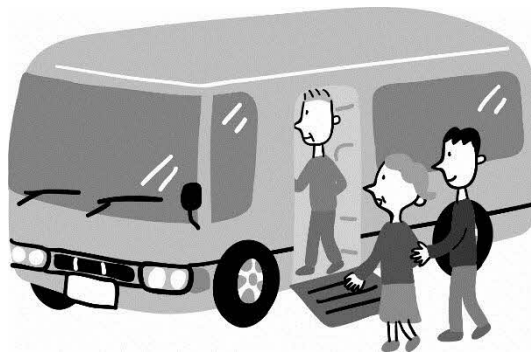
アンケート調査結果では、高齢者が生活するうえで困っている内容について「公共交通機関が不便」が上位意見としてあげられています。本市においてはＪＲ三江線が廃止されるなど市民の交通の利便性において影響が出るものと考えられます。その交通手段の確保として生活バスの運行などの方法がありますが、利用者が減少しているといった現状もあり、ＪＲ三江線の沿線地域も含めて交通不便地域の状況を把握し、交通手段の確保に向けた検討を行う必要があります。

1. 交通手段の確保

施策項目	取り組み	ライフステージ
生活バスの運行	○ＪＲ及び石見交通の利便性の確保に努めるほか、公共交通不便地域においては利用状況などを考慮しながら、デマンドバス型の運行など市営有償運送により、買い物や通院などの支援を行います。	全世代
福祉タクシー利用券の発行	○バス運行では対応困難な要介護認定者や重度の視覚障がい者、体幹機能障がい者、下肢機能障がい者などに対して福祉タクシー利用券を交付します。	全世代

市民の行動目標

公共交通機関を利用しよう



2. ユニバーサルデザインのまちづくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
公共施設などのユニバーサルデザイン化の推進	○公共施設などの整備の際には、関連する基準やガイドラインなど、基準に適合するように努めるとともに、ヒアリング調査や現地点検（まち歩き）などの意見を踏まえた整備を行います。 ○高齢者、障がい者などが利用する医療、福祉、商業、官公庁などの生活関連施設が集積し、鉄道やバスの利用者が多く、まちづくりなどが計画されている地域拠点を重点整備地区と位置づけ、個別の施設だけでなく、自宅を出てから目的地にたどり着くまでの公共交通機関を含めた生活空間を面的に捉えたバリアフリー化を推進します。	全世代
ユニバーサルデザインによる住宅建設の促進	○「江津市住生活基本計画」に基づき医療・保健・福祉の関連部局と連携を図りながら、住宅改修に関するサポート体制の整備を進め、住宅改修の促進に努めます。 ○老朽化が著しい市営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、建て替えにあたってはユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。	全世代
地域のユニバーサルデザイン化の推進	○「江津市バリアフリー基本構想」の基本理念に基づき「人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ」をめざします。	全世代

第4章 目標指標

指 標	現況 平成 28 年度（2016 年度）	目標 平成 35 年度（2023 年度）
○学校における福祉教育の充実		
実施校数	全校（小中学校）	全校（小中学校）
○ボランティア養成講座の開催		
講座数	4 講座/年	4 講座/年
受講者数	120 人/年	120 人/年
○ボランティア登録		
登録数（人数）	1,446 人	1,500 人
登録数（団体）	66 団体	70 団体
○ボランティア・NPO 活動の拠点確保		
か所	1 か所	2 か所
○ふれあいサロンの拡充		
利用者数	10,252 人/年	11,000 人/年
○相談体制の充実		
総合相談窓口設置数	1 か所	2 か所
○情報提供体制の充実		
広報紙等掲載回数	6 回/年	12 回/年
ホームページ更新回数	3.7 回/月	4 回/月

第2部 健康増進計画

はじめに 健康増進計画の基本方針

第1節 基本理念

第2次計画では健康づくりを個人レベルから地域ぐるみで取り組むことで効果をあげ、市民の健康レベルの底上げをめざしてきました。第3次計画でも第2次計画の考え方を継承し、まず、「自分の健康状態を知り」、「生活習慣の改善を個人レベルから地域、団体レベルで取り組み」その結果、健康状態が改善し、すべての市民が健康ライフを送れるまちづくりができるように推進します。

**元気！勇気！感動！こうつ
みんなで育む地域ぐるみの健康ライフ**

第2節 基本目標

1. 健康状態を知り、生活習慣の改善による自主的な健康づくり

健康づくりに対する関心は高まっているものの、実際の取り組みは、若い世代では仕事や家事などで時間がないことを理由にあまり行われておらず、比較的時間に余裕ができる高齢期が近づいてからとなっています。

また、健康診査を受けていても、健診結果の意味するところが理解できていなかったり、どう生活習慣を改善していけばよいのかわからないということも見受けられます。

子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、基本的な生活習慣を身につけたり、定期的に健康診査を受けて自己の健康管理を行うことで、将来の健康を確保することをめざし、本市の健康課題ごとに意識啓発から実際の取り組みまでライフステージに応じた支援を展開します。

2. 地域ぐるみの健康づくり

健康づくりは個人の意識や努力によるものと捉えられがちですが、一人で継続していくことは難しいものです。また、健康課題を解決していくためには、行政や専門家による取り組みだけでなく、住民の主体的な参加が不可欠です。ソーシャルキャピタルに着目した健康づくり活動を進めていくために、地域や職域での組織・団体の育成や支援を行い、地域活動の活性化に努めます。

3. 医療・保健・福祉の連携による健康づくり

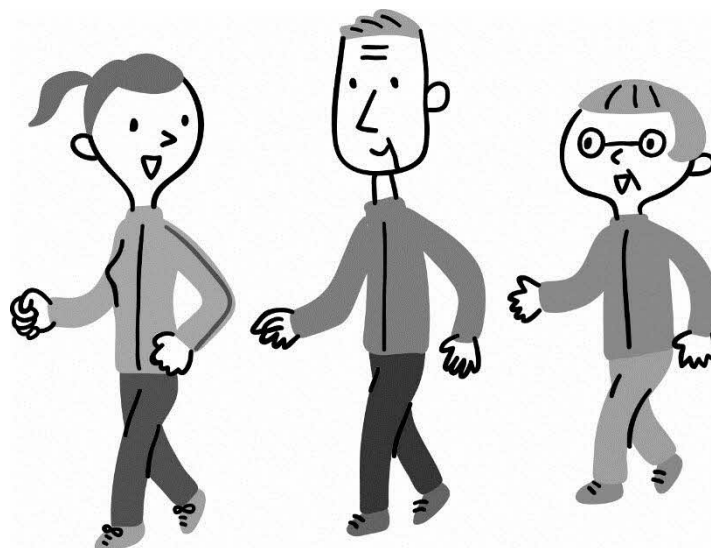
健康な暮らしを維持していくためには、また、健康状態を早期に改善するためには、医療・保健・福祉の支援やサービスを活用することが必要です。

そのため、医療・保健・福祉の体制整備や連携を強化し、健康づくりを行う人を支援する体制づくりをめざします。

第3節 健康増進計画の推進体制

1. 計画の評価と進行管理

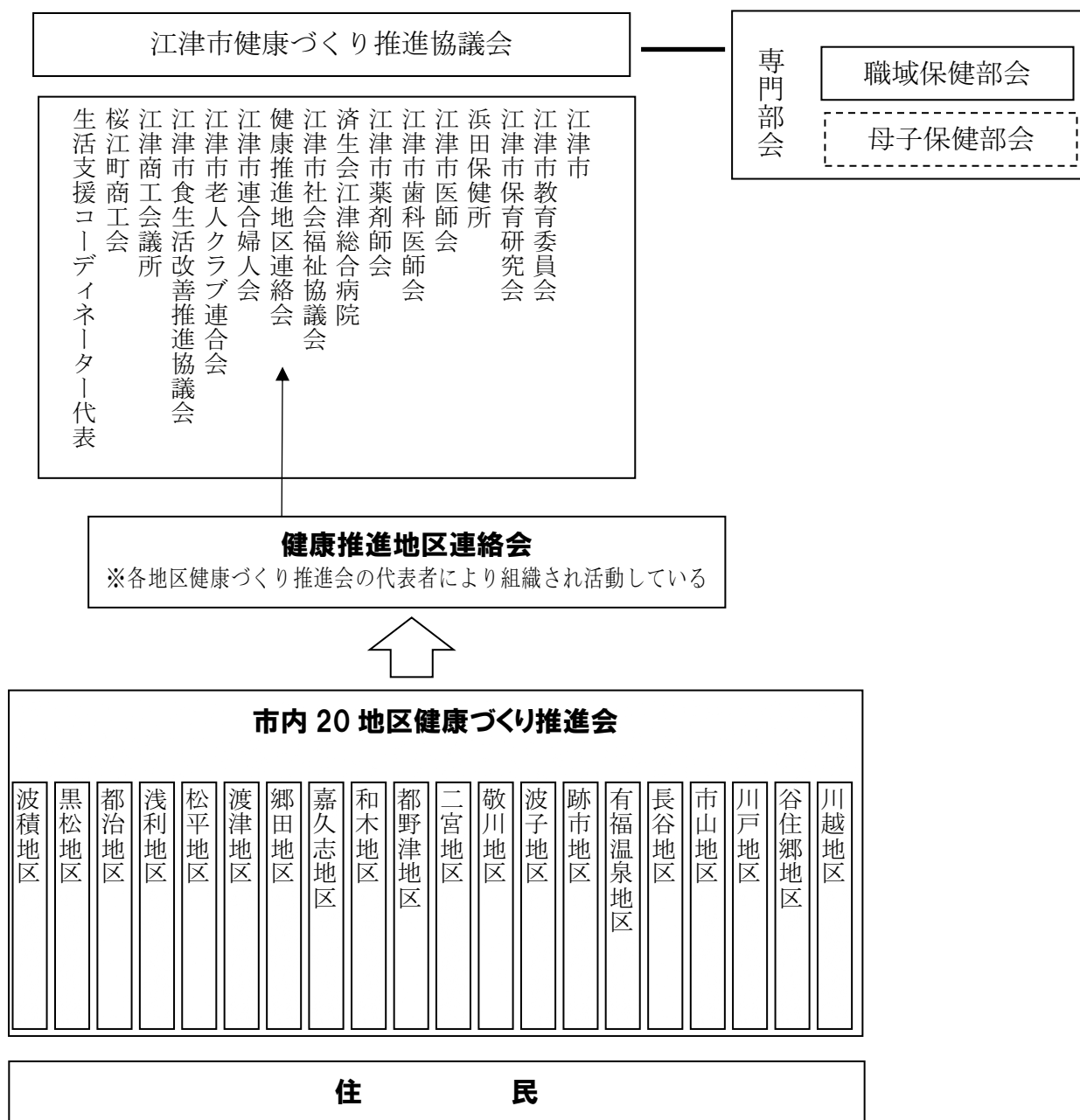
本計画の推進にあたっては、江津市健康づくり推進協議会及び専門部会である「職域保健部会」、「母子保健部会」において、進行管理・検証を行います。



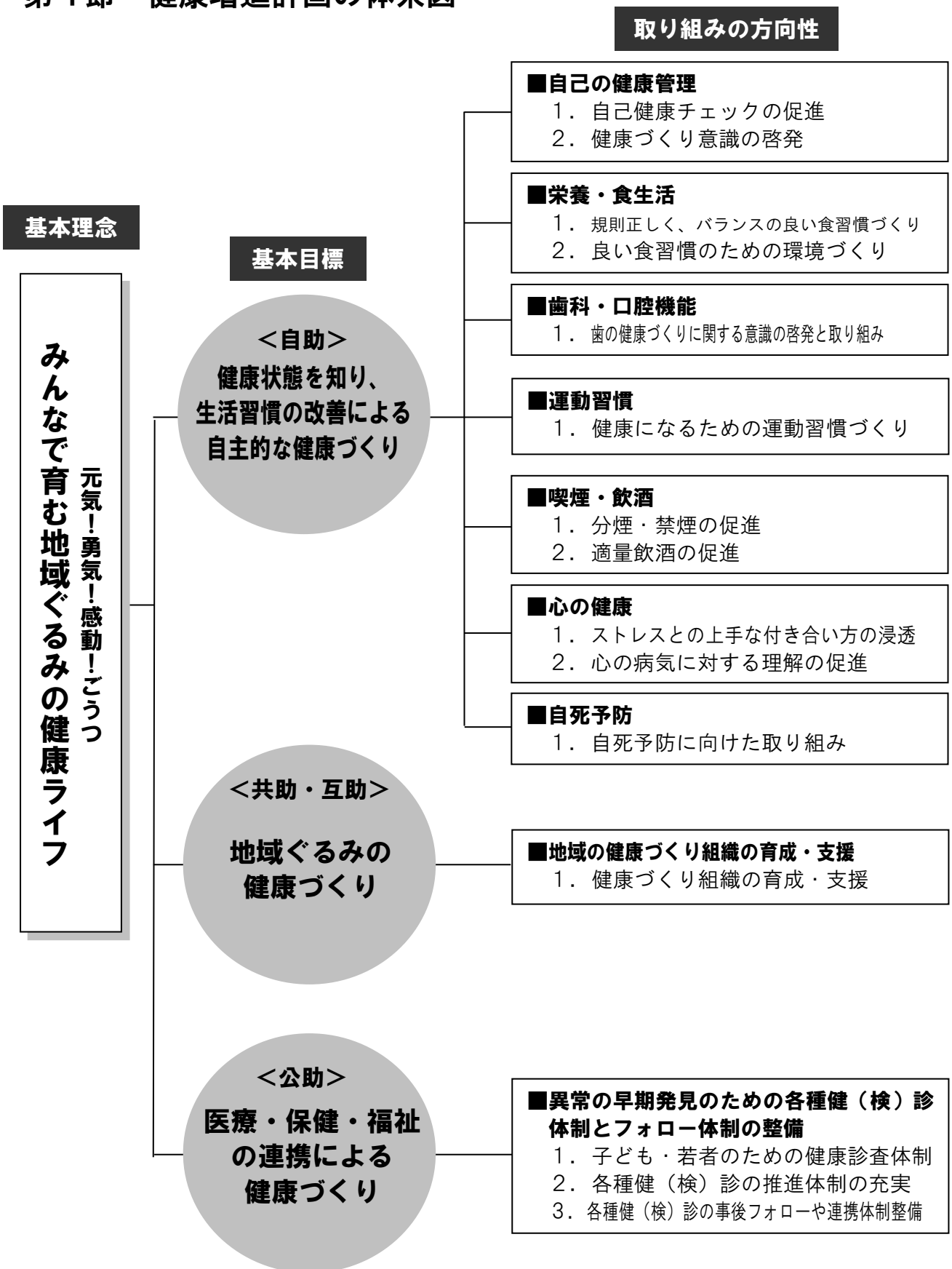
2. 市民と行政の連携と協働

各地区の活動に関する検証などについては、健康推進地区連絡会において行い、健康づくり推進協議会への報告により、課題や取り組みを共有し、市民と行政の連携と協働による地域に根ざした健康づくりを推進します。また、平成 29 年度（2017 年度）から市内全地区に地域コミュニティ交流センターが設置されたため、健康づくりを推進する地区組織もコミュニティ単位として、より地区内の結びつきを強化した取り組みが実施できることを期待して再編成します。

本市の健康づくりを推進する体制



第4節 健康増進計画の体系図



第 1 章 健康状態を知り、生活習慣の改善による自主的な健康づくり

第 1 節 自己の健康管理

現状と課題

生活習慣病や将来的に要介護状態に陥らないよう、健康的な生活を送りたいという気運が高まっており、本市においても、健康づくり推進会の取り組みなど、市民主体の積極的な取り組みが行われ、地域に根ざした健康づくりが進んでいます。また、がんや心疾患、脳血管疾患などの死因の上位を占める疾患への対策に取り組み、少しずつ成果が現れてきています。

一方で、職域を中心とする若い世代では、毎年健康診査を受けていても、その結果が何を意味するのか、また、どう生活に活かしていけばよいのか理解していないことから放置し病気の発症につながったり、手遅れになるなどの現状もみられ、自分の健康に対しての意識の低さが課題となっています。そこで職域保健部会を核として職域にも積極的にアプローチを行い、「自分の健康は自分で守る」という行動規範をつくっていくためのきっかけづくりを推進し、少しずつ、職場の健康づくりにも目を向けてもらえるようになりつつあります。

また、国民健康保険における特定健康診査受診率は 45%、特定保健指導の利用率は 20% 程度で特定健康診査開始時と比べるとやや低くなっており、特に 40～50 歳代で低くなっています。特定健康診査の結果からは特にメタボリックシンドローム該当者が多いこと、また、高血圧や脂質異常症が多く、脳卒中や心筋梗塞などの大きな疾患を発症し、QOL の低下や医療費の圧迫などにつながることから循環器疾患対策が最重要課題となっています。まずは、定期的に健康診査を受けることが大切です。保険の形態が変わる際の手続き時に健診の受け方や予定などの情報提供をするほか、積極的な受診勧奨を検討・実施していく必要があります。

さらに、健診後の事後フォローとして特定保健指導を実施することはもちろんのこと、特に本市の健康課題である循環器疾患の発症予防や重症化予防対策及び糖尿病腎症重症化予防対策についての受診勧奨や個別指導を実施しているところですが、今後は医療機関との連携のもと、さらに充実していく必要があります。

また、家庭でもできるセルフチェックとして家庭血圧測定と体重測定を進めています。今回のアンケート調査結果から定期的に体重測定をしている人は、どの年代も 5 割程度、また、定期的に家庭で血圧測定をしている人は高齢者調査で 4 割台半ば、若年・壮年者調査では 2 割弱に留まっています。さらに啓発活動を展開し、自己の健康チェックをする人を増やし、異常の早期発見や悪化防止に努めることが重要です。

1. 自己健康チェックの促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康診査・がん検診を受け、記録による自己管理の促進	○各種健診などを受けた市民に健康手帳を交付し、活用のための支援を行います。 ○健康診査・がん検診などの受診時に印を押すなど、自分の健康行動の記録となる取り組みを進めます。 ○働き盛りの壮年期に向けて、職域保健部会を核とした各事業所への出前講座を実施します。 ○健康診査・がん検診などを受けやすい環境づくりを進めるほか、各種健診を受診した時や健康相談などで血圧測定値などを記入し自己の健康管理ができるようにするなど、健康手帳の活用による健康管理を促進します。 ○家庭における体重測定、血圧測定の推進に力を入れ、自己の健康管理を進め、循環器疾患の発症や悪化防止につなげます。	全世代
健康診査結果の活用	○市民が健康診査結果をどのように活用していくのか、関係機関と連携しながら啓発を進めます。 ○特定健康診査、特定保健指導の受診勧奨、啓発に取り組みます。 ○地域、職場、学校など、様々な場において健康診査を受診するよう意識の啓発に努めます。 ○職域による健康診査と、国民健康保険による健康診査との連携を促進します。 ○地域の健康づくり推進会や健康増進に携わる人への研修などを充実します。	全世代

2. 健康づくり意識の啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康づくり意識の啓発	○職場、地域で簡単にできるヘルスチェックや試食、運動の体験、各地区健康づくり推進会から地区での健康づくりの取り組みについての展示などを実施します。 ○地域行事などの機会や各種キャンペーンを捉え、健康意識の啓発を行います。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康イベントの 開催	○健康推進地区連絡会や各地区の健康づくりを進める会との共同による健康教室などに引き続き取り組みます。 ○健康フェスタなど、済生会江津総合病院、各種地域や職域の団体と連携し、より健康に特化したイベントを実施します。 ○地域と職域の健康づくりの交流などを通して、働き盛り世代からシニア世代への活動の移行ができるように働きかけます。	全世代



第2節 栄養・食生活

現状と課題

生活習慣病を予防、改善し、健康的な生活を送るためには、規則正しい生活リズムとバランスのとれた食生活は欠かせず、日ごろからの意識づけが大切です。

アンケート調査結果では、若年・壮年者調査の朝食の欠食率が未成年者調査、高齢者調査と比べて高くなっています。子ども世代の食生活については、保護者の影響も大きく、子育て、働き盛り世代に対し、朝食の大切さと合わせ、内容の充実についても啓発していく必要があります。

また、子育て、働き盛り世代では食べ過ぎ、早食い、動物性脂肪や塩分過多など、食習慣や食生活の課題も多くみられています。この結果、メタボリックシンドロームや生活習慣病も若い年代から多く見受けられており、職域保健部会の活動を中心として、生活習慣改善のきっかけづくりに力を入れています。

シニア世代では、地区の健康づくり推進会や食生活改善推進協議会の活動を通して、高血圧対策として減塩の推進や、低栄養対策としてたんぱく質摂取の重要性について啓発しています。

ライフスタイルの多様化も進む中、今後も地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、子どもから高齢者まですべての市民が健康的な食生活を実現できるよう、食習慣及び食生活の改善と食環境の整備を進めていくことが必要となっています。

1. 規則正しく、バランスの良い食習慣づくり

施策項目	取り組み	ライフステージ
早寝・早起き・朝ごはんの推進	○「早寝・早起き・朝ごはん」の規則正しい生活リズムの大切さを啓発します。 ○朝ごはん摂取と内容の充実を働きかけます。 ○保育所、認定こども園、学校、地域の関係団体などと連携し、地域ぐるみで朝ごはんの充実を進めます。	全世代
バランスの良い食事の啓発	○主食、主菜、副菜がそろっている食事をとれるように意識啓発やメニューの工夫などの情報発信を行います。特に高齢者はたんぱく質不足にならないよう、食生活改善推進員などと普及・啓発に努めます。 ○保育所、認定こども園、学校、地域の関係団体と連携し、野菜の摂取増加に取り組みます。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
肥満予防の推進	○スナック菓子や清涼飲料水を摂りすぎないように、高カロリー、高脂肪の健康に及ぼす影響について啓発を行います。 ○食べ過ぎや早食い、栄養バランスの偏りについて意識啓発を行うとともに、バランスの良いメニューなどの情報提供を行います。特に働き盛り世代では、惣菜や弁当の選び方についても情報提供を行います。	全世代
塩分を控える食習慣の推進	○乳幼児期から薄味の習慣が身につくよう、離乳食・幼児教室において、塩分を控えた食事の試食や料理教室を実施します。 ○漬け物など、塩分の多い食品や料理について情報提供を行います。 ○飲食店、商店などへ減塩や栄養バランスに関する情報提供を行います。 ○地域での会食や健康教室などあらゆる機会を捉え、食生活改善推進員などと減塩料理の試食や調理実習を行います。 ○保育所、認定こども園、学校、地域の関係団体などと連携し、減塩の推進に努めます。	全世代

2. 良い食習慣のための環境づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康的な食生活ができる環境を整える	○食を提供する団体、生産する団体に情報提供を行い、良い食生活のための支援ができるよう連携します。 ○健康的なメニューやサービスを提供する食品関連事業者を増やす取り組みを進めます。	全世代

第3節 歯科・口腔機能

現状と課題

歯の健康は食事・運動・コミュニケーションなど、健康な生活に欠かせない活動を支える重要な要素です。

アンケート調査結果では、自分の歯が20本以上ある人は、65歳以上で27.0%と、平成29年度（2017年度）目標の40.0%を大きく下回っています。このため、成人歯科健診などによる壮年期の歯周疾患の予防とともに、子どもの頃からのむし歯予防が重要となっています。

平成29年度（2017年度）現在、市内の全保育所、幼稚園において、フッ素塗布を希望者に実施しており、小中学校の7校でフッ化物洗口を実施しています。フッ素塗布やフッ素洗口を始めてむし歯の保有率は下がってきています。今後も市内全小中学校でのフッ化物洗口が実施できるように拡大を図っていく必要があります。

青壮年期では歯に対する健康意識が薄れ、早くから歯周病を発症する人も多くなっています。さらにかかりつけ歯科医を持たず、定期的な歯のメンテナンスをしている人も少ないことが課題となっています。特に壮年期の歯周病検診について、歯科医師会とともに重点課題として検討します。

高齢期については、平成27年度（2015年度）からは後期高齢者の一部に対して歯科健診事業が始まり、口腔機能のチェックと低栄養チェックを兼ねたスクリーニングを行っています。受診率は10%程度と低めで受診勧奨が必要です。さらに、地域で実施していた二次予防事業が廃止となったため、健診後の事後フォロー体制を整えることが必要です。

1. 歯の健康づくりに関する意識の啓発と取り組み

施策項目	取り組み	ライフステージ
8020 運動の推進	○特に若い頃からの歯の健康づくりを徹底します。 ○定期的な歯科講演会やイベントを実施し、歯と口の健康についての意識づけを行います。 ○口腔機能向上に向けての個別フォロー体制を確立します。 ○7024・8020 コンクールの広報・表彰による普及・啓発を行います。 ○健康まつりなどの機会を捉え、歯科健診、口腔衛生の相談を実施します。	全世代
歯科健診の受診の促進	○市の広報紙などでかかりつけ歯科医への受診勧奨を行います。 ○成人歯科健診の実施に向けた取り組みを進めます。	子育て世代 働き盛り世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
むし歯予防の推進	○保育所、認定こども園でのフッ化物塗布の取り組みを継続します。 ○小中学校におけるフッ化物洗口を、全校実施に向けて取り組みます。 ○乳幼児健診でのむし歯予防の指導や小中学校でのむし歯予防教室に継続して取り組みます。	子ども 世代
歯周病予防の推進	○歯科講演会などにおいて、口腔衛生についての啓発を行うとともに、歯磨きについての講習などを行います。 ○かかりつけ医を持ち、定期的に歯のメンテナンスを行うことを啓発します。 ○青壮年期に向けた、歯周病検診実施を検討します。	子育て世代 働き盛り 世代
高齢者の口腔機能 向上に向けた取 組み	○後期高齢者の歯科口腔健診を勧めます。 ○歯科口腔健診での事後フォロー体制を整え、江津市歯科医師会、栄養士、歯科衛生士とともに個別支援を行います。 ○口腔機能向上に向けた啓発活動を地域の健康づくりの会とともに実施します。 ○介護サービス事業所やケアマネジャーと連携し、口腔衛生や口腔機能向上に向けての支援をします。	シニア 世代



第4節 運動習慣

現状と課題

本市において定期的な運動習慣がある人は、若年・壮年者で30.2%、高齢者では59.1%となっており、第2次計画策定時に対して、若年・壮年者は減少し、高齢者は増加しています。こうした結果から、生活習慣病予防のため、特に若い世代からの意識づくりと気軽に運動できる環境づくりが重要です。

運動への意識は個人差があり、健診結果などをきっかけとして運動習慣がつくような指導が必要です。

また、子ども世代では保護者の余裕のなさから親子での外遊びをすることが減ってきています。乳児期から保育所などへ入所するため、保育所などでの外遊びが中心となっています。

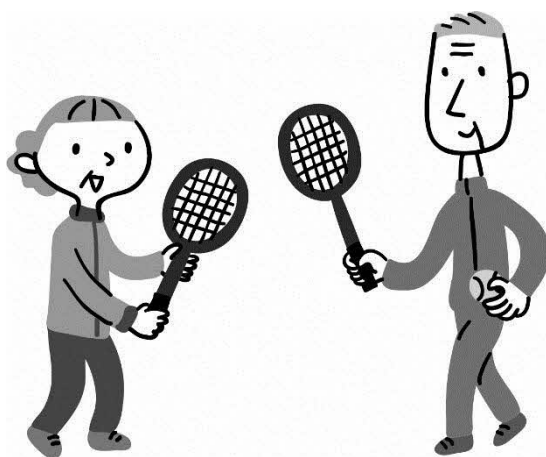
高齢期では、地域の運動指導ボランティアなどを中心に、地域において「まめなくん体操」や「いきいき百歳体操」を行うことで運動の機会の普及に努めてきました。特に「いきいき百歳体操」は各地区に1か所以上の実施グループ設置をめざしており、現在15地区32グループが実施している状況です。週1回開催をしていくためには、毎回のお世話役のなり手がいないなどの課題があり、開催できない地区もあります。高齢者の運動に関しては寝たきり予防のための筋力アップはもちろんのこと、歩いて行ける範囲で集まれる場づくりとしても重要です。地域の実情に合わせて、介護の事業とも連携しながら柔軟な取り組みを検討する必要があります。

日常生活の中で、いかに意識的に運動を取り入れていくかが、引き続き大きな課題となっています。

1. 健康になるための運動習慣づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
外遊びの習慣づけ (親子で遊ぶ機会づくり)	○子どもが、外で体を動かし、様々な体験をすることが、身体活動量を増やし体の成長にとって望ましいことを啓発します。 ○保育所や認定こども園をはじめとした、遊びを通した運動習慣づくりを実施します。 ○地域で安全に遊ぶことができるよう、ボランティアの協力や声かけなど、地域で支え合う体制づくりを推進します。 ○保育所、認定こども園、学校、地域が連携してあらゆる場で運動に関する情報を提供し、各団体、施設の取り組みを支援します。	子ども 世代 子育て世代 働き盛り 世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
若い世代の運動 習慣づけ	○生活習慣病予防につながるウォーキングなどの運動習慣をつけられるための講習会の実施などを行います。 ○体力測定を実施し、年齢に応じた体力を維持することを意識づけます。 ○気軽にできて楽しい運動をイベントや地域の事業で啓発します。 ○市内の事業所対抗によるウォーキングの歩数を競うキャンペーンを行い、意識しながら気軽に運動につなげられるような取り組みを継続します。 ○運動に関するサークル活動の育成や地域での活動支援を充実します。 ○運動施設(体育館、プールなど)を有効に活用します。	子育て世代 働き盛り 世代
介護予防に向けた 運動習慣づけ	○「まめなくん体操」は「いきいき百歳体操」とあわせて取り組みを継続します。 ○新たに「いきいき百歳体操」の普及啓発を行い、実施グループを育成・支援します。 ○地域のふれあいサロンなど、身近なところでの運動を促進し、高齢者が楽しく運動できる機会を増やします。 ○グラウンドゴルフ、ウォーキングなど、軽スポーツの普及を進めます。 ○介護予防教室などにおいて、運動指導を行うほか、指導修了者のフォローアップについて検討します。	シニア 世代



第5節 喫煙・飲酒

現状と課題

本市の若年・壮年者の喫煙状況は、男性は31.5%、女性は5.0%となっており、女性の喫煙率が減少しています。しかし妊娠中に喫煙している妊婦もわずかにあり、これは止めるように指導が必要です。現在たばこを吸っていない人は約8割となっており、喫煙に対する健康意識などが向上してきている状況ですが、男女別、年代別で分析してみると、働き盛り世代の喫煙は高い状況であり、引き続き、職場や公共施設における禁煙や「たばこの煙のない飲食店」の協力依頼を進めていかなければなりません。

本市では循環器疾患の有症率が高いため、特に青壮年層への禁煙対策が必要となります。禁煙の啓発活動としては、市内高等学校へのキャンペーン、健康まつりやイベントなどでの啓発、特定健診時に喫煙している人に対して禁煙ちらしを配布するほか、事業所などへの肺年齢チェックやヘルスアップキャンペーンで禁煙を促しています。実際に事業所では禁煙に成功した人もおり、表彰なども実施しています。

本市では市民の気質として、付き合い・コミュニケーションの場で飲酒について寛容な風潮が若干感じられましたが、アンケート調査結果では若年・壮年者調査で4割、高齢者調査で5割以上の方がお酒を「飲まない」としています。未成年者の飲酒防止をはじめ、将来の健全な生活イメージの醸成に向けて、引き続き指導をしていく必要があります。

1. 分煙・禁煙の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
受動喫煙の防止	○飲食店、ホテルなどの協力により、施設内での禁煙場所の拡大を促進するとともに、公共施設における禁煙に取り組めます。 ○学校、病院は敷地内禁煙、官公庁をはじめとする公共機関は建物内禁煙となっています。今後も、不完全な分煙から、完全な禁煙、分煙への取り組みを促進します。 ○受動喫煙防止ステッカーを発行し、喫煙者のマナー（受動喫煙の害、ポイ捨てなどの防止）について、喫煙者に協力を求めるよう啓発します。 ○国の方針などを踏まえ、事業所など、職場における喫煙の禁止について啓発を進めます。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
未成年者への禁煙教育の推進	○たばこの害を地域や保護者が理解し、子どもにしっかり伝えていくための情報提供や広報を行います。 ○「こどもまつり」などのイベントを機会として、イベント敷地内終日禁煙、啓発パンフレットの配布などを実施します。 ○禁煙指導グッズの貸出を進め、学校や職域、地域などでの啓発を支援します。	子ども世代
禁煙したい人への支援	○禁煙に関する講演会を開催します。 ○喫煙による疾病などのリスクについて周知、啓発します。 ○医療機関と連携し、禁煙外来の利用を促進します。 ○禁煙に関する相談窓口の紹介や情報提供、禁煙指導を推進します。 ○健康診査の結果説明時や特定保健指導時に禁煙を勧めます。 ○禁煙支援対策会議など、禁煙支援に向けて組織的な取り組みを検討します。	全世代

2. 適量飲酒の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
適量飲酒の促進	○地域行事などで、飲酒について考える機会をつくりま - す。 ○健康教室などでアルコールの適正摂取についての啓発を行います。 ○職域を中心に適量飲酒に関する情報提供を行います。	全世代
未成年者の飲酒の防止	○未成年者にお酒を販売しないよう、年齢確認などの徹底を推進します。 ○学校、関係機関などと連携し、飲酒に関する正しい情報の提供を行います。	子ども世代

第6節 心の健康

現状と課題

アンケート調査結果から、どの年代でもストレスを感じる人が多く、特に働き盛り世代で高い割合を占めています。ストレス解消法としては「睡眠」や「友人・家族とのおしゃべり」などが多くなっており、休息やコミュニケーションが役に立っていることがわかります。

特に働き盛り世代では、ストレスからメンタル不調者が多くなっている傾向がみられます。メンタル不調は子どもの不登校や壮年期の引きこもり者の増加につながりやすくなるため、出前講座などでもメンタルヘルス対策を希望する事業所も増えており、対応の充実が求められています。

また、高齢者のうつ病や認知症リスクの把握を進めていますが、予防事業への参加促進を進める必要があります。

国では、精神疾患を生活習慣病の一つとして重点的な予防支援に取り組む方向としており、本市においても窓口や医療機関などに訪れやすい環境づくりに取り組む必要があります。

1. ストレスとの上手な付き合い方の浸透

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ストレスに対する正しい知識の啓発	○職域を中心にストレスに対する正しい知識を啓発します。 ○良好な職場環境づくりのための啓発を行います。 ○ストレスに対する相談窓口の情報提供を図ります。 ○地域においても地区の健康づくり活動の中でストレスに対する知識の啓発に努めます。	全世代
ストレス解消法の啓発	○職域交流事業（スポーツや趣味などを通じて交流する）を推進します。 ○学校や職場、地域において、ストレス解消法について啓発します。	全世代
子どものストレスへの対応	○子どものストレスへの対応のため、学校や家庭、地域において、気軽に相談できる体制や人間関係づくりを行います。	子ども 世代

2. 心の病気に対する理解の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
心の病気 に関する啓発	○ストレスチェックリストなどにより、うつ病などの早期発見につながるパンフレットを配布し、啓発します。 ○職域保健部会の中で、こころの耳ストレスチェックをはじめとする情報提供を行います。 ○高齢者については基本チェックリストなどによりリスクのある人を早期に発見し、閉じこもりやうつ病、認知症予防に取り組みます。 ○地区担当保健師による精神疾患患者への継続的な関わりにより、異常の早期対応や悪化予防に努めます。 ○心の病気に関する相談窓口の情報提供を行います。 ○気軽に医療機関に受診できるよう、心の病気に対する偏見などを解消していきます。	全世代



第7節 自死予防

現状と課題

島根県の自死者数は、平成22年（2010年）に200人を下回って以降、減少傾向にあります。平成26年（2014年）は自死者数が141人であり、自死死亡率は全国で14位となっています。女性に対して、男性の自死者数は約3倍となっています。

本市においては、平成25年（2013年）を中心とする年齢調整死亡率でみると、全年齢では男女とも県の平均よりも若干低くなっており、男性では29.0、女性では8.1となっています。しかし、40～69歳の壮年期で比較すると、男性では49.2、女性では19.9と男女とも高くなっています。男女別でみると、県の動向と同様に男性は女性の約3倍となっています。本市においては特に壮年期の男性の自死対策が重要です。

自死に至る要因として、島根県の調査では高齢者層では「健康問題」、青壮年層では「経済・生活問題」となっています。本市においても現状をさらに調査して対策を検討しなければなりません。

本市においては、平成22年度（2010年度）以降、江津市自死対策連絡協議会を設置し、市内関係機関・団体と連携し、自死予防対策の推進を図っています。平成30年度（2018年度）には江津市自死対策計画（仮称）を策定することとしており、その中で対策を検討していきます。

1. 自死予防に向けた取り組み

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
自死予防対策の 推進	○自死予防対策庁内連絡会や江津市自死対策連絡協議会を中心として、各機関と連携しながら江津市自死対策計画（仮称）を立案します。 ○講演、パンフレットや市の広報紙、各種キャンペーンなどを通じて、自死や精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、相談窓口の周知を図り、自死防止を推進します。 ○市職員、民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー養成講座などを開催し、自死予防を推進する担い手づくりを進めます。 ○自死遺族の会など、外部団体との連携を図ります。 ○国においては、自殺対策基本法において市町村自殺対策計画の策定が求められており、本市においても県計画や地域の実情を勘案し、「江津市自死対策計画（仮称）」を策定します。	全世代
いのちの大切さの 理解の促進	○学校や地域の関係団体などと連携し、いのちの大切さについて学ぶ機会を提供します。	全世代

第2章 地域ぐるみの健康づくり

第1節 地域の健康づくり組織の育成・支援

現状と課題

健康づくりは、個人の問題として捉えられますが、地域全体で一緒に健康になっていくという気運を高めていく必要があります。

本市では、健康づくりのための諸施策を推進することを目的に、各種団体の代表者で構成する「江津市健康づくり推進協議会」を設置しており、その専門部会として、職域保健部会、母子保健部会をおき、活動の推進母体として位置づけています。また、各地区で健康づくり活動を推進する市民の主体的な組織が市内全地区に組織化されています。

地域においては、昭和60年（1985年）からのモデル地区活動を経て、平成元年（1989年）に川平町で最初に発足しました。このモデル地区活動では、地域の健康づくりを進めるうえで、地域の健康課題は生活習慣の中にあり市民自身が問題を解決していかなければ、地域は変わらないことが理解されたことにより大きく変わっていきました。

その後、各地区のリーダーへの「リーダー研修会」や地区同士の連携を図る「活動交流会」などの開催とともに、全市に広がり、各地区の健康づくり推進会の役員で組織する「健康推進地区連絡会」が発足し、合併後には全23地区に健康づくり組織が誕生しています。また、食生活改善推進協議会は、昭和46年（1971年）設立以来、地域の食生活改善活動に取り組んできました。どちらの組織も高齢化が進んでいることや、後継者不足といった問題、活動がマンネリ化しているなどもあり、広がりがみられないことが課題となっています。これらの活動においては、活動の継続に向けて地域コミュニティとして取り組みやすいよう見直しを行っていく必要があります。

これまでの健康保持や疾病予防は地域の高齢者を中心とした活動に固定化している現状があったため、今後は職域や地域コミュニティなどとの連携により、青年・壮年期からの切れ目のない健康づくりの推進が課題となっています。

本市においては、職域保健部会の開催や、出前講座などの実施を通じて、健康を意識する事業所数は増えています。一方で、従業員数の少ない事業所においては意識が低い状況もあり、今後も職域保健部会参画事業所の拡大を図っていく必要があります。

1. 健康づくり組織の育成・支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康づくり組織の 活動支援	○生活習慣改善に向けた取り組みを組織ぐるみで推進するため、既存の組織への情報提供を行いながら健康意識の向上を図り、主体的な活動への支援を行います。 ○介護予防を中心とする活動では、地域の既存の組織や生活支援コーディネーターと連携して、地域が主体的に取り組めるように支援していきます。 ○壮年期や男性の健康づくり活動への参加が比較的小ないため、スムーズに地域の健康づくり活動に移行できるように地域と職域の連携を進めます。 ○地域内での世代間の交流ができ、地域全体で健康づくりに取り組めるように、地域コミュニティ交流センターを核に働きかけます。	全世代
職域保健部会 への支援	○市内事業所の代表者からなる専門部会を開催し、情報提供、情報交換、講演会開催など、働き盛り世代の健康づくり活動を推進します。 ○各事業所単位での健康づくりを働きかけます。 ○職域保健部会参画事業所の拡大に努めます。	子育て世代 働き盛り 世代
健康推進地区連絡 会の活動促進	○各地区の「健康づくりを推進する会」が各地区の健康課題の解決に向けて実情に合った活動が実施できるように組織運営の支援をします。 ○特に生活習慣の改善や介護予防に関する事柄について、各地区それぞれ年間の目標を決め活動を実施していくことを支援します。 ○健康まつりの参加など、健康意識を高めるため、幅広い世代の参加促進や、地域特性を踏まえた地域活動を展開します。 ○若い世代が将来を見据えて地域で健康的に暮らしていくために、職域と地域の活動交流を行い、スムーズに世代交代ができるように支援します。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
江津市食生活改善 推進協議会の活動 促進	○食生活改善推進員が、「自分たちの健康は、自分たちの手で」をスローガンに、地域で行う保健事業に協力し、また、食生活改善活動にボランティアとして取り組めるように支援します。 ○高齢者世帯への声かけ、ふれあいサロン、ニコニコ給食など、高齢者を対象とした介護予防活動を実施します。 ○子どもの頃からの生活習慣病予防の取り組みとして、親子クッキングや手作りおやつの紹介など、食を通じて地域のニーズに即した活動を行います。	全世代



第3章 医療・保健・福祉の連携による健康づくり

第1節 異常の早期発見のための各種健（検）診体制とフォロー体制の整備

現状と課題

本市では、母子保健による妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施しており、対象者のほとんどが参加しています。

がん検診や介護予防などとの連携により、市民の健康を効果的に維持し、医療費の適正化に取り組むことが求められています。こうした連携体制の構築に努めるとともに、地域の健康づくりにつながるような情報提供を行っていくことが求められます。

特に40～50歳代の特定健康診査の受診者が低迷しており、がん検診とセットの検診にしたり、未受診者を集めフォロー健診を実施したりといった受診促進のための取り組みが必要です。

特定保健指導は積極的支援が10%前後、動機付け支援が30%前後で推移しています。また、健康意識の低さから、健診結果をその後の健康管理につなげるまでに至っておらず、今後の意識醸成が重要です。

胃がん、肺がん以外の各種がん検診受診率は伸びているものの、受診率はいまだ高いとは言えず、今後は女性のがんなど、ターゲットを絞った取り組みにより、受診率を高め、早期発見につなげていくことが必要です。

また、健診や相談後、適切なフォローが受けられるように医療機関や福祉機関との連携が必要です。

1. 子ども・若者のための健康診査体制

施策項目	取り組み	ライフステージ
乳幼児健康診査などの推進	○1カ月、3～4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児の健康診査について医療機関や市担当課で取り組みます。 ○健康診査などの機会を捉え、母親を対象とした離乳食教室や育児教室などを開催します。 ○子どもの発達に関する相談事業などに取り組みます。	子ども世代 子育て世代 働き盛り世代
子育て世代への保健事業の推進	○離乳食教室や育児教育などを開催するとともに、パパママ学級など、父親、母親両方が参加できるような教室の開催及び周知・広報に努めます。 ○妊婦一般健康診査や母子手帳の配布などにより、妊産婦の健康支援を行います。	子ども世代 子育て世代 働き盛り世代

2. 各種健（検）診の推進体制の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
特定健康診査・特定保健指導の推進 （後期高齢者医療制度の健康診査含む）	○メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査について、受診率向上を図るために積極的な受診勧奨を行います。 ○特定保健指導の対象となった人への保健指導について、周知と参加の促進に努めます。 ○特定保健指導の対象とはならないものの、何らかのリスクのある人について、健康に関する情報提供や、地域の健康づくり活動への参加促進に努めます。 ○江津市特定健康診査等実施計画や江津市データヘルス計画との整合性を図りながら進めていきます。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代
がん検診の推進	○がんの早期発見、早期治療のため、がん検診の受診勧奨や出前講座などを行うとともに、職域健康診査におけるがん検診の取り組みを促進します。 ○セット検診、土日や夜間の検診など環境を整備します。 ○無料またはワンコインクーポン事業などにより、受診しやすい検診体制を検討します。 ○精密検査受診率を上げ、早期治療に結び付けられるように支援します。 ○国のがん検診指針に基づき、適切ながん検診が実施できるように整備していきます。	全世代



3. 各種健（検）診の事後フォローや連携体制整備

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
医療・保健・福祉の 連携体制の強化	○各種健康診査の結果を必要に応じて保健指導などに活用できるよう、データ管理システムの運用を継続します。 ○要精密検査者への受診勧奨を行い、疾病の予防や早期治療に結び付けられるよう、各医療機関と連携します。 ○江津市医師会、中核医療機関との連携により、循環器疾患重症化予防対策、糖尿病性腎症予防対策、脳卒中発症・悪化予防対策を進めます。 ○江津市歯科医師会、歯科衛生士会との連携により、母子歯科保健、壮年期の歯周病対策、高齢期の歯科健診やフォロー体制の促進を図ります。 ○母子保健に関しては、済生会江津総合病院の産科医師、助産師との連携により妊産婦、新生児のフォロー体制を継続します。 ○介護、障がいの支援に関しても、各医療機関や介護サービス事業所、ケアマネジャー、支援相談員などの福祉関係機関とも連携を促進します。 ○医療関係者の参加や協力により、地域の健康づくり事業などが効果的な健康づくりにつながるよう、協力体制づくりを推進します。	全世代

第4章 目標指標

1. 平均寿命・健康寿命の延伸に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度(2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
平均寿命※	男性	79.2 歳	79.95 歳(県目標)
	女性	86.0 歳	87.18 歳(県目標)
健康寿命※	男性	16.6 歳	17.83 歳(県目標)
	女性	20.2 歳	20.93 歳(県目標)
心疾患年齢調整死亡率※	男性	66.8	54.0(県減少率約 19%)
	女性	47.4	41.0(県減少率約 12%)
虚血性心疾患年齢調整死亡率	男性	23.2	22.2(圏域目標)
	女性	7.6	7.6(圏域目標)
脳血管疾患(脳卒中)年齢調整死亡率	男性	61.0	49.6(圏域目標)
	女性	36.7	25.8(圏域目標)
がん年齢調整死亡率	男性	178.4	162.0(県減少率約 7%)
	女性	82.9	80.0(県減少率約 3%)
自殺年齢調整死亡率	男性	29.0	20.3(県減少率 30%)
	女性	8.1	5.6(県減少率 30%)

※平均寿命:ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来も続くと仮定し、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といい、出生時(0歳時)の平均余命を平均寿命といいます。

※健康寿命:65 歳の平均自立期間のことで 65 歳の人があと何年自立した生活が期待できるかを示したものです。

介護認定データ(要介護 2~5)、生命表をもとに平均自立期間を算出しています。

※年齢調整死亡率:年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。単位は人口 10 万対。

※上記の指標はすべて平成 25 年(2013 年)を中間年とした5年間の平均を表しています。

2. 健康診査・検診受診に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度(2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
特定健康診査受診率(40 歳以上、国保加入者)	男性	36.7%	60.0%(本市国保目標)
	女性	56.1%	60.0%(本市国保目標)
胃がん検診受診率(40~69 歳)	男性	2.6%	5.5%(圏域目標)
	女性	5.3%	5.5%(圏域目標)
肺がん検診受診率(40~69 歳)	男性	6.2%	9.3%(圏域目標)
	女性	10.4%	15.6%(圏域目標)
大腸がん検診受診率(40~69 歳)	男性	5.6%	8.4%(圏域目標標準する)
	女性	10.6%	13.8%(圏域目標標準する)

指 標		現況 平成 28 年度(2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
子宮頸がん検診受診率(20～69 歳)	女性	10.4%	15.6%(圏域目標準ずる)
乳がん検診受診率(40～69 歳)	女性	13.6%	30.0%(圏域目標)
がん検診精密検査受診率		94.5%	100%
メタボリックシンドローム該当・予備群者割合 (40～74 歳)	男性	48.1%	36.0%(25%減)
	女性	20.2%	15.2%(25%減)
高血圧年齢調整有病率※	男性	46.1	39.0%(県並み)
	女性	24.8	23.9%(一番低い市)
脂質異常症年齢調整有病率※	男性	46.6	40.6%(県並み)
	女性	44.0	39.2%(県並み)
糖尿病年齢調整有病率※	男性	15.7	11.7%(県並み)
	女性	6.0	4.6%(低い市並み)

※高血圧有病者:服薬あり

服薬なしで収縮期血圧 140 以上または拡張期血圧 90 以上の人

※脂質異常症有病者:服薬あり

服薬なしで中性脂肪 300 以上またはHDL34 未満またはLDL140 以上の人

※糖尿病有病者:服薬あり

服薬なしで空腹時血糖 126 以上またはHbA1c6.5 以上の人

3. 生活習慣の改善に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度(2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
毎日朝食を食べている人を増やす	幼児	90.4%	100%
	小学生	96.5%	100%
	20～39 歳	81.3%	90%
	40～64 歳	86.1%	90%
	65 歳以上	91.3%	95%
主食、主菜、副菜のそろった食事をとる人を 増やす(1日2回以上)	20～39 歳	59.5%	70%
	40～64 歳	71.8%	80%
	65 歳以上	75.2%	85%
毎食、たんぱく質を摂っている人を増やす	65 歳以上	23.6%	50%
地域の健康づくりの会を知っている人を増やす	20～39 歳	17.5%	20%
	40～64 歳	43.2%	50%
	65 歳以上	66.5%	80%
定期的に家庭で血圧を測る人を増やす (週に1回以上測定)	20～39 歳	3.6%	20%
	40～64 歳	25.2%	50%
	65 歳以上	46.1%	75%

※対象としている幼児・小学生の現況値においては、平成 25 年度(2013 年度)「子ども・子育て支援ニーズ調査」より把握しています。

Ⅱ 部門別計画

指 標			現況 平成 28 年度(2016 年度)	目標 平成 35 年度(2023 年度)
定期的に体重を測る人を増やす (週に1回以上測定)	20～39 歳		42.7%	80%
	40～64 歳		51.3%	80%
	65 歳以上		50.0%	80%
定期的に運動する人を増やす	20～39 歳		29.3%	50%
	40～64 歳		32.1%	50%
	65 歳以上		59.2%	70%
睡眠で十分休養がとれている人を増やす	20～39 歳		74.4%	80%
	40～64 歳		77.1%	85%
	65 歳以上		82.3%	90%
一人が持っているむし歯の本数を減らす (小中学校は処置歯を含まず)	1 歳 6 か月児		0 本	0 本
	3 歳児		1.02 本	0.25 本
	3歳以上の幼児		0.7 本	0.7 本以下
	小学生		0.6 本	0.45 本
	中学生		0.3 本	0.3 本以下
自分の歯が 20 本以上ある人を増やす	20～39 歳		88.9%	95%
	40～64 歳		67.4%	75%
	65 歳以上		27.0%	40%
年1回歯科健診を受けている人を増やす	20～39 歳		18.3%	30%
	40～64 歳		30.4%	50%
	65 歳以上		—	50%
喫煙している人を減らす	妊娠中	女性	4.5%	0%
	20～39 歳	男性	32.3%	20%
		女性	1.9%	1%
	40～64 歳	男性	31.7%	20%
		女性	6.3%	3%
	65 歳以上	男性	16.6%	10%
		女性	2.7%	2%
アルコールの多量(適量を超える)飲酒をしている人を減らす	妊娠中	女性	6.3%	0%
	20～39 歳	男性	58.2%	30%
		女性	13.4%	10%
	40～64 歳	男性	54.6%	30%
		女性	16.5%	10%
	65 歳以上	男性	38.1%	20%
		女性	5.9%	3%

※対象としている 1 歳 6 か月児、3 歳児、3 歳以上の幼児の現況値は、平成 28 年度(2016 年度)歯科健診結果より把握しています。妊娠中の現況値は平成 25 年度(2013 年度)「子ども・子育て支援ニーズ調査」より把握しています。

第3部 食育推進計画

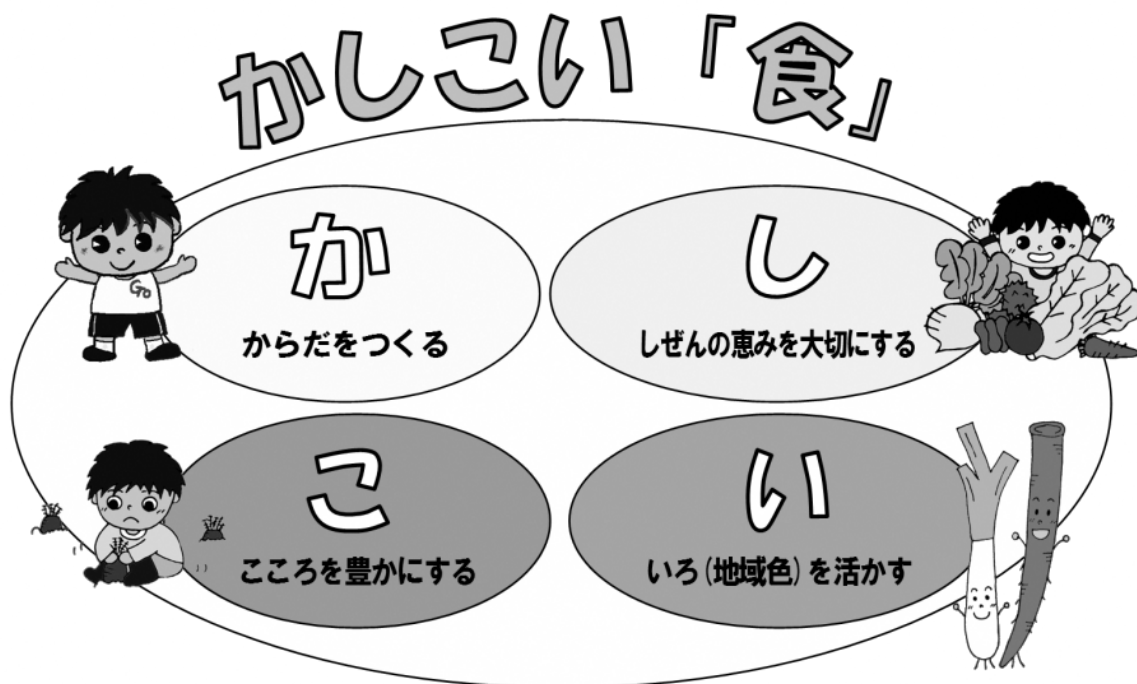
はじめに 食育推進計画の基本方針

第1節 基本理念

本計画については、第2次江津市食育推進計画の取り組み状況や市民の食に関する現状や課題から、今後もこれまでの基本理念を継承していくこととします。

本計画においても、食を通じた人とのふれあいを大切にし、食をめぐる様々な問題について、ともに考え、ともに実践することができるまちづくりへと発展させていきます。

**かしこい「食」でみんな元気、
豊かなまち『ごうつ』**



第2節 一人ひとりのめざすべき姿

「私」に合った食育を、いつでもどこでも

基本理念を実現するためには、すべてのひとが食育を難しいものと考えず、

「食について知らないことを学ぶひと」

「自分の知っていることを教えるひと」

「学ぶ・教える過程に協力するひと」

として、一人ひとりが自分に合った食育に楽しみながら参加し、できることから始めることが第一歩です。

第3節 基本方針

協働により、食育の「実践・行動」へ

食育は、知識の習得ではなく、実践と行動をめざしています。

市民一人ひとりの食育実践への第一歩を関係者や関係機関・団体が支援し、さらに連携・協働することで、より効果的で継続的な取り組みにつなげていきます。

第4節 基本目標

1. 食で育む豊かな心

食は、心を満たし豊かにしてくれます。

子どもの頃から、家庭や地域での「共食」を進めることで、食の楽しさを実感するとともに、食事マナーの習得やコミュニケーションにより、人とのつながりや絆を深め、心の空腹感を満たし、豊かな心を育んでいきます。

また、子どもの頃から積極的かつ主体的に参加できるよう、農業体験や調理体験の場を多く提供し、体験を通じて、食が自然の恩恵の上に成り立っていることや、多くの人々の苦労や努力、思いやりに支えられていることを実感することで、感謝の心を育んでいきます。

2. 食でつくる健康なからだ

食べることは、生きることです。

健康でいきいきとした生活を送るためには、1日3度のバランス良い食事を基本とし、規則正しい生活リズムを身につけるなど、健康的な食を理解し、実践することが大切です。

このため、様々な食に関する体験学習の機会を増やし、ライフステージやライフスタイルに合わせた食生活を提案することで、一人ひとりの食育実践を支援し、生涯を通じた食育実践につなげていきます。

3. 食で学び伝える郷土の味と食文化

生産者の顔がみえる地元でとれた旬の食材は、新鮮でおいしく、安心です。

地元の生産者と消費者や学校のつながりを深める交流促進により、旬の地場産食材の利活用を進め、食べものの本来の味を楽しむことや、環境への負担軽減につなげていきます。

また、受け継がれてきた食の関連行事や郷土料理などを体験できる機会を増やし、さらに伝統工芸品である石見焼の器を取り入れながら、現代の食生活に合わせた新しい江津の「食」を育み、次世代へ伝えていきます。

4. 食でつなぐ人と地域

食育は、人づくりへ、そして地域づくり、まちづくりへとつながっていきます。

現在それぞれの立場やそれぞれの役割で様々な食育の取り組みが行われていますが、立場の違いはあるものの「食育」という同じ目標に向かって取り組んでいます。立場や取り組みが違うからこそ、つながることで総合的な「食育」が機能していくため、さらに食育推進のネットワークを拡充していきます。

さらに、食育に関心があっても、取り組みづらいと思っている人たちも含め、多くの市民が食育に取り組みやすくなるよう、特に食品関連事業者との連携を進め、栄養成分表示やヘルシーメニュー、地産地消メニューの開発、提供など、食環境を整えていきます。

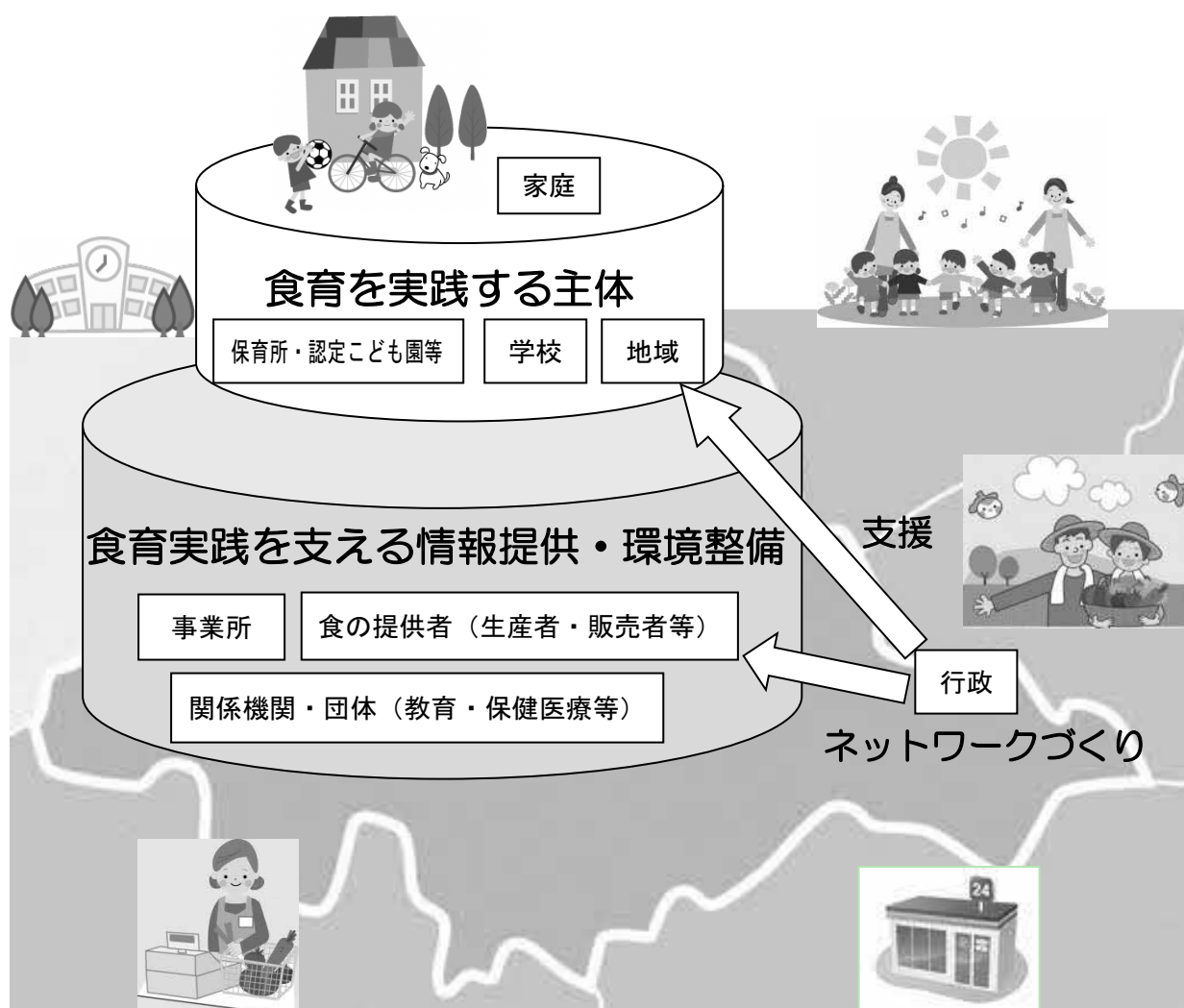
第5節 食育推進計画の推進体制

1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進においては、「家庭」、「保育所・認定こども園等」、「学校」、「地域」が食育を実践する主体と位置づけ、「事業所」、「食の提供者（生産者・販売者等）」、「関係機関・団体（教育・保健医療等）」は実践を支える情報提供や環境整備を行うものとしします。

また、「行政」は、本市の食に関する様々な取り組みを食育の視点から捉え、協働により実践していけるよう支援を行うとともに、食のネットワークの構築による食育推進の充実を図ります。

■推進体制のイメージ



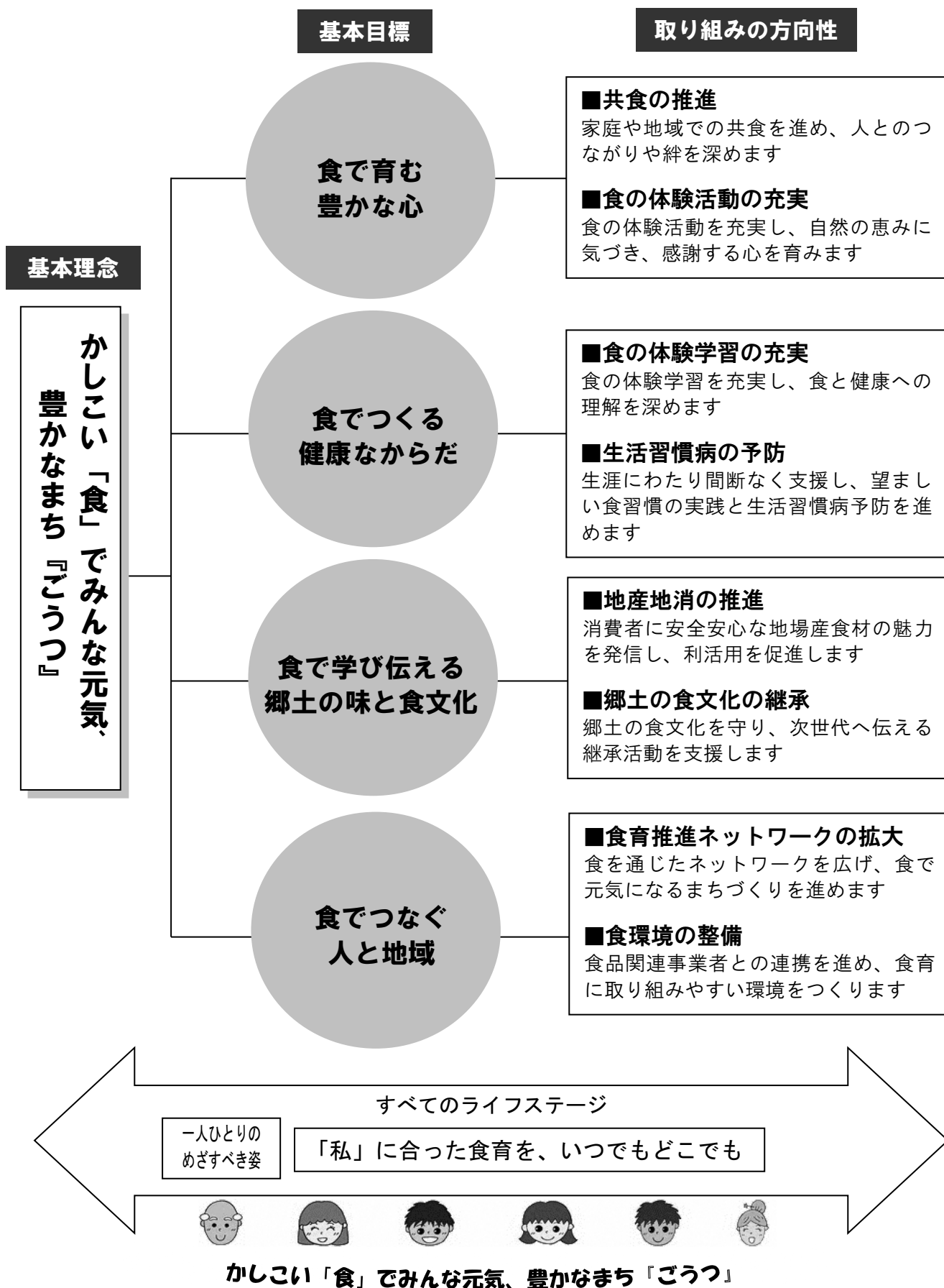
2. 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みについては、それぞれの事業を実践していきながら、各種関係機関・団体、生産者代表などで構成する「江津市食育推進会議」において、それぞれの立場や観点から、協働による食育の推進を図るとともに、定期的に計画内容の点検・評価を行い、事業内容の充実につなげていきます。

また、最終年度となる平成35年度（2023年度）の数値目標の達成に向け、事業の進行管理と目標達成度の評価を行うなど、本計画を着実に推進していきます。



第6節 食育推進計画の体系図



第7節 食育推進の施策展開

1. 食育推進に向けた取り組みの考え方

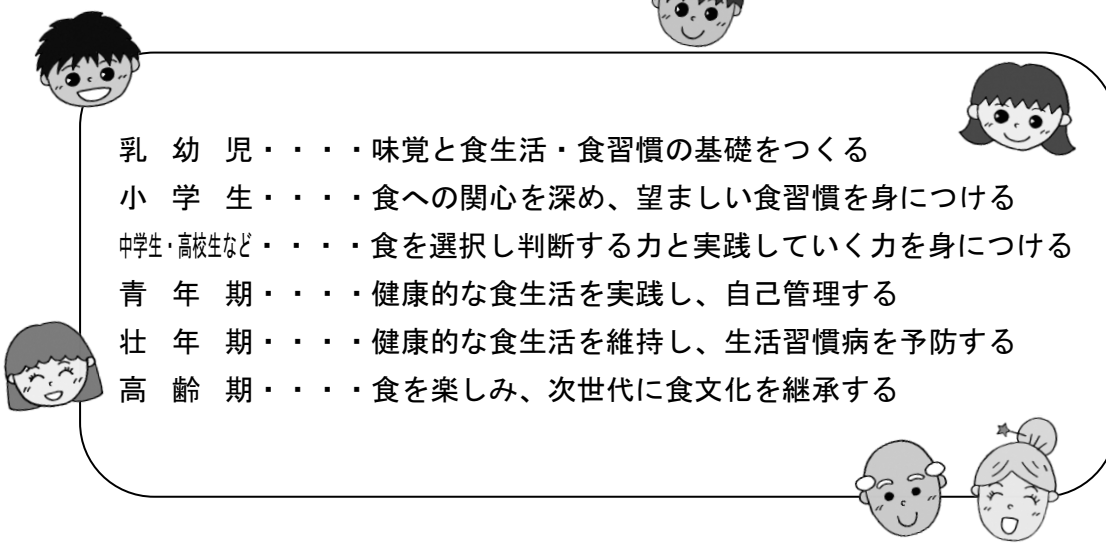
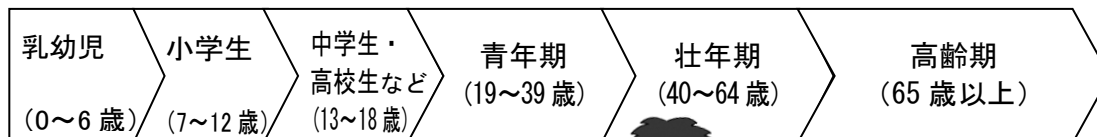
これまでも、食の生産から消費にわたる様々な場面で、様々な取り組み主体が、食育に取り組んできましたが、より効果的に推進していくには、単独で取り組むのではなく、家庭や地域、関係機関・団体がそれぞれの立場で役割を果たし、かつ連携し合いながら取り組んでいく必要があります。

また、生涯にわたり、心豊かに健康で楽しく暮らしていくためには、それぞれのライフステージの特徴に合わせた食生活を実践していく必要があります。あらゆる世代に必要な食育ですが、特に子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心とからだを培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。子どもの頃に身につけた食習慣を大人になって改めることは困難であり、生活の基盤である家庭を中心に、保育所・認定こども園等、学校、地域と連携し、子どもに対する食育の取り組みを着実に進めるとともに、子どもから高齢者まで生涯を通じた取り組みを展開していくことが重要です。

本計画では、家庭をはじめとした関係機関・団体の取り組みをまとめ、連携しながら、それぞれの役割に応じた食育を推進していきます。

■ライフステージに応じた食育

【ライフステージ区分】



第1章 食で育む豊かな心

現状と課題

本市では毎月19日の「ごうつ食育の日」を活用し、行政防災無線放送や市内数か所でのぼり旗を設置するなど、家庭や地域での共食の場づくりに向け、周知啓発に取り組んでいます。

3歳児健診時のアンケート調査結果では、毎日家族と一緒に食事をする割合は9割、また、未成年者調査では、家族などとの共食の頻度について、夕ごはんでは「ほぼ毎日」は約7割となっています。子どもの年齢が上がるにつれ、家庭での共食の頻度が減少傾向にあることがうかがえます。家族と囲む食卓は、コミュニケーションを図る場として重要であることはもちろん、食の楽しさを実感できるなど、心の栄養補給の側面も大きいことから、さらに共食の重要性について啓発していく必要があります。また、高齢者は、一人世帯も多くなっており、地域での共食の場が求められています。

食の体験活動では、保育所や幼稚園での取り組みは幅広く行われていますが、小学校以降では対象学年が限られるなど、取り組みに切れ間がみられています。また、学校給食の残菜量が多いなど、食品ロスに関連する課題もあります。このような中、生産者との交流活動後には学校給食の残菜が減ったという声もあがるなど、食の体験活動によって、子どもたちは食の恩恵に気づき、食への感謝の心が育まれていきます。今後も関係機関・団体との連携を図り、生産者との交流や子どもが作る「弁当の日」など、農業や調理体験活動をさらに充実させ、子どもたちの豊かな心と生きる力を育んでいくことが大切です。

取り組みの方向性

■共食の推進

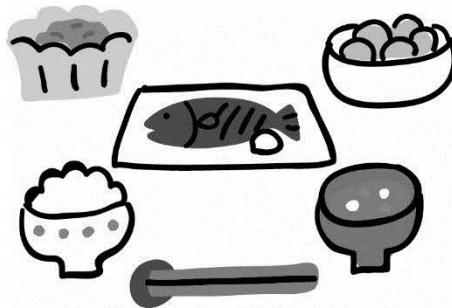
家庭や地域での共食を進め、人とのつながりや絆を深めます

■食の体験活動の充実

食の体験活動を充実し、自然の恵みに気づき、感謝する心を育みます

取り組み		ライフ ステージ
家 庭	○テレビを消して家族そろって食卓を囲み、会話をしながら楽しく食べます。 ○家族みんなが食事の準備、後片付けに関わります。 ○食の体験活動により、自然の恵みに気づき、食に感謝する心を育みます。	全世代

取り組み		ライフ ステージ
地 域	○地域の各種団体と協力、連携し、幅広い年齢層を対象とした共食の場や食の体験活動の場を提供し、食を通じた交流を進めます。	全世代
保育所・ 認定こども園等 学 校	○家族団らんの楽しい食卓づくりを家庭に働きかけます。 ○家庭や地域などと連携し、食の体験活動を充実させ、食を通じて子どもたちが自ら食の大切さや楽しさに気づき、感じることができる環境を整えます。 ○学校給食食材生産者や学校給食センターとの交流を進め、食に対する感謝の気持ちを深めていきます。	子ども世代 子育て世代
事業所	○家族で食卓を囲む取り組みを支援します。 ○行事やイベントなどに食の体験活動を取り入れます。	子育て世代 働き盛り 世代
食の提供者	○それぞれの目的や役割に応じて、食の体験活動の場を提供するなど、食に対する関心や理解が深まる取り組みを進めます。	全世代
行 政	○家庭や地域、事業所などに働きかけ、共食の場づくりを進めます。 ○生産者の協力を得て、農業体験活動を充実します。 ○子どもたちが自分で食事を作ることができる実践活動の充実及び個別支援の体制づくりを進めます。	全世代



第2章 食でつくる健康なからだ

現状と課題

ライフスタイルの多様化などにより、不規則な食生活や栄養バランスの偏り、それに伴う肥満や生活習慣病が増加している中で、生涯を通じて健康的な食生活を送ることは健康づくりの基本となります。

本市では、市民の健康寿命の延伸をめざし、適切な食生活を送ることができる力を身につけるため、各種健康教育や情報提供などに取り組んでいます。

アンケート調査結果では、若年・壮年者調査の朝ごはんの欠食率は改善傾向にありますが、すべての世代において食事内容に課題がみられ、特に野菜不足が懸念されます。地域での健康教室などでは、参加者の減少や固定化などが課題となっていることから、対象やテーマを明確にし、効果がより発揮できるようなアプローチ方法の工夫が必要となっています。働き盛り世代では、事業所を対象に各種健康教育を実施し、参加事業所も少しずつ増えていますが、まだ一部の事業所にとどまっていることから、引き続き事業所と連携し、子育て世代や働き盛り世代など無関心層へのアプローチを強化していく必要があります。

生活習慣病対策においては、医師会との連携は不可欠であり、現在、循環器疾患の発症及び重症化予防に重点的に取り組んでいるところです。今後もこの取り組みを継続、強化していくとともに、小児期からの一貫した生活習慣病対策の展開に向け、さらに関係機関・団体などとの連携を進めていくことが重要です。

取り組みの方向性

■食の体験学習の充実

食の体験学習を充実し、食と健康への理解を深めます

■生活習慣病の予防

生涯にわたり間断なく支援し、望ましい食習慣の実践と生活習慣病予防を進めます

取り組み		ライフ ステージ
家 庭	○子どもの頃からの食習慣が健康に大きく影響することから、規則正しい生活リズムや栄養バランスの良い食事を意識した食生活を家族ぐるみで実践します。	全世代
地 域	○地域の各種団体と協力、連携し、幅広い年齢層の食の体験学習の場を充実します。 ○あらゆる場面を活用し、各種健（検）診の受診の呼びかけや生活習慣病予防の啓発に取り組めます。	全世代

取り組み		ライフ ステージ
保育所・ 認定こども園等 学 校	○園・学校だよりなどを活用し、生活習慣病予防の情報発信及び啓発に取り組みます。 ○保護者との連携を図りながら、「朝 G0 はんウィーク」などの取り組み強化週間を設定するなど、子どもの頃からの生活習慣病予防に取り組みます。	子ども世代 子育て世代
事業所	○健康づくりや食生活に関する正しい情報を発信します。 ○従業員やその家族が各種健（検）診などを受けやすい環境を整えます。 ○従業員の健康管理、健康づくりに取り組みます。	子育て世代 働き盛り 世代
食の提供者	○栄養成分表示など、正しい情報の提供や、ヘルシーメニューの開発、提供を進めます。	全世代
行 政	○全市的な「朝 G0 はんウィーク」に取り組みます。 ○ライフステージに応じた正しい情報を積極的に発信するとともに、自分の健康を自己管理できる力を育んでいきます。 ○各種健（検）診を受けやすい環境を整え、受診率の向上をめざすとともに、早期介入により、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。	全世代

第3章 食で学び伝える郷土の味と食文化

現状と課題

郷土の食文化を体験することは、豊かな心や郷土愛を育み、食文化の継承につながります。また、栄養バランスに優れており、多彩な農林水産物を盛り込んでいる日本型食生活の実践は、地産地消の推進や食料自給率の向上も期待されます。

本市では、積極的な地場産食材の活用に向け、学校給食関係者間で地場産食材納入に関する情報交換を行ったり、出前講座にメニューを設定し、行事食や郷土料理の調理実習を行っています。

また、生産者などと連携し、地場産食材の紹介とともに地場産食材を使った試食会や調理実習も実施し、地場産食材の活用を働きかけています。

アンケート調査結果では地元でとれた食材を選んでいる人は、若年・壮年者調査で6割台半ば、高齢者調査で7割台半ばとなっており、若年・壮年期において低い状況となっています。

また、出前講座では、受講者が少ない状況もありますが、講座を実施する担い手の高齢化が進んでいることから、食文化継承の担い手の確保も課題となっています。

今後も引き続き、地産地消や食文化の継承を進めていくためにも、市民が興味を持てる内容や広く知ってもらうための周知方法などについて検討していく必要があります。

取り組みの方向性

■地産地消の推進

消費者に安全安心な地場産食材の魅力を発信し、利活用を促進します

■郷土の食文化の継承

郷土の食文化を守り、次世代へ伝える継承活動を支援します

取り組み		ライフ ステージ
家 庭	○地産地消のメリットを認識し、積極的に地元の旬の食材を取り入れます。 ○郷土料理などを取り入れ、食に関する文化を子どもたちに伝えていきます。	全世代
地 域	○地域の人材を活用し、伝統的な料理や食材の機能性を伝える場や体験できる場を充実します。	全世代

取り組み		ライフ ステージ
保育所・ 認定こども園等 学 校	○生産者との交流を図るとともに、給食へ地場産食材や郷土料理を積極的に取り入れ、子どもたちが江津の食や食文化にふれて学ぶ機会を充実します。 ○食の生産や食文化に関する情報を保護者に伝えていきます。	子ども世代 子育て世代
事業所	○食の循環に関する情報を発信します。 ○イベントなどで、積極的に地場産食材を取り入れます。	子育て世代 働き盛り 世代
食の提供者	○幅広い年齢層に地場産食材を利用してもらえようPRに取り組みます。 ○食の新たな魅力を引き出す料理などの考案、提供や集団給食施設へ地場産食材の利用を働きかけます。	全世代
行 政	○安全安心など地場産食材の付加価値のPRを行います。 ○学校給食への地場産食材の納入支援と、生産者の高齢化に伴う担い手の育成に取り組みます。 ○行事食や郷土料理を取り入れやすいよう工夫を加え、次世代へ伝えていきます。 ○地域の関係団体や関係機関と連携を図り、行事食や郷土料理の継承活動を推進します。 ○地場産業の石見焼の器を取り入れた江津らしい日本型食生活の普及を進めます。	全世代



第4章 食でつなぐ人と地域

現状と課題

食育をさらに浸透させていくためには、食育推進ネットワークを拡大させるとともに、健康的な食環境の整備が重要となっています。

現在本市では、食育推進会議を推進体制の核とし、関係機関・団体との情報共有や連携事業を進めているところです。今後さらに食育推進ネットワークを広げ、より効率的かつ効果的な江津らしい食育を推進していくことが必要です。

また、食育は一人ひとりが実践することはもちろんのこと、すべての関係機関・団体の連携・協働により、食育に取り組みやすい環境や、食育に関心がない人でも住んでいるだけで健康になれる食環境を整えていくことが重要となっています。本市では、食品関連事業者との連携を進め、少しずつヘルシーサービスやヘルシーメニューの提供も始まりつつあります。今後も引き続き、健康的な食環境の整備に向け、幅広く取り組んでいくことが重要です。

取り組みの方向性

■食育推進ネットワークの拡大

食を通じたネットワークを広げ、食で元気になるまちづくりを進めます

■食環境の整備

食品関連事業者との連携を進め、食育に取り組みやすい環境をつくります

取り組み		ライフ ステージ
家 庭	○家族そろって積極的に、食に関する情報の収集や食のイベントに参加します。	全世代
地 域	○地域の力を活用し、それぞれが協力、連携しながら、子どもから高齢者までの食を支える地域のネットワークづくりを進めます。	全世代
保育所・ 認定こども園等 学 校	○地域の人材や各種団体などとの食を通じたつながりを深めるとともに、子ども世代における食育の連携を大切にします。	子ども世代 子育て世代

取り組み		ライフ ステージ
事業所	○積極的に食育の取り組みに協力、参加します。	子育て世代 働き盛り 世代
食の提供者	○食をテーマに体験型イベントやキャンペーンを開催するなど、市民の食への関心を深め、食でつながり、食で元気になる取り組みを進めます。 ○ヘルシーメニューや商品の開発、提供などを進めます。	全世代
行政	○食品関連事業者との連携を進め、食育に取り組みやすい食環境を整えます。 ○食でつながり、食で育ち、食で元気になる、総合的な食育推進に向け、ネットワークを拡充します。	全世代



第5章 目標指標

1. 食で育む豊かな心に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
食育に関心がある	13～19 歳	46.7%	70%
	20～39 歳	59.8%	70%
毎日家族(大人)と一緒に食事をする	1 歳 6 か月児	85.1%	95%
	3 歳児	90.3%	95%
高齢者の共食の場を提供する※月1回以上	各地区	17/23 地区	全地区
農業体験または調理体験に取り組んでいる	全園児	14/14 園	全園児全園
	全児童	2/7 校	全児童全校
	全生徒	0/4 校	全生徒全校
1 食分の食事を一人で作ることができる	13～19 歳	63.0%	80%
	20～39 歳	86.3%	95%
「弁当の日」に取り組んでいる	関係機関・団体	1 機関・団体	5 機関・団体

2. 食でつくる健康なからだに関する目標

指 標		現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
毎日朝食を食べる(欠食者の割合)	3 歳児	5.4%	0%
	小学生	3.5%	0%
	13～19 歳	9.6%	5%以下
	20～39 歳	18.8%	10%以下
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 食以上食べる	13～19 歳	85.1%	95%
	20～39 歳	59.5%	70%
	40～64 歳	71.8%	80%
	65 歳以上	75.2%	85%
野菜料理を 1 日に小鉢 5 皿以上食べる	13～19 歳	3.8%	6%
	20～39 歳	1.3%	6%
	40～64 歳	3.3%	6%

3. 食で学び伝える郷土の味と食文化に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
食材を選ぶ時、地元でとれたものを選ぶようにしている	20～39 歳	60.9%	70%
	40～64 歳	70.0%	80%
学校給食における江津市産食材の割合	食品数ベース	32.9%	40%
行事食や郷土料理の継承活動に取り組んでいる ※学校給食除く	全児童	0/7 校	全児童 4 校以上
	全生徒	1/4 校	全生徒 2 校以上
	食生活改善推進員	年 4 回	年 12 回以上

4. 食でつなぐ人と地域に関する目標

指 標		現況 平成 28 年度 (2016 年度)	目標 平成 35 年度 (2023 年度)
健康的な食環境を整える	ヘルシーサポート店	2 店 舗	6 店 舗以上

※対象としている小学生の現況値においては、平成 25 年度(2013 年度)「子ども・子育て支援ニーズ調査」より把握しています。13 歳以上については、平成 29 年度(2017 年度)「江津市保健福祉総合計画アンケート調査」より把握しています。

第4部 高齢者福祉計画

はじめに 高齢者福祉計画の基本方針

第1節 基本理念

第2次計画では、高齢者が自分らしくキラリと輝いて、地域の中で活躍できる地域づくりをめざし、『元気！勇気！感動！ごうつ いつまでも自分らしく活躍できる「光齢社会」』を基本理念として施策を推進してきました。

高齢者を一方的に支援される側と捉えるのではなく、その貴重な力が活かされる社会をつくることは、少子高齢化が一層進む中、ますます重要となっています。

このことから、本計画の基本理念は、前計画の理念を引き継ぎ次の通りとします。

**元気！勇気！感動！ごうつ
いつまでも自分らしく活躍できる「光齢社会」**

第2節 基本目標

第2次計画を引き継ぎ、次の3点を基本目標とし、状況の変化に応じた取り組みを進めます。

1. いきいきとした元気な高齢者づくり【自助】

高齢期をいきいきと過ごすためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、生きがいを持つことや、積極的に社会参加をすることが必要です。

高齢者がこうした機会を身近な地域で持つことができる環境づくりと意識啓発を行います。

2. 地域包括ケア体制の深化・推進【共助・互助】

浜田地区広域行政組合では、「生活者視点の地域包括ケア」を将来像の一つに掲げています。また、制度改正により、平成37年（2025年）を目途に重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を国全体で図ることとなります。

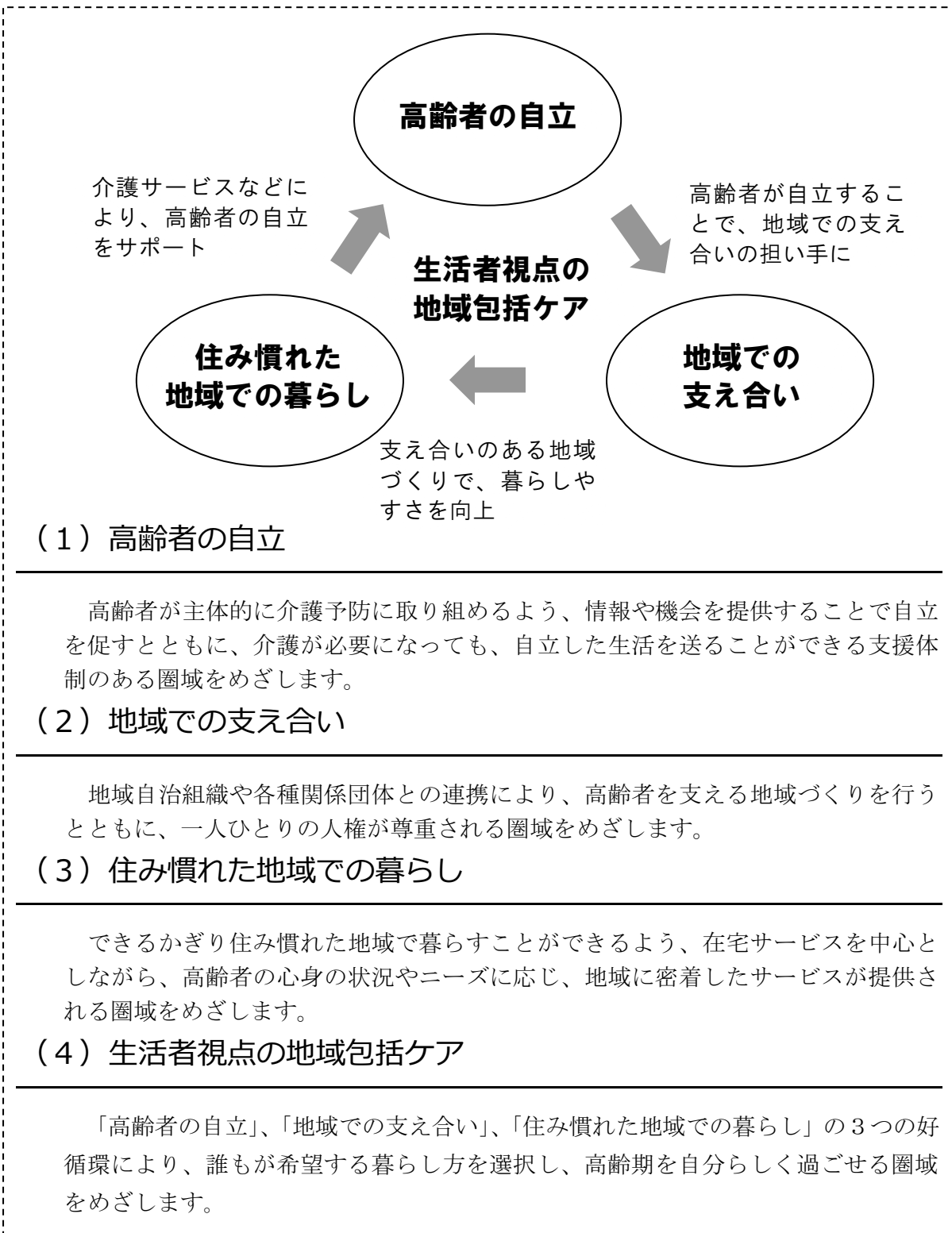
この取り組みにおいては、介護保険などの公的なサービスだけではなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりを行うことが必要であり、浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の深化・推進を図ります。

3. 生活者視点の支援の仕組みづくり【公助】

高齢者の生活上の課題は、一人ひとりの状況や地域によって異なります。自助や共助・互助による解決や支援が難しい課題に対し、公的な支援として、支援を受ける当事者の視点に立った適切な事業の実施により解決や支援を図ります。

第3節 介護保険事業計画における将来像

浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画では、下記の将来像を掲げ、浜田圏域にふさわしい「地域包括ケア」をめざすこととしています。本計画においては、この将来像を踏まえ、本市としての施策に取り組みます。



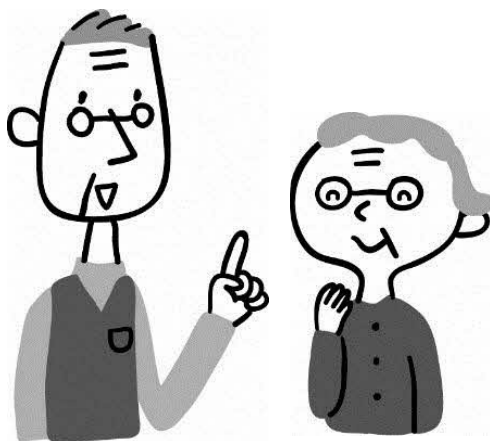
第4節 高齢者福祉計画の推進体制

1. 計画の評価と進行管理

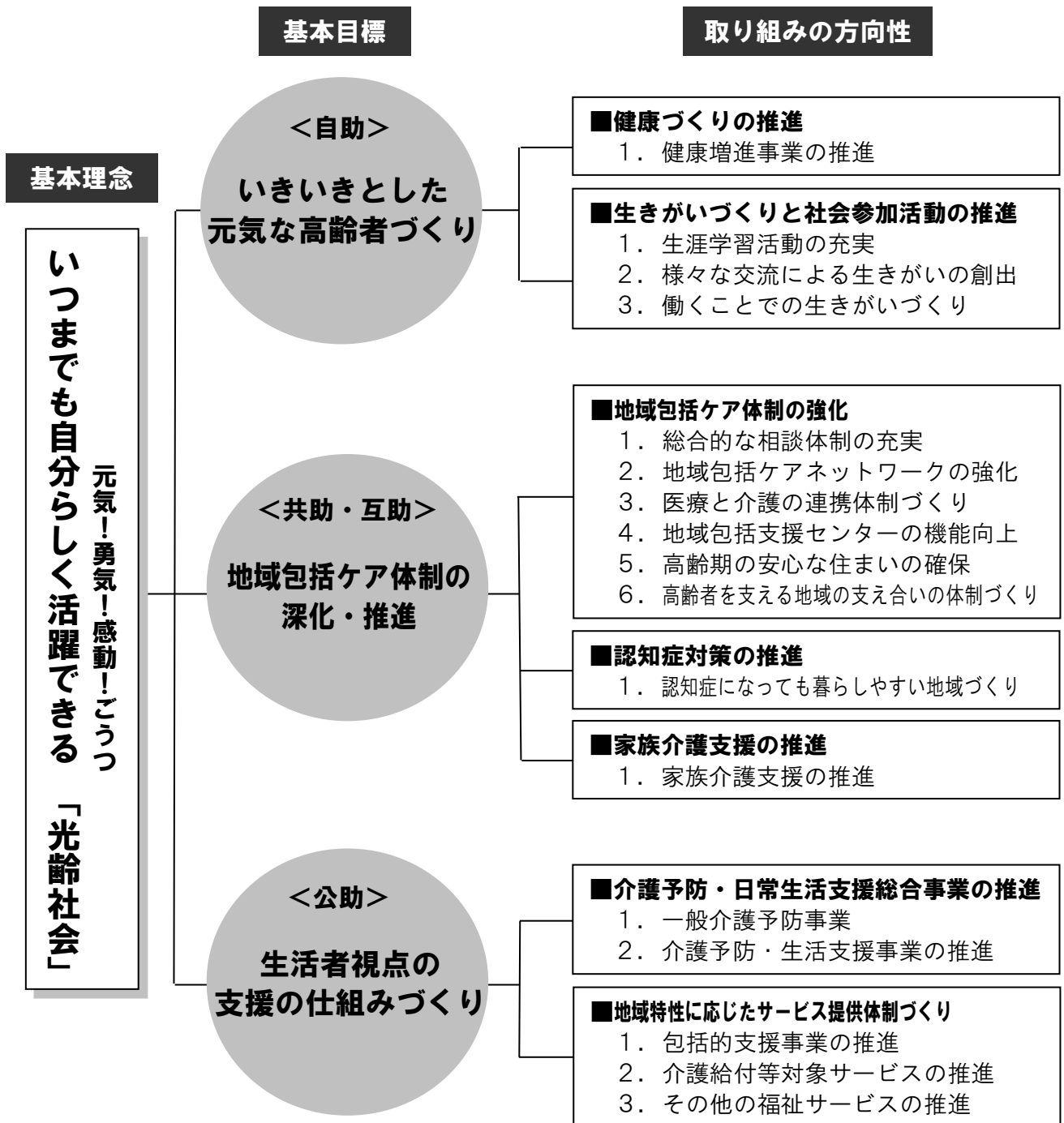
本計画の推進にあたっては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどとの連絡・調整が必要であることから、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議なども含め、これらの関係団体などとの連携体制の強化を図ります。

2. 市民と行政の連携と協働

高齢者の地域における活動や、見守りなどについては、関係機関の協力が必要であることから、地域コミュニティ組織や民生委員・児童委員、老人クラブなどとの連携の強化を図ります。



第5節 高齢者福祉計画の体系図



※本計画の重要な取り組みの一つに介護予防がありますが、本市におけるその取り組みの大部分は、介護保険制度における地域支援事業に位置づけられます。江津市域の介護保険制度は、浜田地区広域行政組合により運営されており、本市は浜田地区広域行政組合から地域支援事業の一部を受託して実施しています。

第1章 いきいきとした元気な高齢者づくり

高齢期をいきいきと過ごすためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、生きがいを持つことや、積極的に社会参加をすることが必要です。

高齢者がこうした機会を身近な地域で持つことができる環境づくりと意識啓発を行います。

第1節 健康づくりの推進

現状と課題

本市の要介護認定者数は増加傾向となっており、高齢者に占める認定者の割合も上昇が続いています。こうした状況に歯止めをかけるためには、市民一人ひとりが若い時期から健康づくりの意識を持ち、シニア世代に至ってからも自らの生活を支え、自ら健康を維持していけるようにすることが必要です。

本市においては、健康づくり活動を推進する市民の主体的な組織が全地区に組織化されており、市民自らによる健康維持の取り組みを支える地域づくりが進んでいます。また、40歳以上を対象とした健康手帳の交付や、健康教育、健康診査、がん検診などの健康増進事業の推進により、市民一人ひとりの健康意識の高揚と知識の普及を図っています。

今後も、若い世代からの健康に対する意識醸成や運動習慣の改善、食生活や生活習慣、地域交流などを通じた健康づくりの基礎を形成するための具体的な支援を継続していくことが重要です。

地域での介護予防活動の推進としては、「いきいき百歳体操」の普及に努めており、市民に浸透し、健康づくりを推進することで将来的な要介護（要支援）認定率の低下や医療費の削減につなげていく必要があります。

1. 健康増進事業の推進

施策項目	取り組み	ライフステージ
市民主体の健康づくり活動の推進	○健康づくり推進会、食生活改善推進協議会などと連携し、若い世代を含めた市民の主体的な健康づくり活動を推進します。 ○運動習慣のある人が少ないことから、その改善に向け、運動指導ボランティアの活動へのフォローアップを中心に、運動習慣を持たない人が運動に取り組めるよう活動を推進します。 ○壮年期や男性の健康づくり活動への参加が比較的に少ないため、参加促進を図ります。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
住民運営の通いの場	○地域の中で、住民が主体となり継続的に介護予防に取り組むことができるよう、通いの場の立上げや、運営の支援を行います。	シニア 世代
健康に関する 情報提供	○適切な食習慣や生活習慣はもちろんのこと、相談窓口や医療機関などとも連携を図りながら、市民が求める情報を中心とした情報提供を行います。 ○市民の健康への意識を高めるため、関係機関などと協働し「健康まつり」などのイベントを開催します。 ○市民が健康に対する必要な情報をいつでも簡単に入手できるように、市の広報紙やホームページなどによる情報提供の充実に努めます。	全世代
健康診査受診及び 健康手帳活用の 促進	○全市民に対して、健康診査の重要性を周知し、健康意識の向上を図ります。 ○国民健康保険加入者に対しては特定健康診査を、75歳以上の高齢者に対しては健康診査を実施するとともに、内容の充実や受診勧奨を行います。 ○特定健康診査の結果をもとに、特定保健指導を実施して、内容の充実と受診しやすい環境づくりを進めます。 ○特定健康診査と介護予防施策との連携を図り、一体的・連続的な指導・支援に努めます。 ○40歳以上の市民に健康手帳を交付し、その活用による健康管理を促進します。 ○健康診査・がん検診などの受診時に印を押すなど、自分の健康行動の記録となる取り組みを進めます。 ○若いうちから健康を意識できるよう、働き盛りの壮年期に向けて、職域保健部会を核とした各事業所への出前講座を実施します。 ○健康診査・がん検診などを受けやすい環境づくりを進めるほか、各種健診を受診した時や健康相談などで血圧測定値などを記入し自己の健康管理ができるようにするなど、健康手帳の活用による健康管理を促進します。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
8020 運動の推進	○特に若い頃からの歯の健康づくりを徹底します。 ○定期的な歯科健康教室などを実施し、歯と口の健康についての意識づけを行います。 ○口腔機能向上に向けての個別フォロー体制を確立します。 ○7024・8020 コンクールの広報・表彰による普及啓発を行います。 ○健康まつりなどの機会を捉え、歯科健診、口腔衛生の相談を実施します。	子育て世代 働き盛り世代 シニア世代
介護予防に向けた運動習慣づけ	○「まめなくん体操」、「いきいき百歳体操」の一層の普及啓発を行い、取り組む人の拡充を促進します。 ○地域のふれあいサロンなど、身近なところでの運動を促進し、高齢者が楽しく運動できる機会を増やします。 ○グラウンドゴルフ、ウォーキングなど、軽スポーツの普及を進めます。 ○介護予防教室などにおいて運動指導を行うほか、指導修了者のフォローアップについて検討します。	シニア世代
地域での介護予防活動の推進	○住民が主体となり運営する「いきいき百歳体操」などの身近な地域での体操の場所づくりを支援します。 ○将来的な要介護（要支援）認定率の低下や医療費の削減に向けて、「いきいき百歳体操」を普及します。	シニア世代
配食サービス （食の自立支援） 事業	○在宅で、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食などに関するサービスを調整することにより、高齢者の栄養状態の安定と健康維持を図るとともに状況把握や見守りを行います。 ○市が実施する配食サービスでカバーしきれないニーズやケースにより、民間事業者が行う宅配弁当を活用し、食の確保を図ります。	シニア世代

第2節 生きがいづくりと社会参加活動の推進

現状と課題

高齢期をいきいきと自分らしく暮らすためには、生きがいを持つことや、地域社会との関わりを持ち続けることが大切です。

本市では生涯学習活動や地域コミュニティ活動を推進するほか、老人クラブやふれあいサロンなどの交流の場の設置、シルバー人材センターとの連携による就労支援、コミュニティビジネスの推進などにより、高齢者が自主的な活動を行いやすい環境づくりを図っています。

地域コミュニティ組織では、「①支え合いの仕組みづくり」、「②地域づくり」、「③人づくり」を柱とする地域づくり計画を策定し、それに基づき活動しますが、地域によって意欲や取り組み状況にばらつきがあり、指導者の育成も課題となっています。

老人クラブは、地域における健康づくりや介護予防、高齢者相互の支え合い、助け合い活動などの重要な担い手となっていますが、会員の高齢化などにより役員のなり手が少なく、クラブ数、会員数とも減少傾向にあります。そのため、団塊の世代の加入促進や、新たな介護予防事業などを検討する必要があります。

江津市社会福祉協議会及び桜江いきいきワーカーへ委託して開催するふれあいサロンは、地域における定期的な交流活動の場として、引きこもり予防や介護予防に貢献していますが、出席者の固定化、男性の参加が少ない、開催頻度のばらつきなどの課題があります。

高齢者の就労には、シルバー人材センターが大きな役割を果たし、会員はその技能や経験を地域に活かし、自らの生きがいと地域社会づくりに貢献していますが、近年は新規会員が少なく、会員数の減少が課題となっています。一方、一部の地域コミュニティではコミュニティビジネスに取り組んでいる組織があり、高齢者の生きがいづくりにつながっています。

1. 生涯学習活動の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生涯学習活動の 推進	○出前講座による各種教室や、家庭教育学級、パソコン講座、ボランティア養成講座など、市民のニーズを的確に捉えながら生涯学習活動を推進します。	シニア 世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域コミュニティ活動などの充実	○地域コミュニティ組織に移行した市内の地域コミュニティ交流センターにおいて、それぞれの地域の個性と市民の学習意欲に応じた地域コミュニティ活動を実施します。 ○敬老会や各種スポーツ大会、高齢者教室、伝承活動などへの参加促進を図ります。 ○各地域コミュニティ組織がめざす「支え合いの地域づくり」の実現に向けて、社会福祉協議会や生活支援コーディネーターが積極的に地域に入り、計画の具体化や新しいサービス、仕組みづくりの支援を行います。	シニア 世代

2. 様々な交流による生きがいの創出

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
老人クラブ活動の促進	○介護予防・孤立予防の観点から、老人クラブの活動支援や加入促進の働きかけを行います。 ○元気な高齢者の力が介護などに活かされるよう、仕組みづくりや意識啓発に努めます。	シニア 世代
ふれあいサロンの推進	○家に閉じこもりがちな高齢者に対し、趣味を活かしたサロン活動などを身近な地域で行うことで、地域住民との交流を図り、社会的孤立感の解消・自立生活の助長・要介護状態となることへの予防を図ります。 ○介護予防・孤立予防の観点から、高齢者をはじめ地域の人々が寄り合い、交流を深めるふれあいサロン活動の活性化、設置促進を図ります。 ○制度改正を見据え、要支援認定者の外出・社会参加の場として、開催回数や内容の充実を図ります。	シニア 世代
世代間交流の実施	○地域コミュニティ活動や地域の行事などを通じた、自主的な企画や活動をもとに、子育てサロン、下校時の支援、体験教室などといった世代間交流を促進します。 ○行事などの開催にあたっては、高齢者の力が活かされる場づくりに努めます。 ○今後も地域の自主的な動きに合わせて活動を支援します。	シニア 世代

3. 働くことでの生きがいづくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
シルバー人材センターの活動促進	○高齢者の希望や体力に応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な雇用就業機会を確保・提供し、活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センターに対し、運営助成などにより活動を促進します。 ○新入会員の増加に向けた活動、育児や高齢者支援の取り組みの拡大を促進します。	シニア 世代
コミュニティビジネスなどへの高齢者の参画	○地域資源を活用したコミュニティビジネスやボランティア活動において、高齢者の能力を地域に活かす仕組みづくりに向け、情報提供などの支援を行います。 ○今後も地域の自主的な動きに合わせて活動を支援します。	シニア 世代



第2章 地域包括ケア体制の深化・推進

浜田地区広域行政組合では、「生活者視点の地域包括ケア」を将来像の一つに掲げています。また、制度改正により、平成37年（2025年）を目途に重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を国全体で図ることとなります。

この取り組みにおいては、介護保険などの公的なサービスだけではなく、地域の自主性や主体性に基づき、ともに支え合う体制づくりを行うことが必要であり、浜田圏域及び本市の特性に応じた地域包括ケア体制の構築を図るとともに、さらなる深化・推進に努めます。

第1節 地域包括ケア体制の強化

現状と課題

地域包括ケア体制の構築においては、市民に対する相談体制づくりや、支援者のネットワーク・連携体制づくり、拠点施設の充実のほか、住まいの確保や地域の支え合いの体制づくりが必要です。また、認知症高齢者や家族介護者への支援の視点も重要です。

本市では、地域包括支援センターを市役所に、ランチ型総合相談窓口である在宅介護支援センターを4つの日常生活圏域ごとに設置しています。地域の相談窓口として各種相談や相談があったケースの実態把握訪問、配食サービスの申請などサービス利用へのつながりも行っており、地域の相談窓口として定着してきています。一方で、困難事例の対応、ケアマネジャー支援など、センターの業務量は年々増加しており、主体的な活動が少ない状況が課題となっています。

在宅医療・介護連携においては、済生会江津総合病院の地域連携室と定例会を行い、医療・介護連携にかかる情報共有を行っています。さらに、地域連携室と介護サービス事業所が退院におけるルールづくりを進めており、浸透しつつあります。また、医師との情報共有においても地域連携室や外来看護師を通じて図られつつあります。

アンケート調査結果では、人生の最期をどこで迎えたいかについて、若年・壮年者調査、高齢者調査ともに「自宅」が約4割、次いで「病院などの医療施設」が約2割となっており、在宅生活を希望する人が多い状況となっています。このことから地域で安心して生活を送れるよう、在宅生活を支えるサービスの充実や多様な家族介護を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

住まいについては、高齢者向けの公営住宅や民間サービスの確保を図るほか、住まいに関する相談対応を行い、住宅改修などの支援を行っています。今後もひとり暮らしの高齢者など、住まいに課題を持つ人の増加が予測され、各住宅やサービスの適切な供給に向け、引き続き関係機関と連携しながら取り組むことが求められています。

介護予防・生活支援の取り組みにあたっては、住民主体の活動や、多様なサービス提供主体による支え合いの体制づくりが求められます。そのため、地域のニーズや資源の把握、新たな資源の創設が必要であるとともに、関係者の緊密なネットワークの構築が必要です。

1. 総合的な相談体制の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実	○地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおける相談対応の充実を図ります。 ○地域への訪問や実態把握などの活動を十分に行えるよう人員体制の確保や連携の強化を図ります。	シニア 世代
ワンストップ相談サービスの推進	○高齢者の多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に、ふれあい福祉センター総合相談所、市役所の各担当窓口などの連携を強化することでワンストップ相談サービスによる支援を図ります。 ○窓口間の連携を強化し、相談者に対する的確なアドバイスや必要なサービスの提供につなげていきます。	シニア 世代

2. 地域包括ケアネットワークの強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域包括ケアネットワーク会議（仮称）の開催	○高齢者を取り巻く課題解決に向けた取り組みや連携体制について検討する地域包括ケアネットワーク会議（仮称）を定期的開催し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に展開できるよう、幅広い層の参加による会議運営を図ります。	シニア 世代
自助・共助・互助・公助の連携体制づくり	○市民、地域、行政がそれぞれの役割を明確にしながら、互いに連携し、補い合うため、地域福祉計画などとの整合を図りながら連携体制を深めます。 ○連携体制づくりは地域コミュニティ組織の協力が不可欠であり、関係機関で連携を図り、支え合いの地域づくりとして自助・共助・互助・公助の必要性を市民に周知し、住民主体の取り組みにつながるよう進めていきます。	全世代

3. 医療と介護の連携体制づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域の医療・介護 の資源の把握	○病院や診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所などの場所や連絡先、機能などの情報を収集し、医療・介護関係者に対して情報提供するとともに、市民にわかりやすく周知します。	シニア 世代
在宅医療・介護連 携の課題の抽出と 対応策の検討	○医療機関や介護関係者などが参画する会議などにおいて、在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、その解決策などを協議します。	シニア 世代
切れ目のない在宅 医療と在宅介護の 提供体制の構築 推進	○地域ケア会議などを活用し、医療機関と行政、地域包括支援センター、介護サービス事業所の連携・情報共有における課題を把握し、地域にあった在宅医療連携体制の整備を図ります。 ○済生会江津総合病院地域連携室と定例会を開催し、情報共有を図ります。また、地域連携室や医師会とも協議しながら情報共有や連携の強化を図ります。	シニア 世代
医療・介護関係者 の情報共有の支援	○情報共有の手順などを含めた情報共有ツールを整備するなど、医療・介護関係者間の情報共有を支援します。	シニア 世代
在宅医療・介護連 携に関する相談支 援	○在宅医療と介護の連携を推進するため、相談の受付や情報提供などを行う在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置します。 【平成 30 年（2018 年）4 月設置予定】	シニア 世代
医療・介護関係者 の研修	○地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワークなどの研修を行います。 ○必要に応じて、医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会などを開催します。	シニア 世代
地域住民への普及 啓発	○在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布によって、住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。	シニア 世代
在宅医療・介護連 携に関する広域連 携	○在宅医療・介護連携において、広域的な取り組みを要する課題については、近隣市町と連携を図り、情報の共有及び広域的な連携が必要な事項について協議します。	シニア 世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域ケア会議の 開催	○支援が必要な高齢者への効果的なサービス提供にかかる調整や地域ケアの総合調整などを行うため、地域ケア会議を開催します。 ○地域ケア会議の充実により、地域資源開発や地域づくり、政策形成にも結び付いていくような地域ネットワークの構築を図ります。	シニア 世代
在宅での看取りの 推進	○在宅での生活を希望する人に対し、地域で安心して生活が送れるよう、在宅看取りや在宅看取り看護・介護の体制を整備していきます。 ○地域ケア会議などや在宅医療・介護連携の情報共有の中で看取りに関する内容の共有、検討を行うとともに、研修や講座などを通じて、看取りに向けた支援体制の充実や医療・介護連携の強化を図ります。	シニア 世代

4. 地域包括支援センターの機能向上

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域包括支援セン ターの設置	○市内に1か所（江津市役所内）の地域包括支援センター、日常生活圏域（市内4か所）の地域包括支援センターブランチ型総合相談窓口を継続し、市民からの相談に対応します。	シニア 世代
地域包括支援セン ターの機能の強化	○介護予防ケアマネジメント、地域支援の総合相談、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的マネジメントなどの充実に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症対策の推進、生活支援サービスの体制整備を図ります。 ○業務を支えられる人員の配置や専門職の確保、育成などを図ります。	シニア 世代

5. 高齢期の安心な住まいの確保

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
公営住宅の確保	○市営・県営住宅の中で、高齢者に配慮した住宅（シルバーハウジングなど）の確保を行います。	シニア 世代
シルバーハウジング事業	○公営住宅のシルバーハウジング入居者に対し、日常生活上の相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助などを行う生活援助員（LSA）を派遣するとともに、関係機関・関係団体などによる支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた高齢者の安心を確保する体制づくりを図ります。	シニア 世代
民間サービスの活用促進	○優良で入居しやすいサービス付き高齢者向け住宅や施設の整備を働きかけます。 ○住宅・施設の設置者との情報交換の場を設け、施設運営の透明性と適切な運営監視に努めます。	シニア 世代
住まいに関する相談体制の充実	○地域包括支援センターを中心に、住まいに関する情報提供、相談に対応します。	シニア 世代
福祉用具・住宅改修支援事業	○福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整・助言などを行います。 ○居宅介護支援を受けていない要介護者などの住宅改修費支給申請にかかる理由書を作成した居宅介護支援事業者などに、経費助成を行います。	シニア 世代
緊急通報体制整備事業	○市内に居住するひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。 ○受信センターから利用者へ定期的に連絡を取り、健康状態の確認やアセスメント、情報の更新を行います。	シニア 世代

6. 高齢者を支える地域の支え合いの体制づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
高齢者等生活支援体制整備事業	○地域包括ケアシステムの構築のため、市全域を対象とする第1層、中学校区を対象とする第2層にそれぞれ生活支援コーディネーターと協議体を設置して、支え合いの地域づくりを進めます。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代

第2節 認知症対策の推進

現状と課題

認知症者が今後も増加が予想されるなか、国では平成27年（2015年）に「新オレンジプラン」を策定し、施策や具体的な数値目標を定め取り組みが進められています。

本市では、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症サポーターの養成、予防対策、相談支援を行うほか、認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェの設置など、介護者を対象とした相談や支援を行っています。また、認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの活用による適切な支援へのつなぎ、徘徊で行方不明になる認知症高齢者の早期発見・保護のため、徘徊高齢者等SOSネットワーク「ほっと江津！」を設立しています。さらに、認知症などにより判断能力が十分でなく成年後見制度の利用を必要とするものの、親族が申立てできない人については、市長申立て制度などにより支援を図っています。

一方で、認知症に対する一般市民の理解は十分とはいえず、認知症者やその家族を支援するための体制づくりを引き続き強化していくことが求められています。

予防の面では、アンケート調査結果では高齢者調査で6割以上が認知症の不安があると回答しており、認知症となるリスクのある人の把握と予防事業へのつなぎに努めていくとともに、リスクの高い人に対する重点的な予防策の実施も必要です。

相談支援については、認知症高齢者の増加に伴い、相談支援機関の充実や対応する人材の確保が課題となっているほか、家族介護者の悩みや情報交換の場をさらに充実していくことが求められています。

1. 認知症になっても暮らしやすい地域づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
認知症に対する 正しい理解の促進	○認知症をテーマとした健康教室や講演会を開催します。 ○認知症サポーターの養成講座を継続します。	全世代
認知症予防の推進	○基本チェックリストの活用や、在宅介護支援センターとの連携による実態把握などにより、認知症となる可能性のある高齢者の把握に努め、地域包括支援センターを中心に介護予防事業へとつなげます。 ○物忘れ相談プログラムを活用して、軽度認知障がいの人を早期に発見し、予防教室などを開催します。	シニア 世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
認知症ケアパスの 周知	○認知症の状態に応じた適切なサービス提供などを行うため、認知症ケアパスを作成・更新し、認知症者の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかの周知に努めます。	シニア 世代
認知症に関する 相談支援体制の 充実	○認知症地域支援推進員の増員を検討し、認知症高齢者や家族からの相談対応を強化します。 ○認知症初期集中支援チームが初期支援を包括的・集中的に行い、自立した生活を支援します。 ○認知症サポート医や専門医療機関、その他関係機関との連携により、地域全体で認知症高齢者や家族を支援するネットワーク体制の整備を図ります。	シニア 世代
家族介護者の支援	○オレンジカフェ（認知症カフェ）を継続して開催し、家族介護者の負担軽減を図ります。また、サテライト型のオレンジカフェを増やすことにより、より身近な場所で参加できるよう工夫します。 ○徘徊高齢者等SOSネットワーク「ほっと江津！」を継続するとともに、登録ステッカーの周知・活用とその運用方法の改善に努めます。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代
日常生活圏域ごと の認知症対応型サ ービスの充実	○認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などのサービスを、日常生活圏域ごとにニーズなどを 勘案しながら充実していきます。	シニア 世代
権利擁護の推進	○日常生活自立支援事業などの制度やサービスの適切な利用がなされるよう支援を行います。 ○成年後見制度利用支援事業を通じて、判断能力が不十分で、身寄りのない高齢者の成年後見制度の利用にかかる申立てに要する経費や成年後見人などの報酬の助成と制度の利用促進のための普及啓発や相談支援を行います。関係機関と連携し、市民後見人の育成を強化します。 ○必要に応じ成年後見制度の市長申立てを行います。 ○高齢者虐待に対応する体制について、人材の確保を図ります。 ○国の定める成年後見制度利用促進計画に対応できる体制づくりに努めます。	全世代

第3節 家族介護支援の推進

現状と課題

介護が必要となった高齢者が自宅で安心して暮らし続けるためには、介護保険サービスの利用と合わせ、家族や親族などによる介護も必要です。アンケート調査結果によると、身の回りのことができなくなったときに暮らす場所の希望として、高齢者の4割が自宅と回答しており、介護が必要になっても在宅での暮らしを希望する人が多いことがうかがえます。

一方、本市においては介護者の高齢化も進行し、「老老介護」の割合が高くなっています。こうした状況を踏まえ、できる限り在宅での生活を継続することができるよう、家族介護者への支援の充実を図ることが必要です。

本市では家族介護者教室を開催するほか、重度の要介護者を在宅で介護している家族に対する経済的支援を行っています。今後も、介護者の身体的・精神的な負担、経済的な負担を軽減するとともに、就労を希望する介護者が仕事と介護を両立できる環境をつくっていくために、必要な支援策や環境整備について引き続き検討が求められます。

1. 家族介護支援の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
家族介護者教室の 開催	○在宅で高齢者を介護している家族などを対象とした教室を開催し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術習得を支援するとともに介護者相互の交流を図ります。 ○開催にあたっては、より多くの人が参加できるよう、会場への送迎を検討するほか開催に関する情報の周知を図ります。	子育て世代 働き盛り 世代 シニア 世代
家族介護用品 支給事業	○寝たきり、認知症など身体上または精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障のある高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品（紙おむつなど）を支給することで経済的な負担の軽減を図ります。 (対象者は要介護4、5と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族)	シニア 世代
家族介護慰労事業	○要介護高齢者を在宅で介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより家族介護の負担軽減を図ります。 (対象者は要介護4、5と認定された市民税非課税世帯の高齢者で、過去1年間介護サービスを受けなかった高齢者を介護している家族)	シニア 世代

第3章 生活者視点の支援の仕組みづくり

高齢化の進行に伴い、本市における要介護認定者も増加している中、高齢者の生活上の課題は、一人ひとりの状況や地域によってそれぞれ異なります。一人ひとりの多様なニーズに応えるためには、自助や共助・互助による解決や支援に加え、公的な支援として、支援を受ける当事者の視点に立った適切な地域支援事業などを実施することが重要であるため、円滑な支援を行う仕組みづくりを進めます。

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

現状と課題

市民ができるだけ介護を必要とせず元気に長生きできるよう、行政の行う公的な支援として、専門的知識に裏付けされた予防効果を高める仕組みづくりを行っていくことが必要です。

この取り組みは、大部分を介護保険制度の地域支援事業として実施しています。要介護状態に陥る可能性のある65歳以上の高齢者を事業対象者とし、介護予防事業や介護予防ケアマネジメントを提供しています。また、元気な高齢者が健康な状態を維持することができるよう、各種一般介護予防事業も実施しています。

住み慣れた地域で、より長く自立した生活が送れるよう介護予防を推進するとともに、住民主体の自主的な活動を支援するなどして、高齢者の生活支援を充実させていくことが求められています。

1. 一般介護予防事業

施策項目	取り組み	ライフステージ
介護予防対象者把握事業	○介護認定を受けていない高齢者に基本チェックリストを送付し、その返信結果から何らかの支援を要する対象者を把握し、適切な事業参加などの支援につなげます。 ○基本チェックリストの返信のない人の実態把握の方法について検討を進めます。 ○基本チェックリストのほかに、民生委員・児童委員や医療機関などのネットワークを通じて、対象者を把握して支援につなげる仕組みづくりに努めます。	シニア世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護予防 普及啓発事業	○地区団体などと連携、協力しながら、健康教室、健康相談などを開催し、生活習慣病、閉じこもり、うつ病、認知症の予防及び口腔機能の向上、低栄養改善、運動器の維持向上などの介護予防に関する知識の普及啓発を図ることで、主体的な介護予防への取り組みを促進します。 ○開催にあたっては、より多くの人に参加できるよう、会場への送迎や複数会場での開催を検討します。	シニア 世代
地区健康づくり 推進会事業	○健康づくり推進会との連携、協力による健康教室の開催、「まめなくん体操」、「いきいき百歳体操」の普及啓発、食生活改善推進協議会との連携、協力による食生活改善啓発など、地域での介護予防に関する活動や人材育成を行い、組織的な活動に対する支援を行います。 ○総合事業の実施に向け、地区の課題の把握に努めます。 ○「いきいき百歳体操」に積極的に取り組む団体にその経費の一部を助成します。	シニア 世代
生活管理指導 短期宿泊事業	○介護保険サービスを何らかの理由で受けていない在宅の高齢者を養護老人ホーム、生活支援ハウスに短期宿泊させ、生活習慣などの指導を行うとともに、体調の調整を図ることにより、当該高齢者の在宅における自立した生活を支援し、要介護状態などへの進行を予防します。	シニア 世代
地域リハビリテーション活動支援事業	○作業療法士や理学療法士などのリハビリテーション専門職が、地域包括支援センターと連携しながら、訪問型サービス、通所型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などで助言するなどの活動の支援を行い、地域における介護予防を推進します。	シニア 世代

2. 介護予防・生活支援事業の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
訪問型サービス	○訪問介護員などによる介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして掃除、洗濯、買い物などの生活援助を中心としたサービス、有償・無償ボランティアによる住民主体によるサービス、医療・保健の専門職により提供される3～6か月間の短期間で行われるサービス、介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援サービスなど地域の実情に応じたサービスを実施します。	シニア 世代
通所型サービス	○通所介護事業者による介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、運動機能の向上や認知症、閉じこもり予防など予防支援のサービス、有償・無償のボランティアによる住民主体によるサービス、医療・保健の専門職により提供される3～6か月間の短期間で行われるサービスなど地域の実情に応じたサービスを実施します。	シニア 世代
その他の生活支援サービス	○要支援認定者に対する介護予防給付と配食、見守りなど、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供できるサービスなど、地域の実情に応じたサービスを提供します。	シニア 世代

第2節 地域特性に応じたサービス提供体制づくり

現状と課題

高齢化に伴い要介護者などやその家族が増加している中、様々なニーズに応じた支援が求められています。公的な支援として、地域支援事業を含む介護保険サービスと、地域の実情、特性を考慮したその他のサービスが十分に提供される体制づくりが必要です。

これらの福祉サービスを必要とする人につなぐため、介護保険制度の地域支援事業における包括的支援事業として、地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる総合相談のほか、基本チェックリストの活用や訪問などによる実態把握に努めています。認知症者の増加への対応のほか、基本チェックリスト未回答者などの状況把握、ケアマネジャーのアセスメント力の向上、課題解決に向けた検討の場づくりが課題となっています。

また、浜田地区広域行政組合と連携した介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けた整備や、介護保険サービスの質と量の充実のほか、介護保険制度の対象とはならない高齢者に対する生活の場や相談の場の維持確保も求められています。

1. 包括的支援事業の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護予防ケア マネジメント事業	○要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス対象者 に対し、その心身の状況や、置かれている様々な状況 に応じて、自立支援に向けた適切なサービスが包括的 かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアマネジメン トを実施します。	シニア 世代
総合相談支援・権利擁護事業		
総合相談事業	○地域包括支援センターを中心に市内4か所の在宅介護 支援センターと連携を図りながら、地域の高齢者やそ の介護者などからの各種相談に対して専門職が幅広く 総合的に対応し、多面的支援を行います。	シニア 世代
高齢者実態 把握事業	○高リスク高齢者把握事業による地域の高齢者の生活実 態やニーズなどの把握を行います。 ○地域コミュニティ組織との連携体制づくりを進め、サ ロン活動などの実施を通じた、支援を要する人の把握 と情報共有を図ります。	シニア 世代
高齢者権利 擁護相談事業	○高齢者の権利擁護の観点から、地域包括支援センター を中心に行政機関、介護サービス事業所、地域など との連携により高齢者に対する虐待や消費者被害を防止 し、高齢者が安心して生活できるよう、相談や支援を 行います。 ○権利擁護を総合的に推進する権利擁護センターの設置 に向けて検討します。	シニア 世代
包括的・継続的マネジメント事業		
ケアマネジャ ー支援相談事 業	○地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の日常的な 業務の円滑な実施を支援するため、個別相談、個別指 導やサービス担当者会議の開催支援など専門的な見地 からの対応を行います。 ○介護支援専門員相互のネットワークの構築とその活用 や介護支援専門員と関係機関との連携、協力、地域に おける様々な社会資源を活用できるように地域の連 携・協力体制の整備を図ります。	シニア 世代
地域ケア会議 の開催	○地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などにつ いて、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域 の関係者、関係機関との情報の共有や連携のもと、具 体的な支援方針や対応方法について検討し、指導・助 言などの支援を行います。	シニア 世代

2. 介護給付等対象サービスの推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護給付等対象サービスの推進	○浜田地区広域行政組合との連携により、介護保険制度の適正な運営と利用の支援に努めます。	シニア 世代

3. その他の福祉サービスの推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活の場の確保	○在宅で介護を受けることが困難な 65 歳以上の人を入所させ、健康維持と生活の安定を図るため、養護老人ホームの設置を維持します。 ○自立して生活することに不安のある高齢者などの住まいの場として、高齢者生活福祉センターの一部として設置している生活支援ハウスを維持します。	シニア 世代
相談の場の確保	○地域住民にとって最も身近な医療・保健・福祉の総合相談窓口として、在宅介護支援センターの設置を維持します。	シニア 世代



第4章 数値目標一覧

■介護予防・生活支援事業

区分		実績値		実績見込	計画値		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防対象者把握事業	対象者数	872	1,303	420	170	170	170
訪問型サービス							
栄養改善事業	訪問回数	0	1	20	30	30	30
	訪問者数	0	1	18	30	30	30
	延訪問者数	0	1	18	30	30	30

■一般介護予防事業

区分		実績値		実績見込	計画値		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防普及啓発事業							
介護予防普及啓発事業	実施回数	52	72	80	80	80	80
	延参加者数	1,446	1,440	1,450	1,450	1,450	1,450
地域介護予防活動支援事業							
地区健康づくり推進事業	実施回数	726	828	850	850	850	850
	延参加者数	16,897	16,308	16,500	16,500	16,500	16,500
地域住民グループ支援事業	実施回数	53	52	50	—	—	—
生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	1	1	0	1	1	1
	利用日数	52	20	0	7	7	7

■包括的支援事業

区分		実績値		実績見込	計画値		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防ケアマネジメント事業	実施件数	513	515	600	650	650	650
総合相談支援・権利擁護事業							
総合相談事業	実施件数	1,364	1,348	1,350	1,300	1,300	1,300
高齢者実態把握事業	実施件数	198	244	250	250	250	250
高齢者権利擁護相談事業	実施件数	25	13	15	20	20	20
包括的・継続的マネジメント事業							
ケアマネジャー支援相談事業	実施件数	66	67	70	70	70	70
地域ケア会議の開催	実施回数	22	21	22	24	24	24

Ⅱ 部門別計画

■任意事業

区分		実績値		実績 見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
認知症サポーター養成事業							
認知症サポーター養成	開催回数	46	21	20	25	25	25
	養成者数	1,104	461	300	400	400	400
家族介護支援事業							
家族介護者教室	実施回数	5	5	1	1	1	1
	延参加者数	269	233	50	50	50	50
家族介護用品支給事業	実施件数	38	32	20	25	25	25
家族介護慰労事業	実施件数	0	0	0	0	0	0
その他事業							
成年後見制度利用支援事業	助成件数	5	4	4	5	6	7
住宅改修支援事業	助成件数	19	24	20	20	20	20
配食サービス (食の自立支援) 事業	延配食数	11,675	11,006	11,000	10,000	10,000	10,000
	延利用者数	1,497	1,358	1,340	1,300	1,300	1,300
地域介護予防活動支援事業	実施回数	634	706	750	750	750	750
	延参加者数	9,765	10,252	10,300	10,000	10,000	10,000
シルバーハウジング事業	利用者数	10	10	10	10	10	10
緊急通報体制整備事業	利用者数	210	217	220	230	230	230

■その他の福祉サービス事業

区分		実績値		実績 見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
養護老人ホーム							
市内設置	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	50	50	50	50	50	50
措置 (市外施設利用含む・年度末)	人数	78	76	76	75	75	75
生活支援ハウス							
市内設置	施設数	1	1	1	1	1	1
	定員	17	17	17	17	17	17
	入所者数	13	8	12	15	15	15
在宅介護支援センター	施設数	4	4	4	4	4	4
	相談人数	1,049	1,037	1,050	1,000	1,000	1,000

第5部 障がい者保健福祉計画

はじめに 障がい者保健福祉計画の基本方針

第1節 基本理念

第2次計画では、ノーマライゼーションの理念を実現するためには、一人ひとりの取り組みはもちろん、障がいの有無に関わらず、市民、地域、行政など、多様な主体が一丸となって取り組むことが必要であることから、下記基本理念のもとに施策を推進してきました。今後も引き続き、前計画の基本理念を継承し、また、新たに改正された児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」についても本計画と一体的に策定することから、同理念に基づき作成します。

**元気！勇気！感動！ごうっ
ともに築くノーマライゼーションのまち**

第2節 基本目標

1. 障がい者の自立支援体制づくり

障がいのある人が自分らしく希望する生活を送ることができるよう、自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要な障がい福祉サービス、その他の支援を行うことで教育や就労など障がいの種類や状況に応じた自立と社会参加が実現できる体制づくりを推進します。

さらに、入所施設または病院の入院から地域生活への移行、地域生活継続への支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

2. 誰もが尊重しあえる共生社会づくり

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域の実情に応じて、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービス確保などにかかる取り組みを行い、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、取り組みを計画的に推進します。

また、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用できる提供体制の整備を進めます。

3. 障がい者を支えるサービス提供体制づくり

障がい福祉サービスの対象となる人（発達障がい、高次脳機能障がい及び難病患者などを含む）に対して必要な情報提供を行うなどの取り組みにより、障がい福祉サービスや児童通所支援、その他の保健福祉施策など、様々な分野におけるサービス活用が促されることで、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を推進します。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、就労支援などの関係機関が連携を図り、早期から切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを推進します。また、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられるなど専門的な支援を要する者に対して、各分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築を推進します。

第3節 障がい者保健福祉計画の推進体制

1. 計画の評価と進行管理

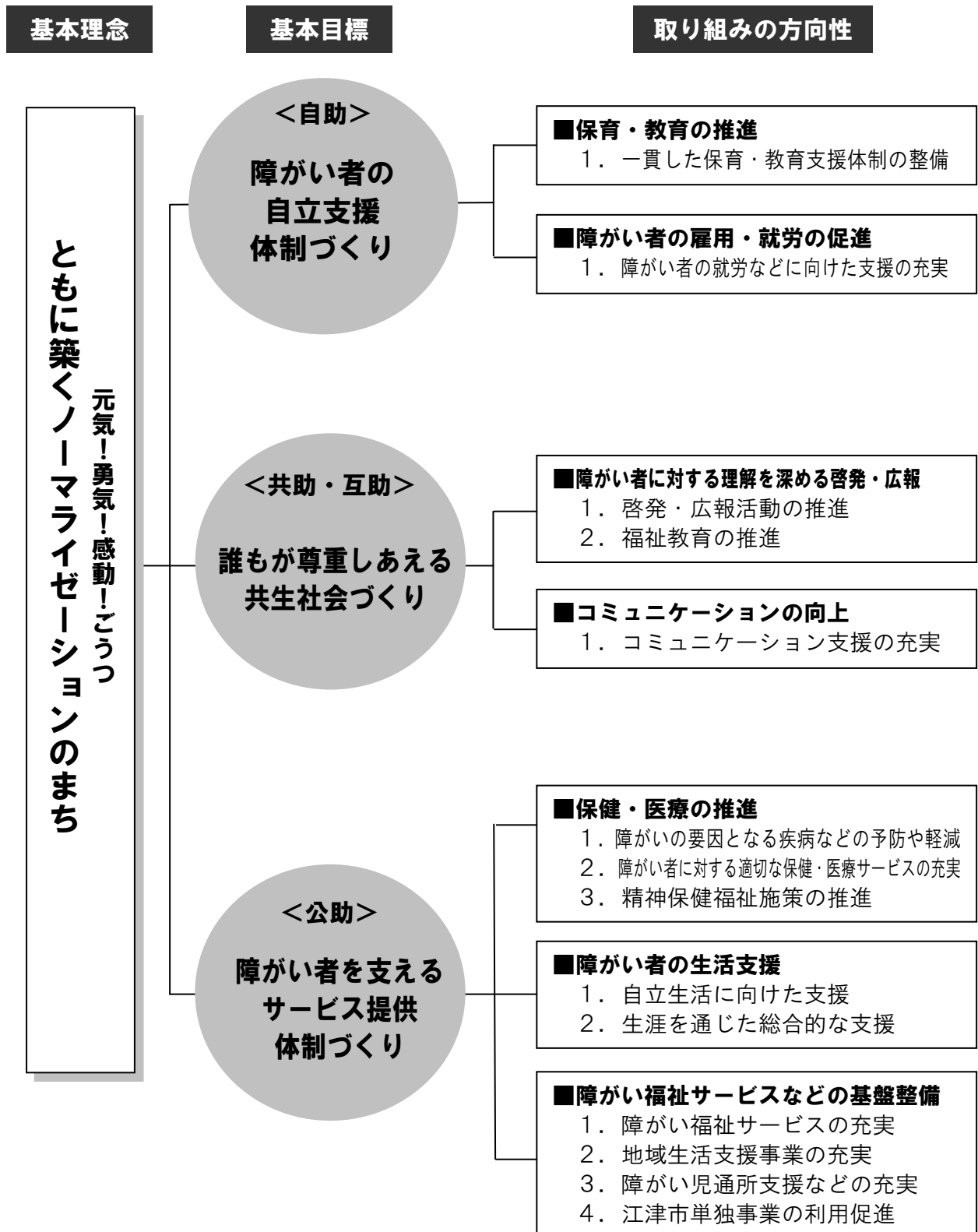
本計画の推進にあたっては、具体的な評価・進行管理機関として、江津市障がい者保健福祉推進協議会において、評価・検証などの協議を行います。また、浜田市と共同で設置する地域自立支援協議会との連携を密にし、障がい福祉サービス及びその他の障がい福祉施策の連携に留意しながら、総合的な観点での評価・進行管理を行います。

2. 市民と行政の連携と協働

本計画の施策を実現するためには、行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア、企業など、そしてなによりも市民の参画が重要です。

これらの団体などとの連携を強化しながら、公的サービスと地域での支え合いなどの組み合わせにより、市民全員により基本理念、基本目標の達成をめざします。

第4節 障がい者保健福祉計画の体系図



第1章 障がい者の自立支援体制づくり

第1節 保育・教育の推進

現状と課題

本市では、子育て支援課と学校教育課を中心に出生から発達段階に応じて早期から各関係機関と連携を図っています。引き続き障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じて、切れ目なく細やかな支援体制の構築が必要です。

1. 一貫した保育・教育支援体制の整備

施策項目	取り組み	ライフステージ
発達段階に応じた支援	○ごうつすくすく相談ネットを中心に、早期からの支援や関係機関との会議などを実施し、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの適切な利用につなげ、継続した支援に努めます。	子ども世代
発達障がい児・者への支援	○乳幼児健康診査において、発達に遅れがみられる子どもについては、西部島根医療福祉センターや島根県発達障害者支援センター「ウインド」と連携を図りながら療育や不安などに対する支援を行います。 ○乳幼児期から学校卒業まで関係機関が連携し、支援を行い、世代に応じた切れ目ない支援ができるよう努めます。	全世代

第2節 障がい者の雇用・就労の促進

現状と課題

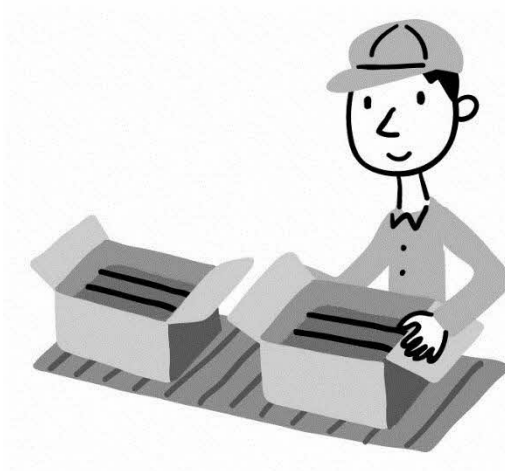
就労支援では、ハローワークや浜田障害者就業・生活支援センター「レント」などの関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労機会の拡充に努めています。また、在学時からの継続した就労支援の充実が望まれており、就労移行支援事業所などと連携し、職場への定着支援などに取り組む必要があります。さらに、法定雇用率の改定があり、雇用側の求人も増え、障がい者も一般就労を希望する人が多くあります。しかし定着できないケースもあり就労後のフォローや、定着に向けたフォローといった段階を踏んだ体制整備を図るなど一般就労への支援が必要です。

就労継続支援事業所数は増加しており、今後は事業所の質の向上及び相談支援事業所との連携を図るためにも、地域自立支援協議会への参加の呼びかけや研修などの開催を行っていく必要があります。

就労したいと感じている人が増えている中で、山間部などの就労希望者への通勤、通所手段の確保も課題になっています。

1. 障がい者の就労などに向けた支援の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
就労移行支援の 充実	○就労継続支援の訓練が必要な人、一般就労につなげる人など、関係機関の中で統一した支援を行います。 ○就労移行支援事業所、ハローワーク、レント、企業など関係機関との連携強化を図り、一般就労者が継続的に就労できるよう職場定着支援に取り組めます。	子育て世代 働き盛り 世代
就労継続支援の 充実	○一般就労が困難な人に働く場を提供し、就労継続支援を推進します。 ○引き続き利用者への適切な支援ができるよう就労継続支援事業所の質の向上及び相談支援事業所との連携強化を図ります。	子育て世代 働き盛り 世代
一貫した就労支援	○特別支援学校卒業者などに対して、学校と連携しながら継続した支援を行います。	子育て世代 働き盛り 世代



第2章 誰もが尊重しあえる共生社会づくり

第1節 障がい者に対する理解を深める啓発・広報

現状と課題

本市では啓発・広報活動として、市の広報紙やホームページ、各関係機関などを通じ、各種制度の案内や障がいに関する市民の理解、知識を深めるような啓発を行っています。また、本市の出前講座では社会福祉協議会による「車いす体験」や「あいサポーター研修」を行っています。今後はホームページの見直しなどを行い、わかりやすい情報発信による市民への普及啓発に努める必要があります。

平成28年（2016年）4月1日に障害者差別解消法が施行され、本市では「江津市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成するとともに、法律及び対応要領の周知に合わせ、市職員を対象に「あいサポーター研修」を行いました。

アンケート調査結果によると、障害者差別解消法を知っている人の割合は半数以下と低く、民間事業者への法律の普及啓発とともに差別や偏見のない地域づくりが必要です。

1. 啓発・広報活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
広報媒体による啓発	○市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会、その他の関係機関などの広報媒体を活用し、障がい者や障がいに対する市民の理解を深めるための啓発を継続的にを行います。	全世代
各種イベントなどによる啓発	○障害者週間の取り組みや障がい福祉サービスなどについて、市の広報紙などで周知を図ります。	全世代
あいサポート運動などによる啓発、推進	○市民誰もが、多様な障がい特性や障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」を社会福祉協議会と連携しながら普及・推進します。あわせて障がい者の関係団体との連携により、障がい特性の理解を深めるため啓発を推進します。 ○市職員においても引き続き研修などを行い、さらに取り組みの輪が広がるよう進めます。	全世代

2. 福祉教育の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
学校を通じた福祉教育	○学校を対象として、障がい者福祉に関する出前講座の実施や、講演会などを開催します。	子ども世代
社会教育を通じた福祉教育	○障がい者や障がい特性などの理解を促進するため、地域住民を対象とした福祉教育を進めます。	全世代

第2節 コミュニケーションの向上

現状と課題

本市では、情報を得ることや意思を表現することが難しい障がい者に対して、用具の給付や貸与を行うとともに、担当課に手話通訳を配置し、行政手続きの支援など窓口対応を行っています。

また、情報保障を行うため、ボランティア養成講座を開催し、コミュニケーション支援事業により、聴覚障がい者などの要請に応じて、手話通訳者など派遣を行っています。

しかし、講座の受講者が少ないうえに、活動できる奉仕員の確保が難しくなってきました。さらに、奉仕員と障がい者のコミュニケーションの場も減るなど奉仕員の能力向上を図ることが難しくなってきました。奉仕員の人材の確保と質の向上を図るために、引き続き、講座や研修を開催し参加者が増えるよう周知を図ることが必要です。

1. コミュニケーション支援の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
コミュニケーション支援の担い手の育成	○計画的に奉仕員養成講座を開催し、人材を育成するとともに、現在活動している人への能力向上に向けて取り組みます。 ○コミュニケーション支援を必要とする人へ奉仕員を派遣します。	全世代
コミュニケーション支援	○市の広報紙や議会だよりについて、点訳・音訳した朗読CDなどを必要とする障がい者に送付します。 ○担当課に手話通訳を行う人材を配置し、コミュニケーション支援の充実を図ります。	全世代

第3章 障がい者を支えるサービス提供体制づくり

第1節 保健・医療の推進

現状と課題

障がいの発生には様々な要因があり、その時期も様々ですが、早期発見・早期対応により状態の軽減を図ることが可能である場合もあります。そのため、本市では乳幼児健康診査からの早期発見、早期療育、通所施設などとの連携を含めた体制づくりを行っています。

また、障がい者が特定保健指導の対象となった場合は、対象者の障がいや病状に合わせて支援を行っています。

本市では不登校や引きこもりの人が学校を卒業したあと、引き続きフォローをする社会資源や体制が整っていません。切れ目のない支援を行っていくためにも、相談体制の整備を進めていく必要があります。

1. 障がいの要因となる疾病などの予防や軽減

施策項目	取り組み	ライフステージ
各種健康診査からの早期発見	○妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種育児教室や母子保健事業の適切な実施と充実を図り、疾病予防・早期発見に努めます。	子ども世代

2. 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

施策項目	取り組み	ライフステージ
障がい者に対する保健・医療サービスの充実	○生活習慣病にならないように、適切な保健指導などを行います。また、フォローが必要な人に対しては、保健師が訪問などを行い継続的にフォローしていきます。 ○各種健診などにおいて、障がい者が受診しやすい環境整備を促進します。	全世代

3. 精神保健福祉施策の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
学校などと連携した本人、家族への支援	○学校と連携しながら、児童、生徒及び保護者への相談対応を推進します。 ○不登校やひきこもりの人など支援の必要な生徒が学校を卒業したあと、切れ目のない支援を行うために関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	全世代
精神保健における支援体制の強化	○保健師などによる家庭訪問を行い、生活実態の把握と、病状の悪化予防に努め、地域での暮らしをサポートします。 ○当事者会や家族会、断酒会などの周知や働きかけをします。 ○医療機関や保健所などと連携を密にし、精神障がい者が地域で暮らせる体制づくりを検討します。	全世代

第2節 障がい者の生活支援

現状と課題

障がい者が、質の高い生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスだけでなく、日常生活における様々な問題への対応として、各種サービスを提供するとともに、障がい者やその家族が望むきめ細やかな支援を行うことが必要です。

支援が必要な人に適切な支援が受けられるよう、また、窓口での相談時などに早期対応ができるように職員の能力向上を図っていく必要があります。関係課や関係機関と連携を図り、適切な支援や制度へのつながりができるよう努めます。

1. 自立生活に向けた支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
経済的な自立のための各種サービスの提供と財産管理の支援	○障害年金や特別障害者手当などの各種経済的支援制度の利用促進を図るため、各種パンフレットやホームページを充実し、情報提供を行います。 ○医療が継続的に必要な障がい者の医療負担の軽減を図るため、自立支援給付や福祉医療の支給を推進します。 ○成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と利用促進を行い、支援を推進します。	全世代

2. 生涯を通じた総合的な支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生涯を通じた一貫性のある支援	○ごうつすくすく相談ネットを通じて、乳幼児期から学童期における支援を行い、就学から卒業まで継続した支援を行います。 ○全年代を通じて一貫した支援を行うため、障がい福祉サービスや介護保険サービス、その他のサービスの調整を行います。	全世代

第3節 障がい福祉サービスなどの基盤整備

1. 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

本市では、概ねすべての障がい福祉サービスに関する事業所がありますが、沿岸部から山間部にかけてサービス提供事業所が点在している状況です。日中活動系サービスについては、事業所数も増えつつありますが、隣接する他市でのサービス利用もあります。地域によっては通える事業所が限られていることや行動障がいのある人の通所先が少ないといった課題があがっています。

行動障がいのある人については、受け入れ先が少ない状況の中、親の急病などによりサービス利用が突発的になることや、在宅で暮らすことが難しくなった場合、施設も入所希望者が多く、すぐに対応することが難しい状況です。圏域内で生活を支えていける体制づくりについて、地域自立支援協議会で取り組みを検討しています。

また、親の高齢化に伴い、60歳前後でグループホームに入居するケースも増えてきています。サービスを利用していない人も含め生活状況を把握し、リスクの高いケースや「親亡き後」を見据えた早期からの支援体制づくりが必要です。

グループホーム利用者については、特別支援学校からの入居なども増えてきており、今後はグループホームから地域生活へ移行できるよう支援強化を図っていく必要があります。

相談支援においては、計画相談は100%を達成しており、障がい福祉サービスを利用する人すべてに相談支援事業所が対応する体制ができています。一方で、相談支援専門員の担当ケース数の増加や困難事例の対応などで苦慮することなどもあり、人材の確保及び質の向上を進めていく必要があります。また、相談支援事業所とサービス提供事業所の連携強化も必要です。さらに、介護保険サービスへの適切な移行ができるよう、相談支援事業所と連携し、早いうちから支援体制を検討していく必要があります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
訪問系サービスの充実	○自宅での生活を継続するため居宅介護など、訪問系サービスの質の向上を図ります。 ○必要に応じて、相談支援事業所を中心に個別支援会議を開催し、サービスの内容について評価します。	全世代
日中活動系サービスの充実	○生活介護や就労継続支援、就労移行支援など、日中活動系のサービスについて、質の向上を図ります。 ○必要に応じて、相談支援事業所を中心に個別支援会議を開催し、個人に合うサービスが利用できるよう支援します。また、会議を通じてサービス内容について評価します。 ○就労支援の取り組みについて、関係機関の連携によりさらなる充実を図ります。	全世代
居住系サービスの充実	○障がい者の生活の場として、居住系サービスの充実を図ります。 ○希望する人の地域移行の積極的な支援に努めるとともに、地域で障がい者を支える体制づくりを進めます。	全世代
相談支援の充実	○相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携を図ります。また、サービス提供事業所と相談支援事業所が必要な連携を図っていけるよう支援します。 ○サービス利用計画の作成に関する計画相談支援の充実を図ります。 ○介護保険の担当などと連携を強化し、介護保険サービスへのスムーズな移行を図ります。 ○病院・施設から地域に生活の場を移す際に対応する地域移行支援・地域定着支援の充実を図ります。	全世代
親亡き後の問題に対する検討	○親亡き後の問題について、関係機関との情報共有を図るとともに、必要となる施策などを検討します。 ○本人や家族に障がい福祉サービスなどの周知を行い、リスクの軽減のため早目に支援ができるよう個々に応じた体制づくりに努めます。	全世代

2. 地域生活支援事業の充実

現状と課題

障がい福祉サービスの対象とならないケースに対応する生活支援や相談支援などを、地域生活支援事業として展開しており、今後も多様な障がい者を支援できる体制の充実が必要です。相談支援事業においては、平成 27 年度（2015 年度）に基幹相談支援センターを設置し、平成 28 年度（2016 年度）からはパレットごうつ内に事務所を移し、誰もが気軽に相談できる場としています。引き続き圏域で連携しながら、身体・知的・精神すべての障がいに対応できる相談体制づくりを進めていく必要があります。

障がいの理解・啓発については、アンケート調査結果によると、身体・知的障がい者の 2 割半ば、精神障がい者の約 5 割が日常生活において差別や偏見、疎外感を「よく感じる」、「ときどき感じる」と回答しています。地域における障がい者への理解を深めるため、研修などの啓発を行っていく必要があります。

成年後見制度利用支援事業については、高齢化などを背景に、制度が必要な人は増えており、市長申立てのみならず、制度や親族申立て方法の説明支援なども行っていく必要があります。

意思疎通支援事業や手話奉仕員養成研修事業については、意思疎通の方法を支援する取り組みの一層の充実が求められる中、新たな通訳者が増えず、派遣のコーディネーターが難しくなっている状況です。計画的に研修を開催し、手話奉仕員など人材を確保していく必要があります。

移動支援、訪問入浴については、引き続き一定のニーズがあることがうかがえます。また、日中一時支援事業については、夏休みなどの長期休暇には利用ニーズが多くなっています。事業所やそこで働く支援者のマンパワーには限りがある状況となっているため、地域の状況に応じた対応が求められています。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
理解促進研修・啓 発事業の推進	○地域における障がいについての理解を深めるため、市の広報紙やホームページの活用、その他関係団体などとの連携による啓発事業、研修などを行い、「社会的障壁」の除去を推進します。	全世代
自発的活動支援事 業の推進	○「ともに築くノーマライゼーションのまち」の実現のため、障がい者やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。	全世代
相談支援事業の 充実	○様々な相談に対応できるよう、充実に努めます。 ○基幹相談支援センターを中心に、関係機関がより連携した支援を行える体制づくりを進めます。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
成年後見制度利用 支援事業の推進	○知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。 ○成年後見などの業務を行うことのできる法人及び法人後見の活動を支援します。	全世代
意思疎通支援事業 の充実	○意思疎通支援の必要な団体及び個人に対する手話通訳者などの派遣を実施します。	全世代
日常生活用具給付 等事業の充実	○必要な用具の給付により、障がい者の自立した生活の支援を行います。 ○市の広報紙やホームページなどに掲載し、障害者手帳交付時及び更新時にサービスの周知を行い、適切な利用ができるよう支援します。	全世代
手話奉仕員養成研 修事業の推進	○日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修し、聴覚障がい者などの意思疎通支援を図ります。	全世代
移動支援事業の 充実	○社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。	全世代
訪問入浴事業の 充実	○自宅において入浴が困難な障がい者を対象として、移動入浴車などで訪問し、入浴介護を行います。	全世代
日中一時支援事業 の充実	○障がい者などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。 ○長期休暇中の支援の仕方などについて、事業所との意見交換を行うなどにより地域の状況を把握し、サービスの充実を図ります。	全世代
社会参加支援の 充実	○障がい者の社会参加を目的とする事業について、障がい者団体などに委託し実施します。 ○ボランティア養成について、受講者の確保など支援を行います。 ○ボランティアセンターと共同で、ボランティア育成教室を開催します。	全世代

3. 障がい児通所支援などの充実

現状と課題

児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児のサービスにかかる提供体制の計画的な構築を推進するため、「第1期障がい児福祉計画」の策定が市町村の義務となりました。

児童発達支援については、医療機関や相談支援事業所と連携し、療育が必要な児童に対して、適切なサービスが受けられる体制が整っています。特に乳幼児期においては、親の理解や障がい受容が十分でないことも多く、保育・教育の現場における気づきや助言が適切に行われる体制づくりが望まれます。気になる子どもの中には、障害者手帳が未所持のケースもあり、子どもの状況に応じた柔軟できめ細かいサービス展開が求められています。

放課後等デイサービスについては、実施している事業所数は増えています。一方で、利用希望者においては療育ではなく、居場所としての利用相談もあり、日中一時支援事業との棲み分けが必要となっています。また、地域の居場所として放課後児童クラブがあり、教育機関とも連携を図りながら、地域で障がい児の受け入れができる体制づくりを進めていく必要もあります。

障がい児や障がい者の支援にあたっては、乳幼児期から学齢期、成年期とライフステージに応じた支援を行う必要があります。一方で、乳幼児期から就学するときや学校から就職するときなど、障がい児や障がい者の情報が共有できていないことも課題となっています。そのため、各成長段階に応じて正確な情報が伝わるよう切れ目ない支援が必要です。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
児童発達支援の 推進	○障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう児童発達支援を推進します。	子ども世代
放課後等デイサー ビスの充実	○放課後等デイサービスの利用により、障がい児の発達支援と生活能力の向上を推進します。 ○長期休暇中の支援内容について、事業所との意見交換を行うなどにより、地域の状況や個々に応じたサービス内容の充実を図ります。	子ども世代
保育所等訪問支援 の推進	○保育所に通う障がい児が、本人の特性により適した指導が受けられるよう支援の推進を図ります。	子ども世代
障害児相談支援の 推進	○障害児支援利用計画の作成に関し、充実した相談支援が行われるよう相談支援体制の充実を図ります。	子ども世代
サポートファイル の活用	○ごうつすくすく相談ネットにおいて、障がい者の生育歴やケアの方法を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録できるサポートファイルなどを活用し、ライフステージを通じて一貫した支援の推進を図ります。	子ども世代

4. 江津市単独事業の利用促進

現状と課題

障がい者の中には、高い頻度で医療機関を受診する必要がある人もおり、医療費及び通院などのための交通費に負担を感じている人は少なくありません。本市では、要件に該当する人に対し、通院交通費やタクシー利用料金、通院医療費の助成を行っており、今後も単独事業の適切な利用を促進していくことが必要です。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
人工透析患者及び精神障がい者通院交通費助成事業の利用促進	○身体障害者手帳所持者で人工透析療法を受ける必要のある人（非課税世帯）・精神保健福祉手帳所持者で精神疾患の通院治療を受ける必要のある人（非課税世帯）に対して、交通費を助成し、サービス対象者への適切な利用促進を図ります。	全世代
福祉タクシー利用券の発行	○バス運行では対応困難な要介護認定者や重度の視覚障がい者、体幹機能障がい者、下肢機能障がい者などに対して福祉タクシー利用券を交付します。	全世代
江津市精神障がい者医療費助成の利用促進	○自立支援医療（精神通院）を受けている人（非課税世帯）に対して、医療費を助成し、サービス対象者への適切な利用促進を図ります。	全世代

第4章 成果目標及び活動指標

第1節 成果目標

基本指針では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、施設入所から地域生活への移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、基本指針を踏まえながら、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。

本市においても、これまでの障がい福祉施策の進捗状況などを踏まえ、市の目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
平成 28 年度（2016 年度）末の入所者数（A）	73 人	平成 28 年（2016 年）3 月 31 日現在
平成 32 年度（2020 年度）末の入所者数（B）	71 人	平成 32 年度（2020 年度）末における施設入所者数の見込み
【目標値】 減少見込者数（A－B）	2 人	基本指針に即し、平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数の 2%が減少することを目標とした。
【目標値】 地域生活移行者数	7 人	基本指針に即し、平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数の 9%が地域生活へ移行することを目標とした。

<目標達成に向けた取り組み>

- 平成28年度（2016年度）末の施設入所者は73人で、平成27年度（2015年度）以降わずかに増加し、平成29年（2017年）11月時点での入所待機者も8人となっています。国の基本指針は、第4期計画の4%以上減少に対し、第5期計画では施設入所者の重度化・高齢化を考慮し2%以上減少となっています。本市でも、施設入所者の地域移行の実績もあることから、基本指針通りの施設入所者2%以上の減少、地域移行者数9%をめざします。
- 地域移行を進めるにあたっては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の活用を図ります。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	有	当事者及び医療・保健・福祉に携わる者を含む 様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構 築できるように医療・保健・福祉関係者による協 議の場の設置

<目標達成に向けた取り組み>

○医療・保健・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の把握・共有や対策の検討などを行います。

3. 地域生活支援拠点の整備

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	1 か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点など を市もしくは圏域として少なくとも 1 か所整備

<目標達成に向けた取り組み>

○地域生活支援拠点とは、24時間の相談受付、緊急時などの受け入れ・人的支援、様々な資源のコーディネートなどを行うものです。本市に所在する相談支援事業所、グループホーム、障がい者支援施設などと現況について検討し、利用者のニーズを踏まえ、必要な機能の整備を図ります。

4. 福祉施設から一般就労への移行など

（１）就労移行支援事業などを通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労する者の数

項 目	数 値	考え方
平成 28 年度（2016 年度）の 一般就労への移行者数	4 人	平成 28 年度（2016 年度）の一般就労の移行実績
平成 32 年度（2020 年度）に おける年間の一般就労への 移行者数	6 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業など （※）を通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に 一般就労に移行する者の数。基本指針に即し、平 成 28 年度（2016 年度）の一般就労への移行実績 の 1.5 倍を目標とした。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援を行う事業をいう。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	考え方
平成 28 年度（2016 年度）末の利用者数	2 人	平成 28 年度（2016 年度）末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成 32 年度（2020 年度）末の目標値	3 人	平成 28 年度（2016 年度）末における利用者数の 2 割以上増加することとする基本指針を踏まえ、事業所利用者の現況を反映した目標とした。

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の目標値	100.0%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上となることとする基本指針を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）末時点における市内の就労移行支援事業所は 1 事業所のみと見込まれることから、100.0%を目標とした。

(4) 就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の目標値	66.7%	基本指針では職場定着率を 8 割以上とすることを目標としているが、就労定着支援利用者を 3 人と見込み、平成 32 年度（2020 年度）末時点での職場定着者を 2 人(66.7%)とした。

<目標達成に向けた取り組み>

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、商工会議所などにより一層の情報共有を図り、連携して就労支援の充実を図ります。
- 一般就労へのステップとして、就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実に向けて取り組みます。
- 障がい者の求職率は増加傾向にあり、一般就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加するものと考えられるため、就労定着に向けて関係機関と連携して取り組みます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備など

(1) 児童発達支援センターの設置数

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）末までに少なくとも 1 か所設置することを目標とした。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	有	基本指針を踏まえ、平成 32 年度（2020 年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とした。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、少なくとも 1 か所設置することを目標とした。

(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数

項 目	数 値	考え方
平成 32 年度（2020 年度）末の 目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、少なくとも 1 か所確保することを目標とした。

(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	数 値	考え方
平成 30 年度（2018 年度）末の 目標値	有	基本指針を踏まえ、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とした。

<目標達成に向けた取り組み>

- 児童発達支援センターの設置について、市単独設置に向けて検討を進めます。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制は整えており、今後は児童発達支援センターの整備とあわせた実施の検討を行います。
- 重症心身障がい児を支援する体制づくりについては、体制整備に向けて検討を進めます。

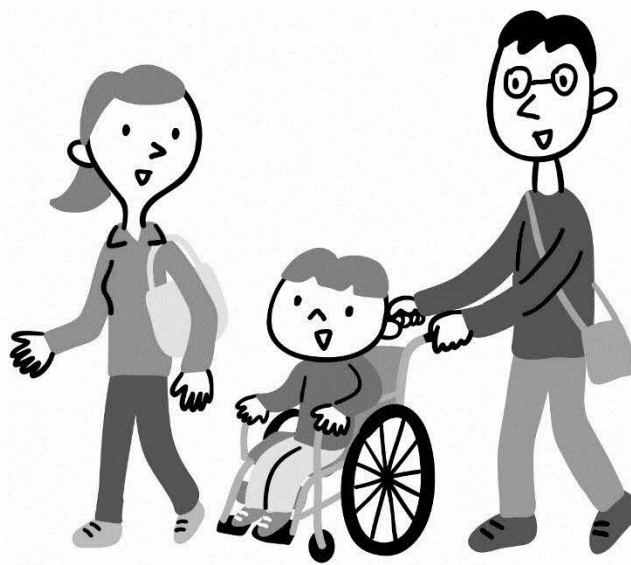
第2節 障がい福祉サービスなどの見込量（活動指標）

本市においては、総人口及び障害者手帳所持者の総数は減少傾向にあるものの、障がいの重度化・重複化や高齢化を背景に、障がい福祉サービスの受給者は増加傾向にあります。また、在宅の障がい者については、同居の家族の高齢化も進んでおり、今後も支援を必要とする人は増加を続けると考えられます。

また、サービスの対象となっている発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者などについては、潜在的なサービス需要もあると考えられ、これらに応じることができる体制づくりが望まれています。

さらに、療育の必要がある子ども・気になる子どもは本市においても増加傾向にあり、児童福祉法に基づく障がい児支援制度を充実させていくことも求められています。

障がい福祉サービスなどの提供量の見込み（活動指標）の設定にあたっては、これらの全体的な状況及び個別のサービス・事業の利用状況を勘案しています。



1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護などの支援を行います。

■訪問系サービスの見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護	人	57	54	52	53	52	51
重度訪問介護	人						
行動援護	時間	842	683	799	1,035	1,021	1,008
重度障害者等包括支援	時間						
同行援護	時間						

<見込量算出の考え方>

○居宅介護、行動援護、同行援護については、平成 28 年度 (2016 年度) までの利用実績と、介護保険への移行者を踏まえて減少を見込んでいますが、平成 29 年度 (2017 年度) より重度訪問介護の利用実績があり、訪問系サービス全体では時間数の増加を見込んでいます。

<見込量確保のための方策>

○地域生活への移行を促進する観点から、引き続き十分なサービスの量と質を確保できるよう、障がい福祉サービス事業所の拡充を図ります。

○高齢の障がい者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービスなどとの連携の強化に向けた検討を進めます。

Ⅱ 部門別計画

(2) 日中活動系サービス

事業名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行などの利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業・自宅などへの訪問や来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人	126	123	125	127	129	131
	人日	2,369	2,368	2,405	2,416	2,454	2,492
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	1	1	0	0
	人日	0	0	20	22	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	1	1	1	1
	人日	19	20	10	10	10	10
就労移行支援	人	3	2	1	1	2	2
	人日	54	23	6	15	30	30
就労継続支援 (A 型)	人	35	32	29	29	30	30
	人日	715	639	607	586	606	606
就労継続支援 (B 型)	人	76	81	91	94	99	104
	人日	1,391	1,475	1,682	1,716	1,807	1,898
就労定着支援	人				2	3	3
療養介護	人	19	17	18	18	19	19

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
短期入所（福祉型）	人	15	15	17	17	18	19
	人日	75	82	93	89	94	99
短期入所（医療型）	人	1	2	1	1	1	1
	人日	10	14	10	8	8	8

＜見込量算出の考え方＞

- 生活介護の利用日数（人日）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに一人一月あたり約 19.02 日利用するものとして見込みます。
- 自立訓練（機能訓練）は、現在利用者が 1 人いますが、標準利用期間が 18 か月のサービスであるため平成 31 年度（2019 年度）以降は数値を見込んでいません。
- 自立訓練（生活訓練）の利用者数（人）は、直近までの利用状況をもとに横ばいで見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり 10 日利用するものとして見込みます。
- 就労移行支援の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり 15 日利用するものとして見込みます。
- 就労継続支援（A型）の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり概ね 20.21 日利用するものとして見込みます。
- 就労継続支援（B型）の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに増加を見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり概ね 18.25 日利用するものとして見込みます。
- 就労定着支援は、平成 30 年度（2018 年度）から新しく創設されるサービスです。これまでの一般就労への移行者数をもとに、利用者数（人）は 3 人程度を見込んでいます。
- 療養介護の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに見込みます。
- 短期入所（福祉型）の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり約 5.23 日利用するものとして見込みます。
- 短期入所（医療型）の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり約 8 日利用するものとして見込みます。

＜見込量確保のための方策＞

- 障がいの特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、行動障がいのある人の受け入れなども含め障がい福祉サービス事業所の質の向上を図ります。
- 福祉施設やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関のネットワークを活用し、就労に関する地域の課題把握や改善施策の検討を行います。

(3) 居住系サービス

事業名	事業内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者でひとり暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■居住系サービスの見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自 立 生 活 援 助	人				1	2	2
共 同 生 活 援 助	人	70	72	75	80	84	86
施 設 入 所 支 援	人	72	73	74	73	72	71

<見込量算出の考え方>

- 自立生活援助は、平成 30 年度（2018 年度）から新しく創設されるサービスです。利用者数（人）は微増を見込みます。
- 共同生活援助の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績と市内に共同生活援助が新設されることから、増加を見込みます。
- 施設入所支援の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績を勘案し、また、希望者に対して自宅や共同生活援助などへの移行の支援を進めることから、減少を見込みます。

<見込量確保のための方策>

- 地域の状況をみながら、共同生活援助の拡充を図ります。
- 共同生活援助、施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた積極的な支援や自立生活援助の利用を図るとともに、必要とする人は安心して施設を利用できる体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更の際に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態などに常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

■相談支援の見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計 画 相 談 支 援	人	52	52	53	54	55	56
地 域 移 行 支 援	人	1	1	1	2	2	2
地 域 定 着 支 援	人	3	3	1	2	2	2

<見込量算出の考え方>

- 計画相談支援の利用者数（人）は、すべての支給決定者について計画の作成・モニタリングを行えるよう、一月あたりの対象者数を見込みます。
- 地域移行支援・地域定着支援の利用者数（人）は、直近の利用状況なども考慮し、一月あたりの対象者数を見込みます。

<見込量確保のための方策>

- 利用者一人ひとりに合った的確なサービス等利用計画を作成できるよう、また、事業所や相談支援専門員に過度の負担がかからないよう、人材確保の支援と基幹相談支援センターを中心に関係機関の連携強化に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、サービス等利用計画作成時などにおいて利用の意向を把握し、希望者への対応に努めます。
- 障害児相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と合わせ、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者などに対する理解を深めるため、教室などの開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動などについて支援を行います。
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で身寄りのない障がい者の成年後見制度の利用にかかる申立てに要する経費や、成年後見人などの報酬の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する取り組みを行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などの生活の支援を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■必須事業の見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
1 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	5	4	4	4	4	4
基幹相談支援センターの 設置	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	件/年	1	3	2	3	3	3
5 成年後見制度法人後見 支援事業	-	介護保険包括支援センター事業と連携し実施					
6 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業	件/年	18	27	13	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1
7 日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	3	0	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	3	2	0	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	2	6	2	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	2	3	4	4	4
排泄管理支援用具	件/年	792	814	820	824	834	844
居宅生活動作補助用具	件/年	0	2	0	1	1	1
8 手話奉仕員養成研修事業	回/年	0	0	1	0	1	1
	人/年	0	0	3	0	0	5
9 移動支援事業	利用者/月	22	22	20	20	21	21
	時間/年	1,429	1,445	1,350	1,350	1,360	1,360

<見込量算出の考え方>

○理解促進研修・啓発事業は、市の広報紙やホームページなどによる通年の実施や研修会を見込みます。

○自発的活動支援事業は、現状通りの実施を見込みます。

○相談支援事業は、基幹相談支援センター等機能強化事業の引き続きの実施を見込みます。
障害者相談支援事業、住宅入居等支援事業については現状通りの実施を見込みます。

○成年後見制度利用支援事業は、実績並みの利用を見込みます。

○成年後見制度法人後見支援事業は、介護保険の地域包括支援センター事業と連携しての実施を見込みます。

Ⅱ 部門別計画

- 意思疎通支援事業は、実績並みの利用を見込みます。
- 日常生活用具給付等事業は、概ね実績並みを見込みますが、排泄管理支援用具については増加を見込みます。
- 手話奉仕員養成研修事業は、2年の修了課程であり隔年の実施を見込みます。
- 移動支援事業の利用者数は、直近までの実績をもとに見込みます。

<見込量確保のための方策>

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援の拡充を図り、地域自立支援協議会などによる関係機関との連携を強化します。
- サービス利用対象者の状況やサービス需要などを把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めるとともに、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。

(2) 任意事業

事業名	事業内容
【日常生活支援】	
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を実施します。
日中一時支援事業	障がい者などの日中における活動の場の確保と、障がい者などを介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
【社会参加支援】	
スポーツ・レクリエーション教室開催など	各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、体力増強、交流、余暇活動などを支援します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者などのために、音声訳その他わかりやすい方法により、広報などの情報を提供します。
奉仕員養成研修	各種奉仕員養成や養成後のフォローアップを行います。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■任意事業の見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活支援							
訪問入浴サービス	利用者/月	3	2	1	1	1	1
日中一時支援事業	利用者/月	13	14	14	15	16	17
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催など	参加者/年	274	269	250	250	250	250
点字・声の広報等発行事業	利用者/月	13	15	15	15	15	15
奉仕員養成研修	養成数/年	2	0	0	1	0	1

<見込量算出の考え方>

- 訪問入浴サービスは、直近並みの利用を見込みます。
- 日中一時支援事業は、直近の利用状況をもとに微増を見込みます。
- スポーツ・レクリエーション教室開催などは、直近並みの利用を見込みます。
- 点字・声の広報等発行事業は、直近並みの利用を見込みます。
- 奉仕員養成研修は、隔年の実施を見込みます。

<見込量確保のための方策>

- サービス利用対象者の状況やサービス需要などを把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めます。
- 社会参加支援については、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。

3. 障がい児通所支援など

事業名	事業内容
児童発達支援	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のうち、福祉サービスにあわせて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどの状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

■障がい児通所支援などの見込量

事業名	単位	実績値		実績見込	計画値		
		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児 童 発 達 支 援	人	15	17	25	29	31	33
	人日	27	31	46	52	56	59
医 療 型 児 童 発 達 支 援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人	9	17	14	19	23	27
	人日	29	62	66	76	92	108
保 育 所 等 訪 問 支 援	人	4	5	6	7	8	9
	人日	4	5	6	7	8	9
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人				0	0	1
	人日				0	0	1
障 害 児 相 談 支 援	人	6	8	11	13	15	17

＜見込量算出の考え方＞

- 児童発達支援の利用者数（人）は、直近までの利用状況をもとに増加を見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり 1.8 日利用するものとして見込みます。
- 医療型児童発達支援は、これまでに利用がないため数値を見込みません。
- 放課後等デイサービスの利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績と市内に事業所が新設されたことから増加を見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり 4 日利用するものとして見込みます。
- 保育所等訪問支援の利用者数（人）は、平成 28 年度（2016 年度）までの実績をもとに増加を見込みます。利用日数（人日）は、一人一月あたり 1 日利用するものとして見込みます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度（2018 年度）から新設されるサービスです。対象者は重度の障がい児などであり、利用者が限られるため、サービス開始直後の利用はないと見込みます。
- 障害児相談支援は、すべての支給決定者について計画の作成・モニタリングを行えるよう、一月あたりの対象者数を見込みます。

＜見込量確保のための方策＞

- 引き続き十分なサービス量が提供されるよう施策推進を図ります。

■障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを満たせる定量的な目標

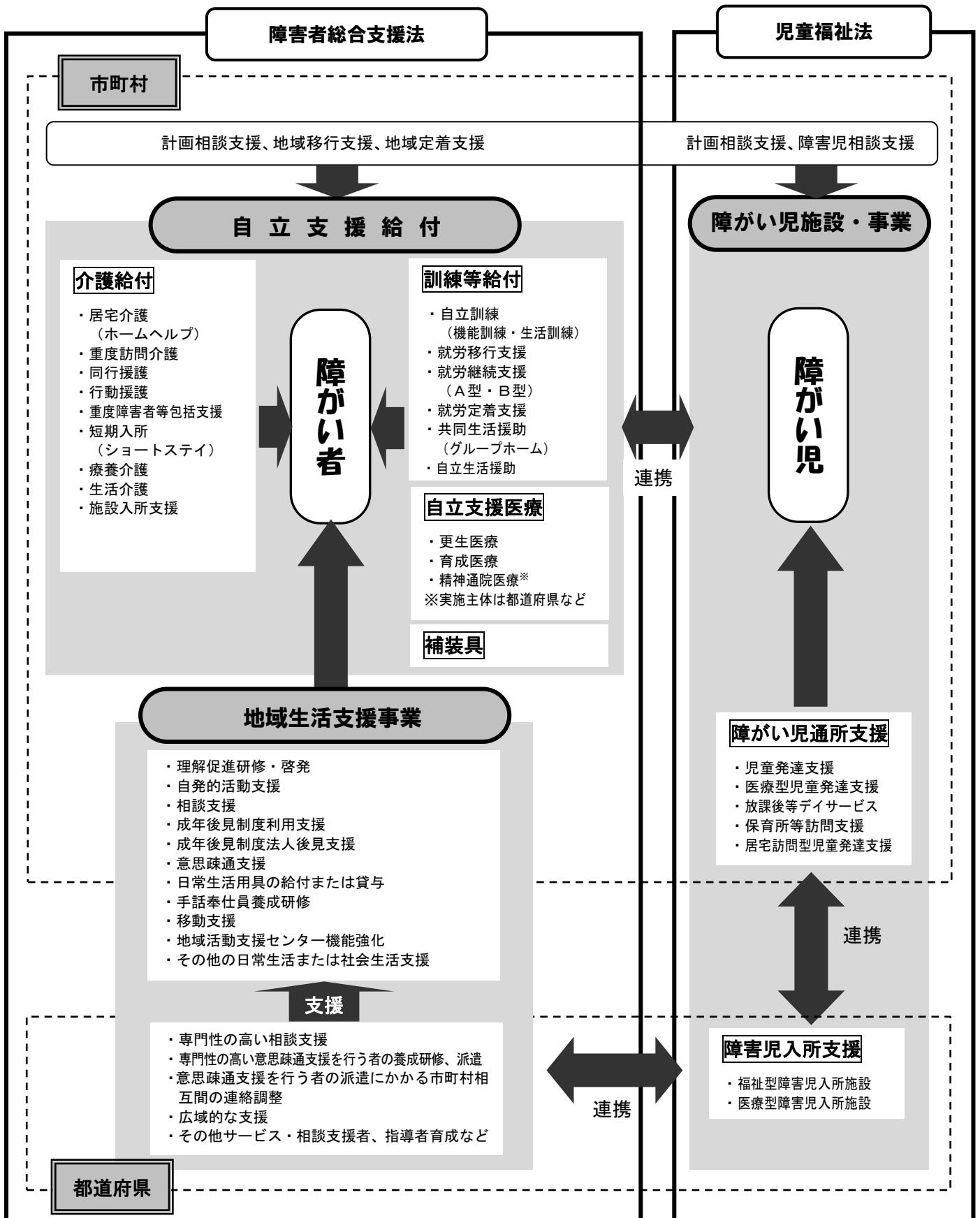
単位：人

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
保育所(※保育所型認定こども園を含む)	21	21	21	21
認定子ども園(幼保連携型・地方裁量型)	18	18	18	18
地域型保育事業所	0	0	0	0
放課後児童クラブ	30	25	28	30

＜見込量確保のための方策＞

- 第 1 期障がい児福祉計画策定にあたり、国から障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。市町村においては、障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを満たせる定量的な目標を示したうえで、子ども・子育て支援などの利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどにおける障がい児の受け入れの体制整備を行うものとされています。
- 本市においては、国の通達に基づき、保育園や認定子ども園などの動向や放課後児童クラブの在籍児童数の動向などに基づき、必要見込量を算出しています。
- 今後、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、本計画の目標などを反映し、障がい児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとしていきます。

参考 障がい者（児）に関するサービス提供体制について



Ⅲ 資料編

1 江津市保健福祉総合推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 江津市保健福祉総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、円滑かつ計画的に推進し、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、江津市保健福祉総合推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の任務を所掌する。

(1) 5つの個別計画（地域福祉計画、健康増進計画、高齢者福祉計画、障がい者保健福祉計画、食育推進計画）を包含する総合計画の策定及び円滑かつ計画的な推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 江津市地域福祉推進協議会委員

(2) 江津市健康づくり推進協議会委員

(3) 江津市障がい者保健福祉推進協議会委員

(4) 江津市食育推進会議委員

(5) 江津市子ども・子育て会議委員

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

4 会長及び副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月3日告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

2 江津市保健福祉総合推進協議会委員

選 出 区 分	団 体	役 職	氏 名	備 考
地域福祉推進協議会	江津市社会福祉協議会	会 長	黒 川 聰	
	江津市民生児童委員協議会	会 長	鹿 森 偉左雄	
健康づくり推進協議会	江津市医師会	会 長	森 眞 爾	
	江津市健康推進地区連絡会	会 長	瀬 頭 龍 平	
	浜田保健所	所 長	竹 内 俊 介	
	江津市歯科医師会	会 長	平 下 秀 人	
	江津市老人クラブ連合会	事務局長	片 山 禎 志	
障がい者保健福祉推進協議会	島根整肢学園	理 事 長	木 原 清	
	江津市障がい者協会	会 長	梶 川 勇	
食育推進会議	江津市教育委員会学校給食部会	会 長	永 瀬 裕 朗	郷田小学校
	江津市食生活改善推進協議会	会 長	大 場 郁 子	
子ども・子育て会議	浜田児童相談所	所 長	山 本 尚 樹	
	特定非営利活動法人 ちゃいるどリーむ	事 務 長	牛 尾 雅 弘	
市長が必要と認める者	江津市立江津中学校	校 長	山 藤 俊 治	
	総合福祉施設ミレ青山	施 設 長	高 岩 綾 子	
	江津市連合婦人会	会 長	田 儀 セツ子	
	江津商工会議所	専務理事	和木田 登	

3 用語解説

あ行

用語	解説
あいサポーター	多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、特別な技術を習得していなくても、日常生活において障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある人。「あいサポートバッジ」及び「障がいの主な特性や必要な配慮の内容などをまとめたミニパンフレット」の交付を受けるとともに、各種講演会・イベントなどに参加し、サポーターに関する説明などを受け、「あいサポートバッジ等交付申込書」を提出する
アセスメント	事前評価のことで、対象者に関する情報を収集すること
インフォーマルサービス	地域住民やボランティアが主体となって行う社会福祉サービス。行政サービスや介護保険サービスなど、公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービス（フォーマルサービス）の対語として使われる
NPO（エヌピーオー）	民間非営利団体。福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと

か行

用語	解説
ガイドライン	政策などの指針・基本線。政策などを運用するための指針や手引きのこと
QOL（キューオーエル）	Quality of Life の略。QOL は、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念
ケアマネジメント	利用者の要求に対し、適切で効果的な支援を行うため、各種サービスを調節すること
ゲートキーパー	家族や地域、職場、保健、医療、教育などの場面で、自死の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、身近な人の自死の危険を示すサインに気づき、見守りや、必要に応じて専門相談機関へつなぐなど適切な対応を図る役割が期待される人材
公営住宅等長寿命化計画	老朽化が著しい市営住宅について、計画的な集約・建て替え・維持管理を進めるための計画
コーディネート	物事を調節しまとめること
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化を捉える方法
コミュニティ	居住地や関心をともにすることで営まれる共同体のこと
コミュニティビジネス	地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている

さ行

用語	解説
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体
小地域	市町村よりも身近な地域の範囲をさし、本市では地域コミュニティ区程度の範囲（「地区」とも表現する）や、自治会区程度の範囲に用いられることが多い
情報保障	身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない者に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。
食生活改善推進員	「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、健康の基本である食生活の改善を主なテーマとして活動している人
シルバー人材センター	定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化を目的とするもの
シルバーハウジング	高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと

用語	解説
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自分でこれらのことをするのが難しい、判断能力の不十分な人を保護し、支援するための制度
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」、「規範」、「ネットワーク」といった社会組織の特徴

た行

用語	解説
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関
出前講座	市民の受講したい内容をメニュー表の中から選び、市職員・公的機関職員が講師となって地域に出向く講座
デマンドバス	地域（市内の交通空白地域）と路線バスをつなぎ、路線バスの発車・到着の時刻に合わせて運行するバス
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。65歳以上であって身体上または精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、在宅では適切な介護を受けられない場合に入所させ、養護することを目的とする施設
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violenceの略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある

な行

用語	解説
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症者や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関など、まちで働く人として活動する。「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーターには、その証として認知症者や家族を支援する「目印」としてのブレスレット「オレンジリング」を全国キャラバン・メイト連絡協議会から配布している
ノーマライゼーション	あらゆる人々が、ともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと

は行

用語	解説
8020 運動	7024 は「70 歳になっても 24 本以上自分の歯を保とう」、8020 は「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」ということを進める運動
パブリックコメント	行政機関が計画などを策定するにあたり、事前に案を示し、その案について広く意見や情報を募集するもの
バリアフリー	段差などの物理的な障壁の除去、または高齢者や障がい者などの社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去
ハローワーク	公共職業安定所。仕事に就くための支援を行い、仕事を探す人と人材を求める事業主を結びつけることを目的としている
ピアサポート	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援したりする活動のこと
避難行動要支援者登録制度	災害時に自力での避難が困難で、地域の支援を必要とする人を対象に登録申請に基づいて避難行動要支援者台帳を作成し、災害時の安否確認や避難支援などに役立てる制度
福祉用具	高齢者・障がい者の介護やリハビリのために使用する介護用品や福祉機器。車いす、電動ベッド、特殊寝台、歩行器、体位変換器など
ボランティアセンター	ボランティア活動の推進・支援を目的として設立したもの。ボランティア活動をしたい人たちの相談窓口として、様々な情報や活動を集めて、ボランティア活動を応援する

ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を共通の要因として、脂質異常、高血糖、高血圧のうち2つ以上合わせ持った状態のこと
メンタルヘルス	心の健康のこと
モニタリング	ケアプランやサービス等利用計画に照らして状況把握を行い、決められた福祉や医療のサービスなどが提供されているかを把握するとともに、利用者の活動などについて定期的に確認すること

や行

用語	解説
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインのこと。以下の7つの原則が提唱されている ①誰でも使えて手に入れることができる（公平性） ②柔軟に使用できる（自由度） ③使い方が簡単にわかる（単純性） ④使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ） ⑤間違えても重大な結果にならない（安全性） ⑥少ない力で効率的に、楽に使える（省体力） ⑦使うときに適当な広さがある（スペースの確保）

ら行

用語	解説
ライフステージ	人生の成人期、中年期というような、一定の特徴を持ったある期間（段階）のこと

わ行

用語	解説
ワンストップ相談サービス	様々な相談を1か所で行うことができること

第3次江津市保健福祉総合計画

発行年月：平成30年3月

発 行：島根県江津市

〒695-8501 江津市江津町1525番地

TEL：0855-52-2501（代）

FAX：0855-52-1374

<http://www.city.gotsu.lg.jp/>

編 集：社会福祉課

制 作：（株）ジャパンインターナショナル総合研究所
